

男川浄水場更新事業
要求水準書（案）に関する質問への回答

平成 24 年 3 月 26 日

岡崎市水道局

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
1	要求水準書(案)	1	1	(2)	イ		男川浄水場の所在地及び立地条件	未買収地は、平成24年度中に確実に買収できると解釈してよろしいですか。	工事着手時までには買収する予定です。
2	要求水準書(案)	1	1	(2)	イ		男川浄水場の所在地及び立地条件	「未買収地」について、万が一買収が難航し、工程に影響が出た場合のリスク分担(工程遅延による追加費用支払等)をご教示願います。	本市の負担と考えます。
3	要求水準書(案)	1	1	(2)	ウ		事業の対象となる公共施設等の種類	取水量は、現在の水利権に変更を与えない水量ですか。	現在の水利権水量です。
4	要求水準書(案)	1	1	(2)	ウ		男川浄水場	取合位置の住所及び位置をご教示願います。	水道局工務課で閲覧可能です。
5	要求水準書(案)	1	1	(2)	ウ		男川浄水場	「3水源」の原水がありますが、それらの取水に当たっての優先順位はあるのでしょうか。	優先順位はありません。
6	要求水準書(案)	2	1	(2)	エ		事業の目的	既存の場外施設及び簡易水道施設の運転・制御は、浄水施設の中央管理室で実施するとの理解でよろしいでしょうか。尚、そうでない場合、どこで実施するのかご教示ください。	場外施設の一部の運転・制御は、中央監視室で行いますが、簡易水道施設の運転・制御は中央監視室では行いません。運転・制御は現地で行います。
7	要求水準書(案)	2	1	(2)	エ		事業の目的	今回の要求水準書(案)では「基本設計を参考に」の記載が各所で削除されておりますが、要求水準を満たす内容であれば基本設計に準拠しない自由な設計提案が可能で、提案は公平に評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
8	要求水準書(案)	2	1	(2)	工	事業の目的	「既存の場外施設等(場外施設・簡易水道施設)については維持管理業務を含む」と記載されていますが、頁38以下の(4)場外施設等維持管理業務の記載を読むと、実際は運転管理業務を除いた維持管理業務ですので、そのように理解しておいてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	既設の場外施設・簡易水道施設について、対象が表4-1、4-2に示す施設となっていますが、各施設を構成する各々の機械設備及び電気設備等(維持管理業務の対象となる設備)の仕様(能力、動力、台数等)を提示していただけますでしょうか。	水道局工務課で閲覧可能です。
10	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	既設の場外施設・簡易水道施設の維持管理業務について、提案作成にあたり、対象となる各設備の現況がわかる資料を提示していただくことや現地調査を実施することは可能でしょうか。	前段：水道局工務課で閲覧可能です。 後段：平成24年6月に実施する予定としております。
11	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	表1-3の対象施設に建物(・・・棟)が各種ありますが、維持管理性・機能性を考慮し、要求水準の仕様を満たせば、部分的にひとつの建物にすることも可能でしょうか。	提案は自由ですが使用上及び維持管理上有利なものとしてください。
12	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	排水処理管理棟は、排水処理施設の管理機能を脱排水機棟内に設ければ別棟として設置する必要はないものと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	表1-3の 3にて伝送設備のみ対象とすると記載がありますが、添付資料11に記載してある場外施設のテレメータ(親局・子局)は今回更新対象範囲でしょうか。または対象範囲外でしょうか。	更新対象です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
14	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	表1-3の 3にて伝送設備のみ対象とすると記載がありますが、簡易水道施設の各テレメータ(親局・子局)は今回更新対象範囲でしょうか。または対象範囲外でしょうか。	更新対象です。
15	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	場外施設、簡易水道施設について添付資料11に記載されておりますが、現在、男川浄水場へ信号が取り込まれていない施設はないのでしょうか。そのような取り込まれていない施設がある場合、その施設はどれでしょうか。そのような施設から信号を取り込む場合、計装設備まで機能増設を行い取り込むと考えると宜しいでしょうか。また、機能増設は更新も含むとの考えでしょうか。	添付資料11に、新規に信号を取組むものはありません。
16	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務(表1-3)	表1-3の「対象施設」について、「保守点検業務」がp.32「表3-1 保守点検業務対象施設および設備」、「修繕業務」がp.33「表3-3 修繕業務対象施設および設備」をそれぞれ示していると思料いたしますが、内訳や名称が異なる箇所がありますので、統一していただけないでしょうか。	統一致します。
17	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	表1-3の排水処理施設に「排水処理管理棟」の記載がありますが、=脱水機棟との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	表1-3の「既設男川浄水場」について、「進入監視設備設置工事」の警備業務にのみ がありますが、整備業務や植栽管理業務等その他の維持管理業務は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
19	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	表1-3の「場外施設」及び「簡易水道施設」について、「添付資料11の計装設備工事」の整備業務にありますが、現在の設備を利用するのではなく、全ての設備を更新するとの理解でよろしいでしょうか。	伝送設備のみ対象とします。
20	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象設備及び対象業務	表1-3の項目にて既設男川浄水場の進入監視設備設置工事とあり、事業範囲が警備となっています。具体的にはP37に警備業務の記載があり、貴市で工事された進入監視設備を用いて警備すると理解してよろしいですか。その場合進入監視設備設置工事は事業範囲に含まないと理解しますがよろしいですか。	進入監視設備の設置は警備業務に含みます。
21	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	表1-3の管理用建物(浄水場管理棟、粉末活性炭処理棟、自家発電機棟、受変電設備棟)及びその他施設の建物等において、設備内容によっては合棟としてもよろしいでしょうか。或いは必ず別棟として築造する必要がある場合、その建物を御教示いただけないでしょうか。	提案は自由ですが使用上及び維持管理上有利なものとしてください。
22	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	既設男川浄水場の侵入監視設備設置工事については、警備が維持管理業務範囲になっていますが、これは貴市が整備を行い、事業者がその設備を使って24時間監視を行うとの理解でよろしいでしょうか？	進入監視装置の設置を含みます。
23	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象既設及び対象業務	既設男川浄水場の侵入監視設備は、現システムの活用ではなく、新たな設備の設置ですか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	簡易水道施設(既設)の修繕対象となる伝送設備とは、具体的にはどのような設備でしょうか。	男川浄水場と南部浄水場間の伝送装置です。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
25	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	外周道路の設置する位置はフェンスの内外のどちらでも宜しいでしょうか。	フェンス外としてください。
26	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	表1-3において、場外施設(既設)、簡易水道施設(既設)の整備業務に添付資料11の計装設備工事がついています。こちらで記載されている計装設備とは伝送装置だけと考えてよろしいでしょうか。場外施設の計装設備においても以下前提を満たせば既設設備(装置)を流用することでも問題ないでしょうか。(前提)民間事業者の責任において規定されている使用期間(16年、20年)を保全する。	: ご理解のとおりです。 : 問題ありません。
27	要求水準書(案)	2	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	添付資料では、監視対象点数など施設の規模が不明ですが、内容は開示して頂けるのでしょうか。	水道局工務課で閲覧できます。
28	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	北野配水場、上地配水場、六供配水場、額田南部浄水場及び日名水源送水場の各施設の警備業務は、警備業法上の第1号警備(機械警備)には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。その際、上記施設における具体的な警備業務についてご教示ください。	警備業法上の警備に該当します。進入者等を検知する装置を設置し、男川浄水場等に通報するような設備を設置してください。具体的な警備業務の内容は水道局工務課で閲覧できます。
29	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	「維持管理業務に係る用語の意味」に警備業務が定義されていますが、「進入監視設備設置工事」は整備業務ではなく警備業務のため、維持管理期間の開始後に当該工事を実施し、その対価は維持管理業務の対価の一部であるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務開始前には、完了してください。費用については、建設業務か維持管理業務どちらかに計上してください。
30	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	「修繕業務」は、機器、配管、配線の全面的な更新等の「大規模修繕」は含まれないと理解してよろしいでしょうか?	修繕業務にはあらゆる修繕が含まれます。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
31	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	「保守点検業務」 場外施設、簡易水道施設に起因する管路施設は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	「修繕業務」 場外施設、簡易水道施設に起因する管路施設は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	ここでいう警備業務とは、警備業法に該当する業務ということでしょうか。	警備業法上の警備に該当します。
34	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	「保守点検業務」 P.33 表3-4においては、消耗品交換が修繕業務に含まれています。浄水施設の機能維持を考慮し、適切と考える業務(修繕業務または保守点検業務)に含み、提案を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	補修業務に関しては、修繕業務で対応することになりますが、その際に必要となる消耗品、材料(ポンプグランドパッキン、脱水機ろ布等)についても貴市から支給されるものと理解して宜しいでしょうか。	場外施設及び簡易水道施設の補修業務に関する消耗品は、本市の負担とします。
36	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	「用語の意味と業務範囲」 要求水準書(案)7頁1(3)エに「事業期間中の修繕または更新を行うことにより」とあり、維持管理期間中にも状況に応じて更新業務を行うことを要求されているものと思料します。つきましては、維持管理期間中の更新業務について、用語の意味と業務範囲をご教示下さい。	使用期間中に設備の老朽化により壊れた設備については、更新するものと想定しています。
37	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ	対象施設及び対象業務	修繕業務には継続して機能を保持するための更新も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
38	要求水準書(案)	3	1	(2)	オ		対象施設及び対象業務	場外施設の警備業務は、各場外施設に場内警報装置を設置し施設の警備をおこなうものとされていますが、これらの警報の通報先は男川浄水場で良いでしょうか。	男川浄水場または、仁木浄水場です。
39	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	男川浄水場	「各種設備」とは表1-3でいう「各種設備(薬品注入設備(凝集剤、塩素、アルカリ剤、粉末活性炭))」を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	男川浄水場	その他浄水場を供用開始するための切替工事とは具体的にどのような工事を想定されているのでしょうか。	要求水準書(案)をご参照ください。
41	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	a	男川浄水場整備業務	「(ウ)生活環境影響調査業務」本調査業務は、排水処理施設(脱水)の産業廃棄物処理施設の許可申請に関するもののみと考えてよろしいですか。	建設工事に掛かる全てのものとお考えください。
42	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	b	男川浄水場維持管理業務	本更新事業には、浄水施設の運転管理業務が含まれておりませんが、実際には、保守点検業務、修繕業務等と完全にセパレートすることは困難と考えます。保守や修繕に関するスケジュール調整等は民間事業者側に決定権があると判断してよろしいでしょうか。また、運転管理業務側から突発的な修繕対応依頼があった場合に、スケジュールが変更になることによる損失等に関しては、どのようなリスク分担になると考えればよろしいでしょうか。	保守点検スケジュールは、民間事業者に決定権がありますが、定期的に市と協議してください。また、緊急時の対応は、保守業務に含まれますので全て事業者の負担となります。
43	要求水準書(案)	4	1	(2)	オ	b	男川浄水場維持管理業務	運転操作が原因の突発的対応については、市負担と考えてよろしいでしょうか。(バルブの急激な開閉操作等、著しく機器を損傷するような運転をした場合の破損など)	明らかに浄水処理の運転操作上のものについては、ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
44	要求水準書(案)	5	1	(2)	キ	事業スケジュール	現時点におきまして浄水場の建設や切り替えに際しての工程上の制約条件などはありますか？またその他設計、建設に関わる制約条件(工程以外も含め)はありますか？	制約条件は、現時点ではありません。
45	要求水準書(案)	5	1	(2)	キ	事業スケジュール	実施方針ページ7で早期引渡の提案が認められています。よって、事業スケジュールの変更が認められた場合維持管理最終年月が変更となる場合、事業年度の変更(短縮)は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間は、180ヶ月とし、事業年度の変更は認めます。
46	要求水準書(案)	5	1	(2)	キ	事業スケジュール	予定スケジュールを前倒しする提案をした場合は、評価対象になるのでしょうか。	加点評価対象とします。
47	要求水準書(案)	5	1	(2)	ク	法令等	排水処理施設の設置には、産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要と思料いたしますが、申請者名義は岡崎市様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書(案)	5	1	(2)	ク	岡崎市の条例等	「本市の技術基準、指針等は以下のとおりであり、最新版を適用する」とありますが、実施方針p.3に記載の通り「入札公告時において最新版を適用する」との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時です。
49	要求水準書(案)	6	1	(3)	ア	水理条件	表1-4 取水位置における水位とは、最低取水水位と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」となりますが、受入計画や調整は請負側にて全て実施することになるのでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
51	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	上記において残土受入れは、無償でしょうか？有償でしょうか？	現地までの運搬及び土の費用は無償(残土発生事業者負担)です。
52	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	上記において盛土材として本事業で使用可能な良質残土量はどの程度を見込まれているでしょうか？	現時点では不明です。
53	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	市内の公共事業で発生する良質な残土受入れを提案し、工事実施にあたり、市等の公共工事の発注者に受入れを申し入れた場合、優先的に残土を提供いただけると考えてよろしいでしょうか。また、この場合、当該公共工事の施工業者から拒否されることはないと考えてよろしいでしょうか。	その時点での協議になります。
54	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	市内の公共事業の実施の判断は、事業者ができるものではありません。従って、残土受入れを想定していた公共工事が行政上の理由で延期等になり、結果的に残土受入れができなくなったとしても、事業者の責任は問われないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とありますが、残土受け入れの可能性のある市内の公共事業の予定をご教示願います。	現時点では不明です。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
56	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とありますが、公共事業からの残土受け入れの可否は現時点では判断できないことから、これを前提として工事費を見積もることは不可能だと考えられます。従って、当該配慮は、評価対象にはならないと理解してよろしいでしょうか?	現時点で提案してください。評価の対象とします。
57	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とあります。市外の良質な残土を利用することは可能ですか?	ご理解のとおりです。
58	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	計画地盤高さと盛土	盛土材については原則良質土(購入土)と記載されていますが、要求品質を満足すれば、他の材料でもよろしいでしょうか?	原則良質土(購入土)とします。
59	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	計画地盤高さと盛土	盛土材は、市内の公共事業で発生する良質土がない場合、購入土と考えてよろしいでしょうか? その他、購入土の制約条件はありますか?	ご理解のとおりです。 制約条件は協議によります。
60	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する。」とありますが、工事工程表作成後、それに合わせた残土の受け入れが可能なような、残土発生計画をしていただけののでしょうか。または、残土の仮置き場があり、そこへいただきに行くことになるのでしょうか。この場合の仮置き場の予定地を御教示願います。また、残土の購入単価の予想値を御教示願います。	工事工程に合わせた受入と理解してください。仮置き場の場所は未定です。仮置き場までの受け取りは想定しておりません。現地までの運搬及び土の費用は無償(残土発生事業者負担)です。
61	要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	現状の予定地“全域”を計画堤防高さ以上として標高24.3mとする必要があるのでしょうか?	外周道路は除きます。

資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
	頁	項					
62 要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	「盛土材は、市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れについて配慮する」とされています。盛土材の積算にあたり、市内の公共事業で発生する残土量が把握出来る企業が優位となり、公平性を欠くと思われます。市内の公共事業で発生する残土について、発生量や発生時期、発生場所、材質(設計定数)等をご教示ください。	現時点では不明です。
63 要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	“盛土材は、市内の公共工事で発生する・・・”とありますが、ここで言う「公共工事」の定義をご教示ください。これには、独立行政法人、地方共同法人、特殊会社等の発注の工事も含まれると考えてよろしいでしょうか。	岡崎市が発注する工事を優先してください。
64 要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	市内公共事業で発生する良質な残土について、予定発生時期と予定土量をご提示願います。	現時点では不明です。
65 要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	原則購入土で市内の公共事業で発生する残土受入を考慮するとは、残土受入時に費用をSPCから支払うとの意図でしょうか。	市内の公共事業で発生する残土の男川浄水場までの搬入は、当該公共事業を行う別の業者が実施する予定です。
66 要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さと盛土	市内の公共事業で発生する残土の受け入れを極力すすめたいと思いますが、発生時期と発生量について教示願います。	現時点では不明です。

資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
	頁	項					
67 要求水準書(案)	6	1	(3)	イ	新設浄水場の計画地盤高さ と盛土	市内の公共事業で発生する良質な残土の受け入れ可能量が現時点で不明でありながら、良質残土の受け入れについて配慮するとあります。もし、良質残土の受け入れが可能である事が、計画後に判明した場合、当初の計画との相違が生じると考えられます。この取り扱いについてご教示願います。また、工事費の積算上、数量と単価はどのように設定すればよろしいでしょうか。	良質な残土を受け入れ可能となった場合は受け入れて頂き、整備費を調整することとします。
68 要求水準書(案)	6	1	(3)	イウ	新設浄水場の計画地盤高さ と盛土、 浄水場内施設の 水位高低	「新設浄水場の計画高さは、・・・平均で3.0～4.0m程度の盛土が必要になる。」とありますが、水槽天端(1FのFL)をGL+4.0m以上とすれば、盛土は不用となります。施設の浮上対策をすれば、盛土は不用と考えますが、いかがでしょうか。この際、次項の「浄水池水位はHWL+22.50m、LWL+18.50m程度とする。」は一部水槽で遵守しなくてもよろしいでしょうか。御教示願います。	場内への水災が無いように造成標高を決定しているため、この標高を確保してください。
69 要求水準書(案)	6	1	(3)	ウ	浄水場内施設の 水位高低	浄水池水位(HWL+22.50m、LWL+18.50m程度)と中間ポンプ井を設置しないことの2つの条件を満たせば、浄水場内施設の水位高低は、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70 要求水準書(案)	6	1	(2)	ク	遵守すべき関係 法令等	本市の技術基準、指針等の適用に関して、最新版を適用すると記載されています。事業開始後改訂があった場合の処置は都度協議によると考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
71 要求水準書(案)	6	1	(2)	ク	遵守すべき関係 関係法令等	“最新版を適用”とありますが、どの時点が対象でしょうか。入札までの間、または工事期間中に改定された場合の扱い(適用の有無、変更協議の対象)はどうなりますか。	前段：入札公告時です。 後段：協議によります。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
72	要求水準書(案)	6	1	(2)	ク	岡崎市の条例等	「その他関係する要綱や各種基準等・・・」とありますが、具体的にどのような要綱等ございますでしょうか。又、優先順位はどちらでしょうか。	前段：関連については調査してください。 後段：優先順位はありません。
73	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ	設備の使用可能期間	使用期間とは「保守点検業務」「修繕業務」での部品交換を前提にしてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
74	要求水準書(案)	7	1	(3)	ウ	浄水場施設の水位高低	「浄水設備において中間ポンプ井は設置しないこと」と記載されておりますが、排水処理における返送水は、ポンプ圧送も可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ	建造物の耐用年数	耐用年数 60年、50年、40年 について、定期的なメンテ費用はどのようにお考えでしょうか？	事業期間中は、耐用年数を維持できるメンテナンス費用を計上してください。
76	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ	建造物の耐用年数	事業期間終了後1年以内にこれらの建造物及び設備が本要求水準書に示された性能を下回った場合、民間事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする」と記載が有りますが、貴市の帰責事由による場合は、貴市の費用負担にて修繕を行うものとする」と理解して宜しいでしょうか。	明らかに本市の帰責事由によれば、ご理解のとおりです。
77	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ	建造物の耐用年数 土木・建築・配管 設備の使用可能期間	「事業期間終了後1年以内に・・・修繕を行うものとする。」とありますが、民間事業者が引き渡し後、適切な運転管理、保守点検を行って頂いたでの保証との理解でよろしいでしょうか？ また、場外施設・簡易水道施設については対象外と理解してよろしいですか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
78	要求水準書(案)	7	1	(3)	エ	土木・建築・配管	場内配管と設備配管との区界をご指示頂けないでしょうか？	埋設されている配管は場内配管、埋設されていないものは設備配管が基本です。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
79	要求水準書(案)	7	1	(3)	工	土木・建築・配管	表1-6において、薬品設備の使用可能期間は、機械設備よりも短く設定されていますが、薬品設備に関連する場内配管の耐用年数も腐食性等の観点から短くなるものと考えます。このことから、薬品設備の場内配管は表1-5 構造物の耐用年数の対象外と考えてよろしいでしょうか？	材料として耐用年数を満足するものを採用してください。
80	要求水準書(案)	7	1	(3)	工	土木・建築・配管	本事業における構造物の耐用年数は法定耐用年数との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおりです。
81	要求水準書(案)	7	1	(3)	工	構造物の耐用年数	表1-5に示す耐用年数が維持できる仕様とありますが、どのようにして確認されるのでしょうか？	各指針に基づき設計され各基準にあった構造物であれば耐用年数が維持できるものと考えます。
82	要求水準書(案)	7	1	(3)	工	構造物の耐用年数	建築構造物の耐用年数の判定方法は(大蔵省令：減価償却資産の耐用年数等に関する政令 別表第一)によらず、物理的・社会的または意匠的な耐用限度が満足されているかを総合的に判断していただくと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおりです。
83	要求水準書(案)	7	1	(3)	工	構造物の耐用年数	「建築構造物の耐用年数50年」の判定方法について、構造物の耐震性のみならず、RC造・SRC造・S造等それぞれ採用した構造形式の特徴に応じた評価を行っていただくと判断してよろしいでしょうか。	要求水準書記載の耐用年数を満たしてください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
84	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		構造物の耐用年数	著しく耐久性が劣り得る災害が発生した場合はこの限りではないと思われませんが、この際の具体的なリスク分担についてご教示願います。また、場内配管の場合、地震等により、目に見えぬ損傷が繰り返し起こり、その累積結果として許容繰り返し応力(回数)の低下を招き、時間差で連鎖的に破損するパターンもございます。この場合の取り扱いも含めてご教示願います。	場内配管同様に十分な強度を有する材料及び継ぎ手で不同沈下対策として可とう管を使用していれば、十分に対応した施設と考えられるためその上での損傷ならば予期できないものとしてリスク分担は市側にあるものと考えますが、状況により協議します。
85	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	「事業期間終了後1年以内にこれらの設備が・・・民間事業者は自らの費用負担にて修繕を行うものとする。」とありますが、ここでいう民間事業者とはSPCである必要はなく、SPCから維持管理業務を受託する企業で足りるという理解でよろしいでしょうか。(SPCで対応しなければならなかった場合、SPCを1年間存続させておく必要があるため。)	事業契約書(案)85条2項により、SPCは事業終了後1年間は存続する必要があります。ただし、事業契約書(案)85条2項の修繕義務を市が承諾する者に引き受けさせたときはこの限りでないこととし、事業契約書(案)を修正します。
86	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	要求水準書に示された性能を下回った場合とありますが、性能の確認方法としては、貴市と事業者の双方で施設機能確認を行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	表1-6の受変電設備等の備考欄に「ただし、保証期間は、事業期間終了後1年とする」とありますが、事業期間終了後の性能保持と保証の考え方について、具体的にお示しいただけないでしょうか。	通常使用時の保障と同等とお考えください。
88	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	表1-6の受変電設備等における事業期間終了後1年経過後、すなわち事業期間終了後2～5年の間の対応については、別途協議との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
89	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	使用期間20年と記載がありますが、保証期間1年及びその後の4年についての計5年間に必要な消耗品及びその取替作業に関する負担は貴市と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	事業期間終了後、1年以内において維持管理業務の不備に起因する機能の低下は補償の対象から除外されるものと理解して宜しいでしょうか。	協議によります。
91	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	表1-6に事業期間終了後5年以上の性能保持及び1年間の保障期間とありますが、この違いについてご教示願います。 また、その保証の範囲についてもご教示願います。	通常使用時の保障と同等とお考えください。保証の範囲は、設備全てです。
92	要求水準書(案)	7	1	(3)	工		設備の使用可能期間	「事業期間中の修繕または更新を行うことにより、継続して機能を保持することを要する」とありますが、特に計装設備や監視制御設備では、法定耐用年数上も現実的にも16年持たない機器があります。 これらは基本的には「(機器ごと)更新」または「(可能か範囲での)部分更新」せざるを得ないと考えますが、その費用は本事業予定価格に計上されますでしょうか。 またその必要範囲を、ある程度明示して頂けませんでしょうか。	規定の期間機能を保持する施設としてください。更新が必要なら更新費用を計上してください。
93	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7の施設配置において配置は自由となっておりますが、添付資料3は配置の一例を示した参考図と考えてよろしいのでしょうか?	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
94	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	構造形式(土木構造物)の要求事項に、液状化対策を考慮することとなっています。受注業者が行う地質調査において、液状化の可能性が判定された場合は、変更の対象となりますか?	提案時点で判定し提案してください。変更の対象となります。
95	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	躯体関係の要求事項に、必要に応じて防食対策を施すこととあります。防食の必要とされる部位と使用についてご指示いただけますか?	貴社の提案される躯体に必要であれば、実績より判断し提案してください。
96	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「施設配置」 「将来は更新後の浄水場の敷地内で更新可能な配置を考慮したものとする」とは、施設を更新した跡地に別施設を建設するスクラップアンドビルド方式は含まれるのでしょうか。	浄水場機能が担保されるならご提案ください。
97	要求水準書(案)	7	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「ポンプ設備関係」 将来の水配分や統廃合計画が水需要の変化により変動することは理解できますが、検討材料として、現状で予測される水需要の変化や統廃合の見通しを示していただく必要があると考えます。これについてご教示願います。	当面、事業期間中は現状と変化がないと判断しております。
98	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「自家発電設備」 容量選定条件として、本項の他、P.19 e 発電設備の項やP.25 自家発電設備の項においても記載がありますが、遵守すべき条件を提示願います。	P19.eとP25 の条件を満たす仕様としてください。
99	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1 7建築構造物 「官庁施設の・・・同解説(平成8年)の類」は 類に訂正されたのではないのでしょうか	建築構造物のうち管理棟のみを 類とし、他はすべて 類と修正します。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
100	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	自家発電設備の必要容量について、表1-7及び25頁では「浄水、送水などの機能が処理能力の75%以上維持できる」とあるのに対して、24頁では「浄水、送水などの機能が維持できる」とありますが、どちらが正でしょうか。	浄水・送水施設の余裕が25%以上あれば自家発電設備能力が75%でも、ほぼ通常の運転ができるものと考えます。
101	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	自家発電設備の必要容量について、排水処理施設の機能を維持する容量は含まなくてよろしいでしょうか。	非常時には、排水処理施設を含みません。
102	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	表1-7のポンプ設備関係で、「将来の水配分や統廃合計画により大きく仕様が異なるポンプもあり」とありますが、具体的にどのポンプの仕様がどのように異なる可能性があるのか提示いただけますでしょうか。	将来の水需要の変化により変動するものと考えています。
103	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	ポンプ設備関係において、ウォーターハンマーの検討に必要となる管路縦断図等の資料はご提示いただけますでしょうか。	水道局工務課で閲覧可能です。
104	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設共通の要求事項	表1-7の配管関係で、ポンプ廻り配管(駆体内配管)は、樹脂粉体塗装鋼管またはステンレス管とありますが、本部分は浄水処理施設であり、排水処理設備は適用除外と考えて宜しいでしょうか。	排水処理施設もポンプ廻り配管の材質と同様としてください。
105	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設共通の要求事項	表1-7の配管関係で、ポンプ廻り配管(駆体内配管)とは、補修、取替えの困難なRC駆体埋込の配管を示すと考えてよろしいですか。	ポンプ廻り等の駆体内配管のすべてとご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
106	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	自家発電設備の必要容量は浄水、送水などの機能が75%以上維持できる容量とありますが、排水処理など記載されていないものは含まれないと考えてよろしいですか。	浄水場としての稼働能力75%が維持できるものとしてください。
107	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	ポンプ設備関係の要求事項に、将来の増設を考慮した合理的なポンプ配置とありますが、想定される増設分の能力についてご指示ください。	将来の水需要の変化により変動するものと考えています。
108	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「建築構造物」について 類となっていますが、類ではないでしょうか？	建築構造物のうち管理棟のみを 類とし、他はすべて 類と修正します。
109	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「配管関係」 樹脂粉体塗装鋼管とは、内面のみ樹脂粉体塗装鋼管とし、外面は耐食性を考慮した塗装と考えて宜しいでしょうか。	内外面ともです。
110	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「配管関係」 ポンプ廻り以外の配管(躯体内配管)の管種は、耐食性を考慮した配管と考えて宜しいでしょうか。	躯体内配管は、ポンプ配管と同様とお考えください。
111	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「配管関係」 場内配管は原則として耐震性ダクティル管とありますが、ダクティル管以外を提案するための必要条件があればご教示ください。	耐震性・耐食性が耐震性ダクティル管と同様の能力を持つものをご理解ください。
112	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「配管関係」 「ポンプ周辺の配管は高圧力とすること」とは、必要圧力を満足する仕様と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
113	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「配管関係」 「ポンプ周辺の配管」とは、ポンプ吐出側と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「配管関係」 ポンプ周辺の配管は高圧力とするとありますが、具体的な圧力基準を提示下さい。	1 MPaと想定してください。
115	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設共通の要求水準	沈澱池管廊に設置される排泥管の仕様は、ポンプ廻り配管(駆体内配管)の要求事項と同じとの考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
116	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設共通の要求水準	急速ろ過池や生物接触ろ過池の管廊に設置される空洗管や原水流入管、逆洗管、洗浄排水管等の仕様は、ポンプ廻り配管(駆体内配管)の要求事項と同じとの考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設共通の要求水準	ポンプ廻り配管(駆体内配管)は、樹脂粉体塗装鋼管またはステンレス鋼管とされていますが、粉体塗装鋼管と同等の性能を有すナイロンコーティング管や塩ビライニング鋼管の使用は不可でしょうか？	裏付けがあれば使用可能ですが、塩ビライニング鋼管は、同等とは考えられません。
118	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ		各施設の共通要求事項	「場内配管は原則として耐震継手のダクタイル鋳鉄管とする」とありますが、薬品注入用配管は必ずしも耐震継手のダクタイル鋳鉄管でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
119	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、管種は樹脂粉体塗装鋼管またはステンレス鋼管とするとあります。原則として本要求水準にて管種を選定しますが、薬品設備等、耐蝕性が要求される配管については適宜材質を変更しても良いでしょうか？	材料は耐食性の高いものを使用する場合のみ変更を認めます。
120	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、各種設備配管において要求されるフランジ規格はございますか？	JIS(機械廻り)及び水協(場内配管)規格としてください。
121	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、各種設備配管において要求される最大使用圧力をご指示頂けますか？	ポンプ揚程より想定してください。
122	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	表1-7 各設備共通の要求事項の内、配管関係について、ポンプ廻り配管以外の機械設備配管に要求事項はあるのでしょうか。また、その場合、ポンプ廻り配管との区分をご指示頂けないでしょうか？	要求事項は場内配管と同等です。区分はありません。
123	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通事項	管理棟は災害対策拠点の機能が要求されていますが、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説(平成8年度)の「類」でよろしいでしょうか。	建築構造物のうち管理棟のみを「類」とし、他はすべて「類」と修正します。
124	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	「ポンプ設備関係」において、「送水ポンプ設備は将来の水配分や統廃合計画により大きく異なるポンプも有る」とありますが、統廃合計画を内容をご教示ください。	当面、事業期間中は現状と変化がないと判断しております。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
125	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	「建築構造物」の要求事項では「官庁施設の総合耐震計画及び同解説(平成8年度)の類」相当として設計する。」とありますが、「P.15 f 安全・防災・防犯計画」において被災時には水道局の災害対策本部の機能を必要とするため、防災拠点機能の観点から「類」での設計ではなくてよろしいでしょうか。	建築構造物のうち管理棟のみを類とし、他はすべて類と修正します。
126	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	建築構造物の基準について、類で宜しいでしょうか。	建築構造物のうち管理棟のみを類とし、他はすべて類と修正します。
127	要求水準書(案)	8	1	(3)	オ	各施設の共通要求事項	「自家発電設備」 現施設における自家発用の燃料備蓄量と、それに伴う消防法上の届出状況をご教示頂きたいと思えます。	前段は、P24に1日分の運転可能容量としています。 後段は、新浄水場は現浄水場とは異なりますので、消防法上の届出は協議してください。
128	要求水準書(案)	8	2	(1)	イ	対象業務の名称と主な内容	表2-1の3-6「排水処理施設維持管理業務」は「排水処理施設運転管理業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
129	要求水準書(案)	8	2				細則全体	(2) 整備業務、(3) 維持管理業務、および(4) 場外施設等維持管理業務の記載内容を読むと、SPCから業務委託する各会社が、上記各業務に必要な資格、要件などをすべて満足すれば、SPC専任の人員の常駐(受託企業の業務責任者は適宜SPC兼務として常駐する。)は必要条件ではないと思われませんが、その理解でよろしいですか?	ご理解のとおりです。
130	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(ア)	本業務の内容	境界杭の位置の検証のため、境界杭および更新用地の境界が明示されている図面を提示していただけますか。	水道局工務課で閲覧可能です。
131	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(ア)	本業務の内容	各施設のレベル測量とは、各施設の設置予定位置のことですか。それとも、既設施設のレベル測量でしょうか。	設計及び工事に必要となる全ての位置です。
132	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(ア)	本業務の内容	既設浄水施設等の水位測量は、すべての施設が対象ですか。それとも、今回の更新に関連する施設のみが対象ですか。	関連施設のみです。
133	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(I)	本業務の内容	対象地域での汚染物質の使用等の履歴あるいは貴市による調査結果等を事前に開示いただけると理解してよろしいでしょうか。	水道局工務課で閲覧可能です。
134	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(I)	本業務の内容	「本事業開始の際」とありますが、必ずしも基本協定締結後～基本契約締結前間に実施しなくても構わないと理解してよろしいでしょうか。(実施の時期はあくまでも事業者の判断によると理解してよろしいでしょうか。)	開発手続きで必要ですので事業実施に間に合えば問題ありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
135	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(I)	本業務の内容	土壌汚染測定の結果、万一汚染が認められた場合、追加費用発生及び工程の遅延のリスクは市が負担されると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(I)	本業務の内容	添付資料以外に、地歴等の土壌に関するデータがあれば、ご提供いただけないでしょうか?	水道局工務課で閲覧可能です。
137	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(I)	本業務の内容	土壌測定調査によって有害物質が検出された場合は、その処理費用および工事期間延長について協議に応じていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(オ)	本業務の内容	既設浄水場の汚水の排水処理方法と経路について、ご教示下さい。	汚水については浄化槽で処理し、場外側溝に放流しています。
139	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(オ)	本業務の内容	添付資料3には、雨水及び汚水の既設配管ルートが指示されていないので、改めてご教示願います。	雨水の既設配管ルートは添付資料1に示すとおりです。汚水の既設配管ルートは添付資料13に示すとおりです。
140	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(カ)	本業務の内容	必要な調査の内容を具体的に御教示願います。	工事に関わることであり全て調査してください。
141	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア	(カ)	本業務の内容	「生活環境影響調査」は(2)-3項の項目名に定義されているため、本項記載内容は(2)-1項から(2)-3項へ移動するのが妥当ではないでしょうか。	意見として承ります。
142	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	ア		本業務の内容	技術提案時の検討において第三者協議が必要な場合、どのように対応すればよろしいでしょうか?	事業者にて対応してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
143	要求水準書(案)	9	2	(2) -1	イ	(I)	本業務の実施に当たっての留意事項	実施方針20頁のリスク責任分担表で地中障害物(仮設材、土壌汚染、不発弾等)の責任範囲は貴市となっています。このことから、事業者が行う地下埋設物調査により建設に障害となる埋設物や地下水が見つかった場合には、その除去・排水・処分等は、貴市の責任範囲との理解でよろしいでしょうか。	費用負担は本市とします。
144	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(I)	本業務の実施に当たっての留意事項	詳細がわかる現況図面が無い為に、現況図面をご教示願います。	調査事項としてください。
145	要求水準書(案)	10	2	(2) -1	イ	(オ)	本業務の実施に当たっての留意事項	「貸し出しする既存の図面」とありますが、いつの段階でお借りできるのでしょうか?(参加表明後にお借りできますでしょうか?)	入札公告後とさせていただきます。
146	要求水準書(案)	10	2	(2) -1	イ	(カ)	本業務の実施に当たっての留意事項	「本業務に従事する作業員」の定義について、具体的にご教示願います。	1年間のうち4分の1以上の日数、既設浄水場に立ち入る関係者を対象とします。
147	要求水準書(案)	10	2	(2) -1	イ	(カ)	事前調査業務 本業務の実施に当たっての留意事項 (検便)	検便が必要な作業員は、入場回数がある程度以上のものが対象と考えれば宜しいでしょうか。また、検便結果は、事業者の自主管理と考えて宜しいでしょうか。	1年間のうち4分の1以上の日数、既設浄水場に立ち入る関係者を対象とします。
148	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	ア		本業務の内容	「詳細設計及び必要な申請書類(建築確認申請等)の作成等を行うものである。」とありますが、市がH23年度に許可予定の変更認可業務は含まれないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	ア		本業務の内容	必要な申請書類の作成には、河川協議関連は含まれているのでしょうか。	含まれます。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
150	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	排泥池から沈砂池への上澄水返送ラインは、実施方針P.5に記載のフローにはありません。本ラインは事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	必要であれば返送ラインを提案してください。
151	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「H23年度認可予定の認可の範囲内での変更」とはどの程度のことですか。	認可変更を必要としない範囲とお考えください。
152	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	申請されている変更認可について詳細を開示願います。	許可取得後に水道局工務課で閲覧可能です。
153	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	変更認可申請における生物処理の方式は上向流式生物活性炭方式とされていますでしょうか。	許可取得後に水道局工務課で閲覧可能です。
154	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	技術的な説明が可能であり、かつ要求水準書における水質と水量を満足することができれば、記載フローから以下の変更は可能でしょうか。 薬品注入点及び点数。 排水処理返送先	可能ですが、水処理の観点から相当の理由をお示しください。
155	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	生物処理施設に関して「1:将来計画のため事業範囲外」と記載されておりますが、以下に関する事項は評価の対象となるのでしょうか。また、以下の2項目以外に評価の対象となる項目はあるのでしょうか。 水位高低 全体配置	加点評価の対象としませんが、配置等が考慮されない場合、要求水準未達となります。
156	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	生物処理施設に関して「1:将来計画のため事業範囲外」と記載されておりますが、将来更新時の生物処理施設のスペースは、評価対象となるのでしょうか。	加点評価の対象としませんが、スペースが考慮されない場合、要求水準未達となります。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
157	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「本市の平成23年度許可予定の水道事業変更認可～」と記載されておりますが、将来建設予定の生物処理施設を対象とした変更認可との理解で宜しいでしょうか。 また、変更可能な範囲に生物処理方式は含まれるのでしょうか。 また、生物処理の建設時期がずれたことにより、再度、変更認可を行うことはあるのでしょうか。	前段：水道局工務課で閲覧できます。 中段：生物処理については、本事業対象外とご理解ください。なお、将来設置可能な配置及び水位高低を考慮してください。 後段：想定していません。
158	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	貴市のH24年度許可予定の認可の範囲内についてご教示下さい。	水道法第10条における事業の変更を要しない範囲です。
159	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	変更認可の範囲内における修正は可能となっておりますが、排水や上澄水の返送先は認可の対象外なので、任意と考えて宜しいでしょうか。 また基本フローが図2-1として理解すれば宜しい(部分的な変更可能)でしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「H23年度許可予定の認可の範囲」はいつ公表いただけるのでしょうか。 また、その変更可能範囲についても詳細にご教示願います。	前段：許可取得後に水道局工務課で閲覧できます。 後段：水道法第10条における事業の変更を要しない範囲です。
161	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	『本市の平成23年度許可予定の水道事業変更認可』は、入札参加表明書提出期限までに明示されると理解してよろしいでしょうか？	許可取得後に水道局工務課で閲覧できます。
162	要求水準書(案)	10	2	(2) -2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	処理フローでは、排水池 排泥池 マンガン処理槽の上澄水の放流先は、沈砂池となっておりますが、導水ポンプ停止時に、沈砂池から乙川への逆流はおきないと理解してよろしいでしょうか？	逆流が起きないようにご提案ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
163	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「大平用水については、現状の施設を移設」とありますが、具体的には新設浄水場用の取水口及び取水管を新設し、既設の大平水源送水場は撤去するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「図2-1 男川浄水場廻り処理フロー」ですが、排泥池の上澄水の返送先が沈砂池になっておりますが、排水池への返送も可能との理解でよろしいでしょうか。	提案内容によります。
165	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「本市の平成23年度許可予定の水道事業変更認可の範囲内での変更は可能」とありますが、認可内容について具体的にお示しいただけないでしょうか。また、どのような変更が可能なのかについても同様に、具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段：許可取得後に水道局工務課で閲覧できません。 後段：水道法第10条における事業の変更を要しない範囲です。
166	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	「平成23年度許可予定の水道事業変更認可」の取得結果詳細資料等公表の具体的なスケジュールをご教示ください。	平成24年3月末に取得予定です。
167	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	H23年度許可予定の認可の範囲での変更可能とありますが、認可の内容等をご教授ください。	水道局工務課で閲覧可能です。
168	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	生物処理施設は将来計画のため事業範囲外となりますが、排水処理施設において生物処理施設からの排水についても対象外と理解して宜しいでしょうか。	将来生物処理を導入できるような施設をご提案頂くため、将来導入予定の生物処理施設排水にも対応できるものとお考えください。
169	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	(ア)	男川浄水場廻りフロー図	貴市の平成23年度許可予定の水道事業変更認可の範囲を御教示下さい。	許可取得後に水道局工務課で閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
170	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	男川浄水場廻りフロー図	将来計画の生物処理施設について水位高低、施設配置を考慮することと記載されていますが、生物処理施設の図面等必要データは入札公告時に提示されるのでしょうか。それとも入札参加者側で想定するのでしょうか。	入札参加者で想定してください。
171	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	男川浄水場廻りフロー図	将来建設予定の生物処理施設について、形状その他の今現在のイメージがあればご教示下さい。	入札参加者で想定してください。
172	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	男川浄水場廻りフロー図	認可の範囲内で変更は可能と記載されています。H23年度許可予定の認可の内容を教えてください。	許可取得後に水道局工務課で閲覧可能です。
173	要求水準書(案)	10	2	(2)	-2	イ	男川浄水場廻りフロー図	説明会の確認事項として、本内容は今回の事業範囲外ですが「将来原水水質悪化時に建設する予定であるので、水位高低、施設配置を考慮すること」但し、実績のあるすべての生物処理施設の方式の提案を求めるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合新たな提案を採用した認可設計等の変更リスクは貴市にあるとの理解としたの変更、非価格提案での提案事項(指定様式)でのリスク分担(官から民への移転)は評価項目との理解でしょうか。如何でしょうかご教示願います。	前段：施設配置及び水位高低のみを提案していただくものであり、生物処理方式の提案を求めるものではありません。 中段：提案の対象ではありません。 後段：加点審査の対象ではありません。
174	要求水準書(案)	11	2	(2)	-2	イ (1)	男川浄水場廻りフロー図	1日最小数量が50,900m ³ /日(実績)とありますが、この水量を下回る運転を考慮する必要はないのでしょうか。	通常運転での最小水量とお考えください。非常時の対応は別途とします。
175	要求水準書(案)	11	2	(2)	-2	イ (1)	男川浄水場廻りフロー図	表2-2に示される処理水量は、雨水を処理する場合においても変わらないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
176	要求水準書(案)	11	2	(2)	-2	イ (1)	男川浄水場廻りフロー図	施設能力(1日最大処理水量)は、排水処理からの返送水を含んだ処理水量68,395m ³ /日と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
177	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	イ	(1)	男川浄水場廻りフロー図	1日最小処理水量が50,900m ³ /日(実績値)とありますが、これ以下の水量を想定する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、68,395m ³ /日以上を想定する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段：施設規模はご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
178	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	イ	(1)	男川浄水場廻りフロー図	表2-2に示した「1日最小処理水量」は、設計や管理において、どのように使用するのででしょうか。	通常運転での最小水量とお考えください。非常時の対応は別途とします。
179	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	3水源の内、取水する優先順位はあるでしょうか。ご教示ください。	優先順位はありません。
180	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	「既設の取水管上に接合井を設置し～」とありますが、接合井の設置位置は事業者提案とし(既設取水管上以外)てもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、効率の良い提案としてください。
181	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	「大平取水管」除塵設備の仕様について御教示ください。	自動除塵機を想定しています。
182	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	大平取水口について、「場内からの維持管理が可能な構造」とは、取水口を男川浄水場敷地内に設けるという理解でよろしいでしょうか？	場内から農業用水の取水扉(水量・水位)を管理できるようにしてください。
183	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	大平取水管について、「除塵設備を設置する」とありますが、手動のもので良いとの理解でよろしいでしょうか？	電動としてください。
184	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	大平取水管に設置する除塵設備について、除去対象物やその大きさ、形状等をご指示頂けないででしょうか？	通常の水路でのゴミとご理解ください。
185	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	沈砂池に設置する自動除塵機について、除去対象物やその大きさ、形状等をご指示頂けないででしょうか？	通常の水路でのゴミとご理解ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
186	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	沈砂池からの「排砂」は、どのような処分を行うのでしょうか。	産業廃棄物処分とします。
187	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	沈砂池からの排砂を処分する場合、廃掃法から民間側が排出事業主とは成りえないと考えます。よって、排出事業主は貴市となり、処分は市と処分業者で契約締結の上実施する必要があると考えますが、これによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	大平用水取水口は、大平用水路と接しており、責任分界点を定めるのが容易ではないと思われませんが、施工範囲及び責任分界については、入札参加表明書提出期限までに明示されると理解してよろしいでしょうか？	大平用水接続部を含めて工事により変更した箇所は、本事業の範囲です。
189	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	大平取水管に設置する「除塵設備」と、沈砂池に設置する「自動除塵設備」を兼用として1ヶ所に設置することは可能でしょうか。	別々に設置してください。
190	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	男川取水管は、新設部も含めて既浄水場内に残ると解釈してよろしいですか。その際、残置する範囲・深度等で制約はありますか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：特に制約はありません。
191	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ		取水施設	男川水源からの導水管は、現在の浄水場用地を通ることになります。新浄水場に切り替わった後の既設用地の利用形態は確定しているでしょうか。	未確定ですが、接合井及び導水管上に施設の建設は考えていません。
192	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	ウ 工		取水施設 導水施設	沈砂池および導水ポンプ棟の基礎構造は地質調査結果に基づき決定とありますが、入札時にご提示された地質調査結果と契約後に実施する地質調査結果に相違があり、基礎構造の変更の必要が発生した場合は工事費の変更は認めていただけるでしょうか。	変更対応します。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
193	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	工		導水施設	表2-4 導水施設の要求事項において、場内導水管の備考欄に場内管の要求水準に準じるとありますが、これはp7表1-5及びp7表1-7を指すのでしょうか？	ご理解のとおりです。
194	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	工		導水施設	大西導水管は“既設浄水場周辺からのルート選定”とありますが、接続位置の制約はありますか。公道上、既設浄水場内のどちらでもいいのでしょうか。	公道上としてください。
195	要求水準書(案)	11	2	(2) -2	工		導水施設の要求事項	導水管(及び送水管)の適切なルートの選定にて既設浄水場北側道路を想定する場合、管路が輻輳するため、その施工時に既設浄水場北側法面の一部を切土し、切廻し道路等として使用する事は可能でしょうか。	ご提案ください。
196	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	技術革新を考慮した試験装置の設置とは、受注後における提案システムの証明を行う実証実験と考えてよろしいでしょうか。	今後の新たな技術革新を含めての実証実験とお考えください。
197	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	予め技術革新を加味した提案を行い、その後の実証実験を行い、提案能力が満たせないと判断された場合、提案書内容の修正は行えないものと考えてよろしいでしょうか。	今後の新たな技術革新を含めての実証実験とお考えください。なお、提出された提案書の修正は行えません。
198	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	機能向上並びに事業費低減を目指した要求事項の変更は、受注後に貴市と共に行うものと考えてよろしいでしょうか(提案時は表2-6の通りとする)。	原則要求事項の変更は想定していません。
199	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「また、将来の技術開発により～」とありますが、生物処理の試験を行うものと考えてよろしいでしょうか。	生物処理に限定したものではありません。

資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
	頁	項						
200 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「将来計画生物処理施設」 「本事業で設定したアンモニア態窒素の～」とありますが、設定したアンモニア態窒素の条件とは、最大濃度：0.42mg/L、常時アンモニア発生、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「将来計画生物処理施設」 「将来設置可能なバイパス配管を計画する」とありますが、これは、生物処理施設の将来設置を目的としたバイパス配管と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「粉末活性炭接触池凝集沈殿池」 「予備力を25%確保し、4池構成とする」と記載されている項目については、1日最大処理水量を3池で処理することと理解して宜しいでしょうか。	全体で25%の余裕を確保するものとしてください。
203 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「粉末活性炭接触池」 「接触時間は20分以上」とは、1日最大処理水量時に3池にて20分以上と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6 生物処理施設欄に将来計画と有りますが、本事業においては生物処理施設に関する電気計装設備及び計測機器は特に考慮せず、将来、生物処理施設築造時に、貴市の負担にて、本事業で設置した機器の必要と思われる機能増設工事(変圧器容量変更、自家発電機容量変更、計測機器増設及び監視制御設備改造等)を行うものと理解して宜しいでしょうか。 または、本事業にて考慮する必要がある場合は、その仕様を御教示いただけないでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：増設が可能なスペース等を想定してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
205	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6 凝集沈殿池欄に、1系列ずつの更新が可能な構造と記載されていますが、電気設備についての更新は、凝集沈殿池内に設置された凝集沈殿池に付帯する電気設備のみと理解して宜しいでしょうか。	電気設備についても1系列ずつの更新が可能な構造としてください。
206	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	将来の浄水場の敷地内で更新を行う際においても、予備力を25%程度確保するものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
207	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	凝集沈殿池の予備力について、急速混和池も4池構成とし、25%程度の予備を確保するとの理解でよろしいでしょうか？	ご質問の方法も可能です。
208	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	試験施設の電気使用量は、岡崎市負担と考えてよいでしょうか？	事業者の負担です。
209	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「本事業へのフィードバック」とは、具体的に何を指しますでしょうか。また、本試験施設は生物処理施設のための実験装置でもよろしいでしょうか？	新設男川浄水場運転管理の改善に寄与するものとお考えください。生物処理施設も含まれます。
210	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「将来の技術開発により・・・試験施設の設置を認める」の中で、本事業へのフィードバックとは、具体的にどのようなことでしょうか。	新設男川浄水場運転管理の改善に寄与するものとお考えください。
211	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「清掃・補修・部品の取り替え・不測の事故に備えた施設を停止する最小単位を2池と考える」とありますが、「停止する最小単位を2池」の意味をご教示ください。	予備池を考慮するという意味です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
212	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「技術革新による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により施設内容の見直しが行える」とありますが、貴市との協議とは「個別対話」のことで、その結果を反映した提案書を提出できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「将来の技術開発により、本事業へのフィードバックを図ることが可能な場合、施設能力の1%以下の原水及び電気の使用と試験施設の設置を認める」とありますが、実験フィールド等想定しているイメージについて、具体的にお示しいただけないでしょうか。	新設男川浄水場運転管理の改善に寄与するものとお考えください。
214	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6の生物処理施設について、「本事業で設定したアンモニア態窒素の低減効果を満たせば」とありますが、配置計画等のために民間事業者が各自の判断で選定する方式のため、将来建設設備が低減効果を満たせなかった場合でも民間事業者は責任を問われないとの理解でよろしいでしょうか。	低減効果を満たす実績のあるシステムを現状で想定してください。責任は問いません。
215	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6の凝集沈殿池について「傾斜板装置は設置しないものとする」とありますが、傾斜板は濁度低減に有効な手段と思料いたしますが、提案を含めて設置は不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6の凝集沈殿池について「1系列ずつの更新が可能な構造」とありますが、更新沈殿池を「空き地スペース」に建設した上で、順次1系列ずつ更新していくという解釈でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
217	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「また、将来の技術開発により、本事業へのフィードバックを図ることが可能な場合、施設能力の1%以下の原水及び電気の使用と試験施設の設置を認める。」とあります。 この試験施設とは、民間の所有ですか。それとも提案金額に含めるのでしょうか。 原水、電気は無償で利用可能ですか。 試験施設の設置は、評価対象項目でしょうか。	: 民間所有のものであり、提案金額には含みません。 : 水は無償ですが、電力は有償です。 : 加点点評価対象外です。
218	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	将来計画生物処理施設については今回の技術提案では全て評価対象外と考えてよろしいですね？	設置スペース及び更新スペースについては評価します。
219	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「浄水施設の予備力を25%程度と設定」とありますが、予備力(%)とは、 $[(全浄水施設能力) - (一日最大処理水量)] / 全浄水施設能力 \times 100$ で表される値との理解でよろしいでしょうか？	25%とお考えください。
220	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「水道事業において実績のある全ての生物処理施設の方式を導入可能とする。」とありますが、緩速ろ過池は該当しないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
221	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6 浄水施設の要求事項の生物処理施設について、「アンモニア態窒素の低減効果を満たせば、水道事業において実績のあるすべての生物処理施設の方式を導入可能とする」とのことですが、低減効果を満たすことについての評価は何をもってなされるのでしょうか？本男川浄水場での実験データが対象の一部となれば、実験を実施した業者が有利となると思われますが、如何でしょうか？	前段：実績データにより判断します。 後段：生物処理施設は、加点点評価の対象ではありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
222	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	浄水施設の要求事項について、「浄水場施設の予備力を25%と設定し」とあります。また、生物処理施設、粉末活性炭接触池、凝集沈澱池の項において、「予備力を25%確保し、4池構成とする」とあるのですが、1池あたりの最大処理水量をご指示頂けないでしょうか？	浄水場処理水量からお考えください。
223	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「清掃・補修・部品の取り替え・不測の事故に備えた施設を停止する最少単位を2池と考えることとする」とありますが、不測の事故等に備えて施設を2池以上で構成するという意味であるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
224	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「技術革新による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により施設内容の見直しが行えるものとする。」について、機能向上や事業費の低減等ができる技術を提案書にて提案し、落札後に貴市との協議により施設内容を見直すことができるという理解でよろしいでしょうか？それとも提案は要求水準書に沿ったものとし、落札後に見直しの協議ができるという意味でしょうか？	技術提案に含めて頂き、これを評価する方式とします。
225	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「将来の技術開発により、本事業へのフィードバックを図ることが可能な場合、施設能力の1%以下の原水及び電気の使用と試験施設の設置を認める。」とありますが、試験実施に係る費用は本事業費とは別との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。本事業費には、含みません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
226	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「将来の技術開発により、本事業へのフィードバックを図ることが可能な場合、施設能力の1%以下の原水及び電気の使用と試験施設の設置を認める。」とありますが、新技術の導入を事業期間内に行う場合、その導入に係る費用は提案価格に含めておかなければならないとの理解でよろしいでしょうか？	本事業の提案価格に含む必要はありません。
227	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	フロック形成池における、パドル式攪拌装置の段数は3段との理解でよろしいでしょうか？	ご提案ください。
228	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	凝集沈澱池において、「池全長にわたり掻き取り可能な汚泥掻寄機」とありますが、取り出し設備のトラフ下を除く全長を掻き取り可能なものとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
229	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	残留塩素値の要求水準値がございましたら御教示ください。	運用上は、浄水池出口で通年で0.7~0.8mg/Lです。
230	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	要求水準目標値は年間検査回数の75%以上の回数を達成することとありますが、各項目の検査回数は過去の水質データ(添付資料9)の検査回数と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	これらに記載されていない項目については、水質基準を満足するものとして考えて良いですか。	ご理解のとおりです。

資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
	頁	項					
232 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値 要求水準目標値は、年間検査回数75%以上の回数を達成することとありますが、実績値で75%を達成すればよいという解釈でよろしいでしょうか。 また、未達成の場合は減額対象となるのでしょうか。 さらに、浄水処理の運転管理は貴市が主体となりますが、要求水準目標値を逸脱した場合の考え方についてご教示願います。	前段は、ご理解のとおりです。 中段は、事業契約書(案)別紙12をご参照ください。 後段は、目標値を守れるよう改造または更新してください。
233 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値 表2-5 男川浄水場原水の設定値と要求水準値について、原水の設定値は、原水の最大値との考えでよろしいでしょうか？	原文のとおりご理解ください。
234 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値 表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、原水の総トリハロメタンは総トリハロメタン生成能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
235 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値 表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、原水の設定値は実績に基づくものと考え、現状のフローにて浄水場出口実績値を達成しているとの考えでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
236 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値 表2-5 男川浄水場原水の設定値と浄水処理目標値について、浄水場出口実績値を達成された際の凝集剤や粉末活性炭などの薬品注入率をご教示頂けないでしょうか？	岡崎市水道局HPをご確認ください。
237 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値 記載水質が守れる見込みのある場合、民間事業者による特徴的な計画設計(具体的にはフロー変更等)は可能でしょうか。	ご提案ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
238	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	「臭気」の単位が「TON」とされ、要求水準値等が「異常なし」となっていますが、数値的な判断基準はあるのでしょうか。	水質基準の変更に伴うものであり、異常なしとします。
239	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	「濁度」については、ろ過池出口で要求水準値を満足するよう求められていますが、浄水場出口での要求水準値はないのでしょうか。	水質基準値とします。
240	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	要求水準目標値は、年間検査回数の75%以上の回数とありますが、この設定根拠と過去何年かの達成状況をご教示願います。	年間4回の内3回の達成を目標としており、実績では達成できています。
241	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	「予備力を25%程度と設定」とありますが、「4池構成」の場合には、「内予備1池」と設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	凝集沈殿池について、「沈殿池は、横流式薬品沈殿池とし、傾斜板装置は設置しないものとする。」とありますが、その表面負荷率(滞留時間)即ち施設規模の設定の考え方はありますか。また、傾斜板沈殿池の提案は受け付けられませんでしょうか。	前段については、水道施設設計指針等に基づき設計を行ってください。後段については、施設余裕として傾斜板なしで施設を計画していますので、採用できません。
243	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	総トリハロメタンの原水水質は、総トリハロメタン生成能と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-5に記載以外の水質項目については、水道水質基準を満たせばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	要求水準書(案)	12	2	(2)	オ	(1)	浄水水質の目標値	後アルカリ処理を行います。浄水pHの目標値はあるのでしょうか。	要求水準目標値ではありませんが、pH7.0としています。

資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
	頁	項						
246 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理に起因する要求水準値(表2-5記載以外の水質項目は水道水質基準)の未達については、事業者の責任とはならないとの理解でよろしいでしょうか。 ・ 施設に起因するもの(事業者の責任)か運転管理に起因するものかについて、どのように判断するのでしょうか。 	前段：ご理解のとおりです。 後段：通常の運転においての未達は、事業者の責任と判断します。
247 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-5記載の各水質項目の年間検査回数は決まっていますでしょうか。	年間標準6回、最低4回を想定していますが、検査時期については浄水課と協議し決定します。
248 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	濁度は上限値、目標値共に0.1度以下と設定されていますが、これは流入原水の濁度が288度以下の条件における値との理解でよろしいでしょうか。	実績の最大ではなく余裕をお取りください。
249 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	原水濁度が288度に設定されていますが、過去3年間にその数値以上になった日数をご教示ください。 また、長時間脱水機のため、高濁度時においても脱水機の延長運転は原則想定されないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ありません。 後段については、浄水処理に影響のない脱水機としてください。
250 要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	浄化施設の要求水準に「技術革新による機能向上並びに事業費の低減等を確認できる場合、本市との協議により施設内容の見直しが行える」とありますが、見直す場合は要求水準の変更として、変更に伴う追加費用等のリスクは市にご負担いただけると理解してよろしいでしょうか?	提案の中で見直しをして頂き入札時に反映してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
251	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	生物処理施設の要求事項に、アンモニア態窒素を0.1mg/l以下とありますが、表2-5に原水水質の標記がありません。原水のアンモニア態窒素の水質は、常時0.1mg/l以下と考えてよろしいでしょうか?	常時アンモニア態窒素がある場合は、0.1mg/l以下となるようにしてください。
252	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ		浄水施設	浄水施設の予備力を25%確保することとなっているが、68,395m ³ /日の1.25倍である85,500m ³ /日(21,375m ³ /日×4系列)と考えればよろしいか。	全体で125%の能力としてください。
253	要求水準書(案)	12	2	(2) -2	オ		浄水施設	「試験施設の設置を認める」とありますが、試験施設の設置は評価対象となるのでしょうか。	加点評価対象外とします。
254	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「急速ろ過池」 「ろ過速度は、120～150m/日の範囲とする」とありますが、最大ろ過速度の範囲と考え、処理水量によっては120m/日以下となってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「塩素混和池」 添付資料3より池数は2池と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「急速ろ過池」 洗浄を行う際の時間的制約はございますか。ある場合は、具体的に実施可能な時間帯を御教示ください。	洗浄時においても浄水処理に影響のない施設としてください。
257	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6 その他欄に記載の浄水施設に設置するテレビカメラは、水中、地上等イメージされているものがございますか。若しくは、事業者提案とお考えでしょうか。	事業者提案とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
258	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「その他」において、「状況が確認できるようにテレビカメラを設置すること。」とありますが、各施設に設置することによるのでしょうか。又、設置する台数はご指定ありますでしょうか。	事業者提案とします。
259	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6の欄外に記載の「施設更新時に同様の施設を・・・設置できるスペースを確保」とは、浄水施設のみを示し、その他「取水、導水、送水、薬品注入、管理棟、排水処理設備」には適用されないと理解してよろしいですか。	浄水場内の施設すべてとご理解ください。
260	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	急速ろ過池について、「自然平衡形ろ過池とする。」とありますが、その中で「自己逆流洗浄型」に限定はしないのでしょうか。	自己洗浄方式を考えていますが、色々なタイプがあるためこの表現としています。
261	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	表2-6に「浄水施設について、状況が確認できるよう。」とありますが、水中の処理状況まで確認対象とするのでしょうか。	提案によることとします。
262	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	10池構成と記載有りますが、ろ過速度120～150m/日とし予備力を25%程度とすれば池数の変更は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	その他 テレビカメラの設置は「処理状況が判断できる」というご回答ですが、高湿度かつ密閉状況下の暗い状況で、水の状態をモニタしようと思えば、カメラの耐久性、光源の設置等、かなりのハイスペックが想定されますが、この解釈で間違いありませんでしょうか。	事業者提案とします。
264	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(1)	浄水水質の目標値	「施設更新時に同様の施設を同一施設内に設置できるスペースを確保する」と記載されていますが、該当する施設をご教示願います。	浄水場の施設すべてとします。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
265	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	オ	(イ)	浄水水質の目標値	「運転に係る浄水施設(生物処理施設、粉末活性炭接触池、凝集沈澱池、急速ろ過池)について、状況が確認できるようにテレビカメラを設置すること。」とありますが、各池毎に設置するものとの理解でよろしいでしょうか?	配置によりますが全ての池が確認できるものとします。
266	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	送水ポンプ井は、浄水池と兼用の構造としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	「将来の増設に対応できる配置計画」とありますが、将来増設を行う系統を御教示ください。また、本文はポンプ改造による対応ではなく、ポンプの増設との理解で宜しいでしょうか。	前段：現在詳細な計画はありません。 後段：改造及び更新ともに対応可能なものとしてください。
268	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	各送水系統における制御方法、送水量の制御幅は、事業者提案によるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	各送水配管の取り合い点をご提示下さい(添付資料12の送水管ルート図記載部が流用箇所と考えてよろしいでしょうか)	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
270	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	根石送水系統と大西送水系統の流量(ポンプ台数)の配分についてご教示下さい。	要求水準書(案)のとおりです。
271	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	表2-7の備考欄にて参考にご提示頂いた「平成23年最大送水量実績値」における時間最大送水量も併せてご提示頂けないでしょうか?	水道局工務課で閲覧可能です。
272	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	根石送水系統、大西送水系統、本宿送水系統の送水量について、それぞれの流量範囲をご教示頂けないでしょうか?	水道局工務課で閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
273	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	送水ポンプについて、「将来の増設に対応」及び「系統は分離して設置」とありますが、系統別の送水計画はあるのでしょうか。また、予備ポンプ台数の設定は任意となるのでしょうか。	前段：計画はありません。 後段：予備は必要ですが、その台数については任意とします。
274	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	「ポンプ能力 9.5 m ³ /min×6 台×67.0m, 8.4 m ³ /min×2 台×95.5m」とあり、ウォーターハンマー対策が必要となります。送水管の縦断面図の御提示をいただけますでしょうか。	水道局工務課で閲覧可能です。
275	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	カ		送水施設	送水管の設計、施工範囲を教えてください。(場外のどこまで対象か)	水道局工務課で閲覧可能です。
276	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	貯蔵槽容量 次亜貯蔵槽の容量は10日分/槽となっておりますが、この場合、2槽設置すると全容量が20日分となります。薬品の劣化防止を考慮すると全容量で10日分とするのが適当と考えますがいかがでしょうか。	容量は要求水準書のとおりとしてください。
277	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	貯蔵槽容量 PAC・苛性ソーダ貯蔵槽の容量は30日分/槽となっておりますが、この場合、2槽設置すると全容量が60日分となります。薬品の劣化防止を考慮すると全容量で30日分とするのが適当と考えますがいかがでしょうか。	容量は要求水準書のとおりとしてください。
278	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	貯蔵槽容量 粉末活性炭の貯蔵槽の容量は10日分/槽となっておりますが、この場合、2槽設置すると全容量が20日分となります。活性炭の劣化防止を考慮すると全容量で20日分とするのが適当と考えますがいかがでしょうか。	容量は要求水準書のとおりとしてください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
279	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	表2-8に示す要求事項は、浄水処理における薬品注入設備を指し、排水処理のマンガン処理施設に必要な薬品注入設備には適用されないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書(案)	13	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	表2-8の設置条件について、鉄骨製の粉末活性炭注入棟の提案は可能でしょうか。また、粉末活性炭貯蔵槽等を屋内に収容しない提案は可能でしょうか。	提案して頂くのは可能です。これに伴う手続きも含まれます。
281	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	薬品注入点記載されている注入点数および位置は参考と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	表2-8 薬品注入設備の要求事項の貯槽容量において、平均注入量を算出するため、各薬品の注入率をご提示頂けないでしょうか？	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
283	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	表2-8 薬品注入設備の要求事項の注入機仕様において、本仕様を決定するために、各薬品の最小および最大の注入率をご提示頂けないでしょうか？	水道局工務課にて閲覧可能です。
284	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	塩素酸対策 「夏場の塩素酸濃度の抑制対策」とは、次亜塩素酸ナトリウムの温度管理が可能な設備との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
285	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	各薬品の注入率について、ご教示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
286	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	各社によって、注入機の定義が異なります。そのため、注入機の定義をご教示願います。	比例注入が安定的に出来るものとしてください。
287	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	キ		薬品注入設備	注入機仕様において、粉末活性炭を「ドライ炭注入方式」とありますが、これは注入点までドライ炭で注入する装置と認識します(途中でドライ炭をスラリー状に溶解するものは除外する)がよろしいでしょうか。	注入方式に規定はありません。
288	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク	(ア)	a 外観計画	デザインにおける最終的な判断はどのような形で実施する予定でしょうか。また、外観について周辺住民への説明等は必要でしょうか。	デザインについては提案に基づいて協議して決定します。また、外観については市のまちづくり条例の対象となるため住民説明等が必要です。
289	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク	(ア)	b 配置・ボリューム計画	「騒音対策」は規制値以内に抑えるが必要と考えますが、その場合の規制値をご教示下さい。	関係法令を遵守してください。
290	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク	(ア)	共通事項	管理棟機器類は提案する事業者により、必要とするスペースが若干異なります。添付資料8における各仕様と設備は最低限の条件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
291	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク	(ア)	共通事項	共通事項a~jの各項目は管理棟に関する記載と史料いたしますが、一部「見学ルートのバリアフリー化」や「植栽等の外構計画」は浄水場全体にも適用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
292	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク		管理棟	上水運用センターは将来設置となつてはおりますが、管理棟の広さ等を検討するのに上水運用センターの監視室に設置する機器構成、面数はどの程度考慮すればよろしいでしょうか。もしくは最低平米数をご教示お願いいたします。上水運用センターの運転管理は、男川浄水場で運転管理される部署の方が行うご予定でしょうか。それとも全く別の部署の方でしょうか。	前段：添付図面をご参照ください。 後段：未定です。
293	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク		管理棟	水質管理域(水質試験室)内の設備は全て将来導入予定と記載されていますが、 1.本事業で設置する水質計器は水質管理域内に含まれているのでしょうか。 2.上記1項で、水質管理域156m2の中に水質計器が含まれる場合水質計器設置スペース以外の室面積はどの程度確保すれば宜しいでしょうか。	1.: 水処理に必要な水質計器は、水質管理域に含まれていません。 2.: 含まれません。
294	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク		管理棟	添付資料-8に各領域の面積が記載されていますが参考値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	要求水準書(案)	14	2	(2) -2	ク		管理棟	上水運用センターについて、部屋床面積・電源容量・換気量・ケーブルスペース(開口)等を検討するため、システム構成および機器台数を、添付資料P.30の3F平面図から想定してもよろしいですか(基本設計P.1-224~226に説明はございますが、具体的な機器については不明です)。また、上水運用センターには無停電電源が必要と思われませんが、電源用スペースと容量を想定しておくことでよろしいですか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
296	要求水準書(案)	14	2	(2)	-2	ク	管理棟	表2-9で操作管理域について、「中央管理室」と「上水運用センター」があり、これらには個別の運転管理要員が将来配置されるようですが(添付資料8)、部屋確保のほか、各要員の執務机を各室内に置くのでしょうか。	上水運用センターには必要ありません。	
297	要求水準書(案)	14	2	(2)	-2	ク	管理棟	表2-9の「事務室」は、事務・運転・水質管理要員室とされていますが、添付資料8には「浄水課13人」とあります。これらの関係はどうなっているのでしょうか。 また、受託側の要員も管理棟内「事務室」に配置できるのでしょうか。	前段：添付資料8の表示に修正します。 後段：別室としてください。	
298	要求水準書(案)	14	2	(2)	-2	ク	管理棟	水質試験室の備考に、設備は全て将来導入予定とあります。設備とは分析装置のことでしょうか。建築設備としては何が必要となりますか?	将来的に水質試験室の諸設備が設置可能な位置・構造としてください。	
299	要求水準書(案)	14	2	(2)	-2	ク	管理棟	上水運用センターは将来となっていますが、今回の監視制御設備とは完全に切り離されているものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。	
300	要求水準書(案)	14	2	(2)	-2	ク	管理棟	「表2-9管理棟の要求事項」の「水質管理域」において、水質試験室で計測される水質試験項目を御教示願います。	水質基準項目です。	
301	要求水準書(案)	14	2	(2)	-2	ク	管理棟	「表2-9管理棟の要求事項」の「厚生域」の欄に洗濯室、シャワールームが明記されていますが、要求水準-添付資料8「必要諸室の仕様及び備品」には洗濯室、シャワールームが明記されていません。洗濯室、シャワールームは設けるのでしょうか。	添付資料8を修正します。	
302	要求水準書(案)	15	2	(2)	-2	ク	(ア) b	配置・ボリューム計画	見学者説明室は「小学生100人同時収容可能」とありますが、これは添付資料8により、長机使用の配置と考えてよろしいでしょうか。	長机の使用は考えておりません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
303	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	b	配置・ボリューム計画	b配置・ボリューム計画に「災害時は災害対策拠点として機能する配置」とありますが、防災拠点や避難所には該当しないと理解してよろしいでしょうか?	水道局の災害対策拠点を想定しています。
304	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	b	配置・ボリューム計画	b配置・ボリューム計画に「災害時は災害対策拠点として機能する配置」とありますが、現施設の管理棟は、災害対策拠点としての機能を有しているのでしょうか?有している場合は、その機能について具体的にご教示願います。	現況は災害対策室としての機能はありません。
305	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	b	配置・ボリューム計画	災害時の災害対策拠点として、人数及びその他必要な事項をご教示願います。	50自治体100人を想定しています。
306	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	c	動線計画	通常時および雨天時の見学ルートについてご教示ください。	通常時：浄水処理フローのとおりです。 雨天時：管理棟から沈殿池、急速ろ過池、送水ポンプ室等です。
307	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	c	動線計画	雨天時の最小限の見学ルートについて、想定されている最小限の見学施設範囲をご提示いただけますでしょうか。	管理棟から沈殿池、急速ろ過池、送水ポンプ室等です。
308	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	d	平面計画	対象施設は3階建ての計画ですが、参考図にはエレベータの計画はないですがバリアフリー化を考慮しエレベータの設置を計画してよろしいですか。また、エレベータは身障者対応としてよろしいですか。	昇降用エレベータを提案することも可能ですが、設置については協議して決定します。
309	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	d	平面計画	身障者対応を考慮する場合、職員の身障者対応も含めて計画してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
310	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	d	平面計画	「中央管理室と運用センター監視室が上下階に分離しないこと」とありますが、運用センター監視室の内容をご教示ください。	現時点では整備内容は決まっています。
311	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	被災時は水道局の災害対策本の機能を果たすこととありますが、防災拠点機能は市水道局の拠点として考えればよろしいですか。市の防災対策本部(市長公室防災危機管理課等)との関連は考慮しなくてもよろしいですか。	ご理解のとおりです。既存の無線機の移設は必要です。
312	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	本業務には防災無線等の整備は含まないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
313	要求水準書(案)	15	2	(2) -2	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	災害時における見学者説明室の災害対策本部機能として、具体的にどのような役割・機能内容を想定されているのでしょうか。	情報収集、水道復旧の対策立案、指示拠点、応援事業者の受入れ等の機能です。
314	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	a ~ j	管理棟	a~jの各項目は、すべて管理棟にのみ関わる記述と考えてよろしいでしょうか。(例としてg環境計画の、自然エネルギーの利用など、浄水施設への記述とも捉えられるため)	ご理解のとおりです。
315	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	「災害時は、見学者説明室が水道局の災害対策本部としての機能・・・」とありますが、その「機能」とは、何でしょうか。具体的に提示願います。	LAN及びOA機器用の電源(パソコン2~3台、プリンタ、コピーFAX、プロジェクターの利用を事務室より移動させて行う)等の機能です。
316	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	岡崎市地域防災計画の地震災害対策計画には上水道施設の耐震化の推進として応急給水体制と防災用資器材の整備拡充が挙げられています。対応すべき整備施設(将来計画も含む)があればご教示いただきたい。	要求水準書(案)P27.2.(2).(2)-2.ソ.応急給水施設に記載の設備品を保管できるスペースです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
317	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	f	安全・防災・防犯計画	浸水対策を講じること、とありますが、考慮すべき洪水水位がありましたらご教授ください。	男川浄水場付近での堤防越流時を想定していますが、具体的な水位は考えていません。
318	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	g	環境計画	「管理棟の排気の影響を考慮すること。」とありますが、具体的な内容をご教示ください。	排気が周辺環境に影響を与えないように配慮してください。
319	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	g	環境計画	ライフサイクルCO2の削減、自然エネルギーの利用、リサイクル資材の活用など環境への配慮を求められていますが、これらは評価の対象となるのでしょうか?	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
320	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	g	環境計画	太陽光発電の目標発電量があればご教示ください。	目標値はありません。 電力使用量の低減を示してください。
321	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	h	維持管理計画	左記記載事項も含め、貴市制定の(岡崎市市有建築物管理保全基本方針)では、大規模な改修工事も含んだ保全工事を行う事を前提として目標耐用年数を設定しています。当要求水準書においても、『耐用年数』には予防保全を考慮したものととしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	要求水準書(案)	16	2	(2) -2	ク	(ア)	h	維持管理計画	「行政ニーズの変化、将来の情報通信技術等の対応」とは具体的にご教示下さい。	将来的な技術革新等(無人化等)への対応という意味です。
323	要求水準書(案)	17	2	(2) -2	ク	(ア)	i	外構計画	(d)駐車場に、公用車用に「屋根付」とありますが、これは車庫(建屋)ではなく屋根のみあればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
324	要求水準書(案)	17	2	(2) -2	ク	(1)	a	共通事項	「選定事業者が必要と思われる諸室」とありますが、事業者の要員を管理棟内に配置してもよろしいのでしょうか。	管理棟内に設置することも可能です。
325	要求水準書(案)	17	2	(2) -2	ク	(1)	a	共通事項	「添付資料8」で管理棟で想定すべき諸室とその室面積が提示されています。管理棟において、諸室の追加または別棟化などの提案は認められますか。また、諸室の配置想定を行うにあたり、室面積増減の許容はどの程度認められますか。ご教示願います。	添付資料8は参考です。要求水準を満足すれば、ご提案は自由です。
326	要求水準書(案)	17	2	(2) -2	ク	(1)	b	事務室	事務機について、事務室使用人数13人のうち、班長以上及び一般職はそれぞれ何人でしょうか。	班長以上は、4名、一般職は、9名を予定しています。
327	要求水準書(案)	17	2	(2) -2	ク	(1)	b	事務室	「会議室については、・・・プロジェクターの利用もできるよう配慮すること。」とありますが、プロジェクター及びスクリーンの設置は要求水準と考えてよろしいでしょうか?それとも市による持ち込みでしょうか?	市による持ち込みです。
328	要求水準書(案)	17	2	(2) -2	ク	(1)	c	見学者説明室	災害対策本部としての使用 = 会議室としての100名収容として計画でよろしいでしょうか。応援者の宿泊その他については考慮なしで良いことを確認させて下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ご理解のとおりです。
329	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)	c	見学者説明室	他事業者からの相当数の応援受付が可能となるよう考慮すること、とありますが、具体的にご指示ください。	50自治体100人を想定しています。
330	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)	c	見学者説明室	「他事業者からの相当数」と記載がありますが、具体的な人数をご教示願います。	50自治体100人を想定しています。

	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項							
331	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)	f	中央管理室(上水運用センター含む)	太陽光発電設備の容量指定はありますか？	指定はありません。
332	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)	f	中央管理室(上水運用センター含む)	(上水運用センター含む)とありますが、上水運用センターについてご教示ください。	上水運用センターの詳細は決定しておりません。添付資料8を修正致します。
333	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)	f	中央管理室(上水運用センター含む)	「機器の発熱対策」とは設置機器からの発熱を考慮し、影響を及ぼさないよう空調を設置するという解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
334	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)	f	中央管理室(上水運用センター含む)	収納する計装機器とのどのようなものを想定されているのでしょうか。	中央管理に必要なテレメーター及び監視制御設備です。
335	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(1)		各諸室の要求水準	各諸室の要求水準に水質試験室が記載されておりません。規模を設定する上でもこれらの要求水準が必要かと思われます。	ご意見として承ります。
336	要求水準書(案)	18	2	(2) -2	ク	(ウ)	b	幹線・動力設備	幹線・動力設備につき、将来の増設スペースを見込むこと、と記載がありますが、将来設備としては、添付資料5 男川浄水場負荷集計表に記載の将来負荷と添付資料7 3F平面図記載の運用センター監視室内機器を見込むことと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	c	受変電設備	受変電設備は「電気室内に設置すること」との記載がありますが、屋外設置としてもよろしいでしょうか。	屋内としてください。
338	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	c	受変電設備	電気室は「将来の負荷の増設を見込んだ増設スペース等を確保すること」と記載がありますが、あくまでスペースの確保とし、本事業にて納入する受変電・自家発設備は、将来負荷を見込んだ容量としないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項							
339	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	d	静止形電源設備	無停電電源装置の停電補償時間を御教示願います。	浄水場全停電時、最低限4時間分の計装設備負荷とします。
340	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	e	自家発電設備(場内全体と共用)	e自家発電設備の非常用電源要求範囲は「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修)の第8章「発電機回路とする負荷(事務庁舎)」の甲類を基準とすることとありますが、何年度版を参照すればよろしいですか?	最新版を参照してください。
341	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	e	自家発電設備(場内全体と共用)	「・・・汎用負荷にも供給可能とする」の汎用負荷とは何を指すのでしょうか、また最大容量(kW)をご教示ください。	管理棟の照明や空調等の雑電源としての負荷ですのでご提案ください。
342	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	e	自家発電設備(場内全体と共用)	「・・・汎用負荷にも供給可能とする」の汎用負荷とは何を指すのでしょうか、また最大容量(kW)をご教示ください。	管理棟の照明や空調等の雑電源としての負荷ですのでご提案ください。
343	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	f新エネルギー設備を設置することとありますが、どの程度の容量を想定されていますか?また、必要な負荷に供給とありますが、どのような負荷を想定されていますか?	負荷等は任意です。
344	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	商用電源との系統連係形(逆潮流あり)を基本とし、と記載がありますが、常時、逆潮流を行うのではなく、災害等で浄水施設として運用が不可能な場合(浄水処理停止)において、逆潮流を行うとの考えでしょうか。想定されている容量がございましたら、教示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。

	資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項							
345	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	「太陽光発電設備等」を設置とありますが、目標とする発電量はあるのでしょうか。また、この件の設置内容の判断に関しては、費用対効果の評価を必要とするのでしょうか。	目標値はありません。電力使用量の低減を示してください。
346	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	「停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給する・・・」とありますが、必要な負荷とは、事業者の提案によるものと理解しますが、よろしいですか。	ご理解のとおりです。
347	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	太陽光発電設備等の新エネルギー設備を設置することとありますが、出力など規模に関する要求事項はありますか？	特にありません。
348	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	新エネルギー設備の配置義務がありますが、容量等その規模は提案事項でしょうか？	ご理解のとおりです。
349	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	f	新エネルギー設備	停電時には自立運転可能で、必要な負荷に供給するものとすると思いますが、必要な負荷に関する要求項目はありますか。	負荷について要求項目はありません。ご提案ください。
350	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	k	テレビ共同受信設備	テレビ共同受信設備に記載の各種放送の受信料は、添付資料14「ユーティリティ分担表」の「男川浄水場運転管理業務(直営)」-「通信費」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	市の設備は市負担とし、事業者の設備は事業者負担とします。
351	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	k	テレビ共同受信設備	B S・C S等の有料放送(N H K受信料含む)受信料は、貴市負担という理解で宜しいでしょうか。	市の負担とします。
352	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)	m	防災設備	各検討にあたり、現在貴市にて対応されている各種届け出状況についてご教示願います。	特にありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
353	要求水準書(案)	19	2	(2) -2	ク	(ウ)		電気設備計画の要求水準	浸水、冠水等を考慮することとありますが、周辺の想定洪水位に対して電気室内に水が入らない建屋構造を要求しているのでしょうか？又は、仮に水が入っても大丈夫な設備仕様とするのでしょうか？	水害に対しては、その対策を考慮してご提案ください。
354	要求水準書(案)	20	2	(2) -2	ク	(エ)	f	自動制御設備	今回、運転管理業務が含まれていないため、貴市の考え、意見を踏まえる必要があると考えます。そのため、こちらの対象外業務の設備計画に関する貴市との連携・仕様確定方法について具体的にご教示願います。	既設の運転状況を十分に把握し運用上の問題がない提案をしてください。詳細については、個別対話時の協議とします。
355	要求水準書(案)	20	2	(2) -2	ク	(エ)	g	給水設備	通常時および非常時における給水の確保は浄水池から直接取水としてよろしいでしょうか。	ご提案ください。
356	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	ク	(エ)	i	排水設備	「公共下水道に排水すること」と記載されていますが、具体的な取り扱い地点を確認がいます。	現在本市下水道部と協議中です。
357	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	ク	(エ)	i	排水設備	添付資料13では、老人ホーム前に下水の管末が示されています。新設浄水場までの公道下の下水布設は、貴市の担当と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	ク	(エ)	m	昇降機設備	資材搬入用エレベータについては「設置...認める」とありますが、これは貴市としては必要としないという意味でしょうか。	有用と判断されれば設置してください。
359	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	ケ			場内配管	排水池からの返送水は、ポンプによる返送も可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
360	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	ケ	場内配管	「各施設の排水(沈殿池排水、ろ過池洗浄排水)は排水処理施設まで自然流下で移送」とありますが、移送ラインを設け平常時は自然流下で運用する計画であれば、緊急時対応のためにポンプ圧送設備を提案しても要求水準未達による「失格」にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	ケ	場内配管	「各施設の排水(沈殿池排水、ろ過池洗浄排水)は排水処理施設まで自然流下で移送」とありますが、水位高低を計画する将来建設予定の生物処理施設排水については、自然流下が要求事項ではないとの理解でよろしいでしょうか。	生物処理についても自然流下での処理を想定しています。
362	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	コ	外構施設	表2-12 外構擁壁の施設要件で天端高さ+22.60m以上とありますが、必須でしょうか？また、施工場所の指定はありますか？	前段は22.60m以上としてください。 後段は高低差が生じる箇所すべてです。
363	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	コ	外構施設	河川側に22.6mまで盛土する場合には、外構擁壁は設置をしないで良いと理解して宜しいでしょうか。	河川側は、24.3mまで盛土してください。その場合は外構擁壁は不要です。
364	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	コ	外構施設	表2-12で、外構(外周)擁壁について「天端高さ+22.60m以上併せて設置」とありますが、「併せて」とはどのような意味でしょうか。	高さを合わせるとの誤記です。 入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
365	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	コ	外構施設	「表2-11外構施設要求事項」の「外構擁壁」において、外周擁壁とありますが、これは「積みブロック形式」も含まれるのでしょうか。また、外周擁壁で用地に余裕がある場合は、「法面」や「重力式擁壁+法面併用」としても良いでしょうか。	前段：積みブロック形式も含まれます。 後段：+22.60mまでは、擁壁としてください。
366	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ	排水処理施設	「沈砂池返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下」とありますが、当該値は上限値でしょうか、それとも目標値でしょうか、ご教示ください。	上限値とご理解ください。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
367	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ	排水処理施設	クローズドシステムの採用、脱水ケーキの有効利用提案、沈砂池返送水の溶存マンガン濃度1.0mg/L以下の3つの条件を満たせば、脱水機的方式変更等、自由提案を受け入れていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ	排水処理施設	「沈砂池返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下」とありますが、p.10「図2-1」の沈砂池への3つの返送ラインのうち、脱水ろ液及び濃縮槽上澄水が返送されるマンガン処理槽からの返送水のみが条件の対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ	排水処理施設	「しかし、脱水ケーキの有効利用を提案しない場合は提案は認めないこととする。」とありますが、排水処理施設の提案を認めないと理解してよろしいですか。	脱水ケーキの有効利用を提案しない場合は、要求水準書(案)どおりの施設としてください。
370	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ	排水処理施設	着水井返送水の溶存マンガン濃度を1.0mg/L以下とする提案を実施する場合、その検討を目的にサンプルをご提供頂くことは可能でしょうか？	可能です。入札公告後に水道局工務課にお問合せください。
371	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ	排水処理施設	既設返送水の水質情報(全マンガン濃度、溶存マンガン濃度およびこれらの最小、最大、平均値等)をご提示頂けないでしょうか？	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
372	要求水準書(案)	21	2	(2)	-2	サ	排水処理施設	「以下に示す(ア)、(イ)、(ウ)については本浄水場にクローズドシステムを採用し...となる場合は、提案を受け付けるものとする。しかし、脱水ケーキの有効利用を提案しない場合は提案は認めないこととする。」とありますが、これは脱水ケーキの有効利用を提案しない事業者は、要求水準書(案)示された要求事項並びに図2-1の処理フローと異なる提案は(内容の如何を問わず)一切受け付けないとの理解でよろしいでしょうか。	脱水ケーキの有効利用を提案しない場合、使用する薬品と排水処理施設の仕様のみ提案は受け付けません。 図2-1の処理フローについてはあくまでも認可の範囲内であれば提案の受け付けは可能とします。
373	要求水準書(案)	21	2	(2)	-2	サ	排水処理施設	排気ガスの発生する汚泥乾燥は不可とありますが、乾燥処理の原理から、処理過程で排気ガスは必然的に発生すると思われます。本文は、乾燥設備そのものの設置を禁止すると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
374	要求水準書(案)	22	2	(2)	-2	サ	排水処理施設	「脱水ケーキの有効利用を提案し、かつ着水井返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下となる場合は提案を受け付けるものとする」とありますが、有効利用を提案し、溶存マンガン濃度が1.0mg/L以上となる場合は、提案は受け付けないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
375	要求水準書(案)	22	2	(2)	-2	サ	排水処理施設	「脱水ケーキの有効利用を提案しない場合は提案は認めないこととする」とは、有効利用を提案しない場合は要求水準が未達で失格になるという意味でしょうか？それとも有効利用を提案しない場合は、クローズドシステムの採用や着水井返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/Lとなることを求めないという意味でしょうか？	前段：失格にはなりません。 後段：有効利用を提案しない場合は、市が指定する排水処理施設を事業者の費用で建設して頂き、市が有効利用するものです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
376	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ		排水処理施設	表2-15「排水処理施設の要求事項」の中の、雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステムについて、水資源としての雨水(不明水)利用は水質、水量的に非常にリスクが高く、水道法上でも問題があるのではと考えます。本方式は変更不可となっていますが、これを受け入れざるを得ない理由をお示し下さい。また、雨量条件や回収率等、お考えの設計条件をお示し下さい。	雨水については、場内の雨水のみであり、問題はないと考えます。雨量条件等は、開発許可の実務の手引(愛知県)等をご参照ください。
377	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ		排水処理施設	冒頭の「以下に示す(ア)、(イ)、(ウ)(途中略)提案を認めないこととする。」について、文意をそのまま解釈すると、脱水ケーキ等の有効利用等を提案した場合のみ、(全体の)提案を受付ると理解します。即ち本提案は脱水ケーキの有効利用を前提としていると解釈できますが、これは要求水準で示した、有効利用が任意提案であることと矛盾しています。本文の意図について、判りやすくご教示下さい。	基本的に脱水ケーキの有効利用(有価利用)の提案をして頂くのが前提と考えていますが、出来ない場合も排除しないと考え任意提案としました。ただし、有効利用の提案がない場合は、現状と同様に本市が有効利用できる状態を確保するため、要求水準書の排水処理方法の変更ができないものとなりました。
378	要求水準書(案)	21	2	(2) -2	サ		排水処理施設	返送水の溶存マンガン濃度が「1.0mg/L以下」とありますが、この条件に対してはどのように証明すればよろしいでしょうか。	実験または文献などにより証明できる資料を添付し、証明してください。
379	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	(ア)施設能力において、排水処理施設の仕様は、適切な時期を設定して沈降試験を行い、その試験結果に基づいて再検証することとありますが、適切な時期とは提案期間中に設けられるのでしょうか？	実施設計期間中とします。
380	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	「沈降試験」による「再検証」とありますが、これには各季節を網羅するために最低1年間は必要となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
381	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	最下段で「適切な時期を設定して、沈降試験を行い、その試験結果に基づいて再検証すること」とありますが、本検証は提案書提出前に、応募者が自主的に行うことは可能でしょうか。	契約後の再検証は必要です。
382	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	E1(濁度固形物換算係数)=1.1は実測(実績)値でしょうか。	実績です。
383	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	E2(PAC固形物換算係数)は、0.1(PAC中の酸化アルミニウムAl ₂ O ₃ 濃度10%)×156(水酸化アルミニウム2Al(OH) ₃ の分子量)÷102(酸化アルミニウムAl ₂ O ₃ の分子量)=0.153の間違いではないでしょうか。	実績データです。
384	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	「適切な時期を設定して沈降試験を行い」とありますが、沈降試験の適切な時期について、具体的に想定されている時期はございますか。	各季節ごとに必要です。
385	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	表2-13に示す計画固形物量に満たない排水処理施設規模を提案した場合は、要求水準未達と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
386	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	「適切な時期を設定して沈降試験を行い」とありますが、想定している沈降試験の実施スケジュール及びその検証期間や検証頻度についてご教示ください。	各季節ごとに必要です。
387	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	表2-13は、既設男川浄水場のみのデータと考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
388	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ア)	施設能力	基本設計で行った汚泥試験の内容と試験結果について提示下さい。	水道局工務課で閲覧できます。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
389	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(7)	施設能力	沈降試験については、再試験を行い再検討を行うこととありますが、脱水試験についても再試験は可能でしょうか。	可能です。
390	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(7)	施設能力	沈降試験及び脱水試験の再試験を行い再検証した結果、表2-13及び表2-14の数値と異なる提案を行うことは可能でしょうか？また、その際は脱水ケーキの有効利用の提案を行わない場合でも提案可能となりますか。	前段：可能です。 後段：提案できません。
391	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(7)	施設能力	表2-13の実績値における月報データを提示頂けますでしょうか。	水道局工務課で閲覧できます。
392	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(7)	施設能力	排水処理施設の施設能力における発生固形物量の算出のパラメーターであるE1(濁度固形物換算係数)=1.1及びE2(PAC固形物換算係数)=0.168の設定根拠をご教示ください。	実績データです。
393	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	水道事業体とはどこまでを指すのでしょうか？	水道事業認可を受けた事業体です。
394	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	稼働実績が多数ある脱水装置とありますが、これは製作者の実績が問われているのでしょうか？	製作者(メーカー)実績とお考えください。
395	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	脱水処理方式に「無薬注長時間脱水方式」を指定していますが、稼働実績について「多数」の判断基準はありますか。 また、その週間等における運転日数については指定がありますか。	5件以上とします。

資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
	頁	項						
396 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	表2-14に「乾燥汚泥」とあるのは、「乾燥固形物量(DS)」のことでしょうか。 また、ろ過時間(時間)は、長時間加圧脱水方式での1サイクルのろ過時間のことですか。 その他、「汚泥濃度」や「ろ過速度」について、年間各月や高濁度期間の詳細データをご教示願います。	前段、中段についてはご理解のとおりです。 後段については水道局工務課にて閲覧可能です。
397 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	「稼働実績が多数」とは、台数または納所数が5件以上と考えてよろしいでしょうか。	5件以上とします。
398 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	国内の水道事業体での稼働実績は、脱水ケーキ有効利用提案を行ったとしても、本部分は適用される(変更不可)と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
399 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	「国内の水道事業体で稼働実績が多数ある脱水装置」とありますが、「水道事業体」の範囲と「多数」の判断基準について、具体的にお示しいただけないでしょうか。	5件以上とします。
400 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	汚泥の濃度変動に対しても安定的な処理が可能となるようにするとありますが、濃度変動の範囲を提示下さい。	日変動の実績は、水道局工務課で閲覧できます。 濃度変動に対する安定性を提案してください。
401 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	稼働実績が多数ある脱水装置とありますが、多数の実績とは具体的に何件以上のことを言うのか提示下さい。	5件以上とします。
402 要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	表2-14の実績値における月報データを提示頂けますでしょうか。	水道局工務課で閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
403	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(1)	脱水処理施設	濃縮槽は排泥池に同じとありますが、2池以上の構成についても同様に変更不可でしょうか？	ご理解のとおりです。
404	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の排水池の項目で、将来建設予定の生物処理施設からの排水を考慮することとありますが、基本設計において設定されている排水の量(1回あたりの量×回数、及び1日あたりの量)、濃度についてご提示願います。	未定です。他の実績例等から想定してください。
405	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「将来建設予定の生物処理施設からの排水を考慮すること」とありますが、将来生物処理施設の排水量を見込んだ排水池新設計画でしょうか、それとも将来生物処理施設を考慮した排水池増設計画でしょうか、ご教示ください。	新設計画に見込んでください。
406	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	排水池から排泥池への汚泥移送ラインの変更不可等、p.10「図2-1」の「排水処理施設」について、矢印で表される汚泥や上澄水等の各移送ラインの提案による変更可否を具体的にお示しいただけないでしょうか。	図2-1に示す移送ラインは、最低限確保してください。
407	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	脱水ケーキの有効利用の提案を行なえば、提案した有効利用に適している他の無薬注式脱水機に変更は可能ですか。	変更できません。
408	要求水準書(案)	22	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	排水池において将来建設予定の生物処理施設からの排水量を御教示下さい。	未定です。他の実績例等から想定してください。
409	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	ケーキヤード 脱水ケーキの搬出量を測定するためのトラックスケールの設置は必要ないものとの理解でよろしいでしょうか？その場合、脱水ケーキの搬出量を把握する方法は民間事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
410	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	その他 「場内の雨水等を浄水処理に取り込むクロードシステムを採用」とありますが、台風等による出水の場合は適用されないとの理解でよろしいでしょうか？	台風等の高濁度時は取水制限をすることから、雨水と河川水を調整しながら、浄水処理を行います。原則、新設される浄水場からの雨水排水はないと考えてください。
411	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	その他 雨水調整池の整備は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか？	雨水調整池は不要と考えています。
412	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	その他 2月24日(金)に実施されました現地説明会にて、雨水滞留池の設置は検討しておられないとの見解がございましたが、詳細についてご教示下さい。	クロードシステムを採用するため場内の雨水は全て沈砂池にためることとなりますので、沈砂池貯留量が十分であれば雨水調整池は不要との考えです。
413	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15 排水処理施設の要求水準のマンガン処理施設において、緩速攪拌池、マンガン沈降槽(傾斜沈降装置付き)を設置することを要求されており、さらに表2-16 マンガン処理設備諸元と運転条件が示されておりますが、本条件において着水井返送水の溶存マンガン濃度の要求水準を満たすことが可能との理解でよろしいでしょうか？ また、本条件で実施した場合の処理前後の水質データ(全マンガン濃度、溶存マンガン濃度およびこれらの最小、最大、平均値等)をご提示頂けないでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。 後段については水質データはありません。
414	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16 マンガン処理設備設計諸元と運転条件について、マンガン沈殿槽の表面負荷率をご提示頂けないでしょうか？	条件はありません、ご提案ください。
415	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求基準	脱水施設について、無薬注長時間加圧脱水方式は厳守事項となっておりますが、特別な理由があればお示し下さい。	浄水処理の場合長時間型が主流をなしており、実績も多いためこれを選定しています。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
416	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の「脱水施設」で「粒径6mm程度」とあり、そのためには「破碎・造粒設備」が必要になりますが、提案設備の造粒性能の証明方法について条件はございますか。	破碎機等の能力をお示しください。
417	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	脱水施設 発生土の粒径は6mm程度とありますが、具体的な要求値はありますでしょうか。 また粒径は有効利用できれば支障ないと認識しますが、上記粒径を指定する理由をご教示下さい。	現状での有効利用を続けるための条件として6mmとしています。有効利用が明らかならばこれにこだわりません。
418	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15その他の欄に「場内の雨水等を取り込むクローズドシステム」と記載がありますが、この場合の雨水とは、更新用地内に降る雨水全てが対象ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	脱水機棟又はケーキヤード内に、排水処理施設運転管理業務、男川浄水場維持管理業務、場外施設維持管理業務及び簡易水道施設維持管理業務に従事する職員のための事務室等を計画することは可能でしょうか	可能です。
420	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	ケーキヤードで300m ³ 分のケーキを確保できるスペースを要求していますが、将来対応の仁木浄水場脱水ケーキ受け入れ分を含んだ数量でしょうか。	ご理解のとおりです。
421	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理の手法が記述されていますが、満たすべき要求水準としては「着水井返送水の溶存Mn濃度を1mg/l以下とすること」であり、滞留時間や運転条件等は、要求水準ではないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
422	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理施設 表2-16では、「着水井返送水・・・」と記されていますが、10ページの処理フロー(図2-1)とどちらが正しいのでしょうか？	沈砂池への返送と修正します。
423	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	・表2-15の排泥池の項目で、簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れることとありますが、車両により運搬される汚泥を受け入れるということでしょうか。 ・この汚泥の収集・運搬・投入については貴市の責任範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
424	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	簡易水道施設等の他の浄水場で発生する汚泥の量(1回当たりの量×回数、及び1日の量)、固形物濃度、及び固形物量をご提示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
425	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15のケーキヤードの項目で、300m3分のケーキを確保できるスペースとありますが、これは仁木浄水場から排出される脱水ケーキ量も考慮した容量でしょうか。	ご理解のとおりです。
426	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	維持管理性を考慮して複数系列とは、主要機器(表2-15で、2池、2台等、複数の台数が示された機器)について適用されると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
427	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15「排泥池」における「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れること」について、その量、頻度、濃度について示していただけますか。	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
428	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15「その他」における「雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステムを採用すること」において、計画する上での雨量は、どのようなデータから考えれば宜しいでしょうか	雨量条件等は、開発許可の実務の手引(愛知県)等をご参照ください。
429	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15 ケーキヤード内及び搬出用に必要な作業車両は、事業者にてショベルローダ等を設置し、維持管理すると解釈すれば宜しいですか。	ご理解のとおりです。
430	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	脱水施設 「発生土の性状は、粒径6mm程度とする」とありますが、粒径6mm程度とは、既存施設から排出される粒径程度と考えて宜しいでしょうか。	既存施設の粒径よりも小さい粒径となります。
431	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	ケーキヤード300m ³ には、P.24(キ) 仁木浄水場の脱水ケーキ受け入れを行った場合にも支障のない容量と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
432	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	ケーキヤードは、既存施設と同様に側面の壁は完全に覆わなくても宜しいでしょうか。	法令に順じた構造としてください。
433	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	その他 「場内の雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステムを採用すること」とありますが、不純物の混入に対するリスクがあると思われませんが、そのリスクに対しては、貴市が負担していただくと考えて宜しいでしょうか。	不純物によりますが、事業者で不可避のものは、協議によるものとします。
434	要求水準書(案)	23	2	(2)	サ	(ウ)	各施設の要求水準	その他 「場内の雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステム」とありますが、取り込む範囲について具体的にご教示ねがいます。	新設する男川浄水場内全域です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
435	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理施設の着水井返送水1.0mg/L以下(溶存マンガン濃度)は、表2-16の仕様通りに構築すれば、マンガン濃度は目標濃度に達すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン濃度が目標到達濃度以下となれば、記載の仕様(表2-16)通りでなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	実績及び裏付けがあればご理解のとおりです。
437	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理用の薬品(苛性ソーダ)の濃度も25%で設計すると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
438	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理用の薬品(硫酸)の濃度は、40%と考えるとよろしいですか。	ご提案ください。
439	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16マンガン処理設備諸元と運転条件 マンガン原水貯留槽の滞留時間は、槽への流入のバランスが取れていれば、必ずしも1日分以上としなくても良いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
440	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	排泥池 「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥の受け入れ」について、受け入れ方法及び頻度をご教示願います。 また、「簡易水道施設等の他の浄水場」の浄水場名をご教示願います。	前段、後段ともに水道局工務課にて閲覧可能です。
441	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	排泥池 「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥」の運搬業務は、本事業の対象外と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
442	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	要求水準書(案)P.43 清掃業務(イ)排泥作業の作業項目には汚泥の運搬作業の記述がありません。「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥」の運搬業務は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れること」とありますが、汚泥の運搬や受入業務等は民間事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。 また、排泥池への汚泥投入の際には、必ず事前に排水処理業務責任者等に連絡があり、協議調整後に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れること」とありますが、その汚泥濃度や固形物量をご教示ください。	量については、水道局工務課で閲覧可能です。濃度は測定していません。
445	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の濃縮槽に「同上」とありますが、「簡易水道施設等の他の浄水場で発生した汚泥を受け入れること」の有無等、一部排泥池と異なる箇所があると思料いたしますので、濃縮槽の要求事項を個別記載に変更していただけないでしょうか。	濃縮槽の要求事項については、要求水準書(案)を修正します。
446	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「発生土の性状は、粒径6mm程度とする」とありますが、場外に搬出する際の平均粒径との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「無薬注長時間加圧脱水方式」が変更不可項目ですが、国内の水道事業体で稼働実績が多数ある無薬注加圧脱水方式には、脱水ケーキの有効利用用途の幅が広がる短時間型等があります。今回、長時間型を仕様変更不可とした理由をご教示ください。	浄水処理の場合長時間型が主流をなしており実績も多いためこれを選定しています。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
448	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	脱水施設は「無薬注長時間加圧脱水方式」とありますが、圧搾機構有無については、民間事業者の判断にて選定が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
449	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-15の要求事項に即した施設を採用した場合でも、「沈砂池返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下」は遵守しなければならない基準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
450	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	排水処理施設のケーキヤード等について、鉄骨製の提案は可能でしょうか。	可能です。
451	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「脱水ケーキのケーキヤード内及び搬出用の作業車両が必要となる」とありますが、作業用車両は民間事業者が購入やリース等により設置し、維持管理期間終了まで民間事業者が維持管理するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
452	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「場内の雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステムを採用」とありますが、平成24年2月24日開催の現地説明会にて口頭説明がありました「調整池」の考え方等について明文化していただけないでしょうか。	クローズドシステムを採用するため場内の雨水は全て沈砂池にためることとなりますので、沈砂池貯留量が十分であれば雨水調整池は不要との考えです。
453	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	「有効利用の提案がある場合は、仕様変更も可能とする」とありますが、備考欄に「がない項目に要求事項はないのでしょうか、それとも民間事業者提案の仕様変更内容が要求事項になるのでしょうか、ご教示ください。また、排水池の「急速ろ過池洗浄排水を受入れる容量とする」項目の備考欄に「がありませんが、機能的に変更不可の要求事項ではないのでしょうか。	前段：丸印がない項目については、要求事項の内容は変更可能であり、提案内容が要求水準となります。後段：急速ろ過池排水を受け入れるのは最低限の条件であり、排水池に貯留の必要が無いような提案なら変更できるものです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
454	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理施設に流入する溶存マンガン濃度の最大値をご教示ください。	ろ液の最大値は、10mg/L程度です。
455	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16の処理目標濃度「着水井返送水：1.0以下」は「沈砂池返送水：1.0以下」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
456	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理設備について、表2-16の諸元と運転条件通りの設備を採用すれば「返送水の溶存マンガン濃度が1.0mg/L以下」の要求水準を満たすことができ、また同時に採用自体が要求水準を満たす証明にもなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
457	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理施設における苛性ソーダと硫酸の仕様を御教示下さい。	苛性ソーダは、25%濃度とし、硫酸についてはご提案ください。
458	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	マンガン処理施設における苛性ソーダと硫酸の薬注率(平均、最大、最小)を御教示下さい。	ご提案ください。
459	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	“場内の雨水等を浄水処理に取り込むクローズドシステム(表中、その他)”では、全量を浄水処理に取り込むことが要求でしょうか。場内の散水やトイレ用水で外部に出さない処理は、該当しないのでしょうか。	ご提案内容によります。
460	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	維持管理性を考慮して複数系列とすることに関して、マンガン処理施設も含まれると考えて宜しいですか。	表2-15に記載のとおりです。
461	要求水準書(案)	23	2	(2)	-2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16にある、苛性注入及び硫酸によるpH調整は、薬品注入設備に含まれますか。それとも排水処理施設付属の設備との解釈でよろしいでしょうか。	排水処理施設付帯とお考えください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
462	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16に詳細な緒元が記載されていますが、記載の緒元にあわせた施設とすれば、処理目標値1mg/Lを満足するという理解で宜しいですか。また、要求水準として提示された本施設にてマンガン処理を行なった場合は、処理目標値を満足できない場合でも要求水準未達とはならないと理解してよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は処理目標値を満足できると判断しています。
463	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(ウ)	各施設の要求水準	表2-16 マンガン処理設備諸元と運転条件に運転条件(pH値)が記載されていますが、pHを調整するための薬品費を算出するために、男川浄水場の原水pHを11.5にするために必要な苛性ソーダ添加量をご教示下さい。また、pH11.5を5.8~8.6にするために必要な硫酸添加量をご教示下さい。	ご提案ください。
464	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(I)	浄水施設との分界点	排水処理施設の運転管理要員のための「事務室」等は、排水処理施設内に設置するのでしょうか。	設置は可能です。
465	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(I)	浄水施設との分界点	返送水の溶存マンガン濃度について、維持管理期間中は貴市が定期的にモニタリングを実施するとの理解でよろしいでしょうか。	返送水を含め、排水処理に関わる水質検査は事業者で行ってください。
466	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(I)	浄水施設との分界点	本項記載の「浄水処理管理者」とp.35「(3)-6イ 項及びウ 項」の「浄水処理運転者」とp.37「(3)-6ウ 項」の「浄水処理運転管理者」はそれぞれ別の方々との理解でよろしいでしょうか。	同一ですので、名称を統一します。
467	要求水準書(案)	23	2	(2) -2	サ	(I) (オ)	浄水施設との分界点 信号授受	26頁の表2-20で返送水の必要計測機器として流量計、pH計、濁度計に 印が付いていますが、pH計と濁度計はマンガン処理施設からの返送水のみが必要で、排水池から沈砂池への返送水には不要との理解でよろしいでしょうか。	すべての返送水に必要ですので考慮してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
468	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(オ)	信号授受	管理棟中央管理室への信号発信項目が記載されていますが、変更は無しという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
469	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(カ)	メータの設置	「なお、機械運転で使用する水道、電気は無償とする」とありますが、これらの場内給水の整備は本事業の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。尚、その場合、場内給水に関する要求事項があれば具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については特にありません。
470	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(カ)	メータの設置	「なお、機械運転で使用する水道、電気は無償とする」とありますが、機械運転には建築付帯機械設備の運転も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	内容により判断します。
471	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場から搬出される脱水ケーキ(400t/年)のうち、1回当たりの搬出量及び年当たりの搬出回数をご教示願います。	1回当たりの搬出量は3.5t。搬出必要時、平日1回を基本です。
472	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場脱水ケーキの受け入れに関し、受入量及び時期等については、貴市が事業者と事前協議等により調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
473	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(キ)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	維持管理期間中において仁木浄水場の脱水ケーキに、放射能汚染物質の検出が受け入れ前に判明した場合、受け入れの是非を含めた対応について、貴市と協議が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、受け入れ後に上放射能汚染物質の検出が判明し、有価利用ができなくなる場合は、脱水ケーキ仮置・処分、除染、分析等に係る費用負担は事業契約書(案)別紙5「不可抗力による費用負担」で行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。後段：ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
474	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(※)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「脱水ケーキの受け入れを検討すること」とありますが、受け入れスペースの確保との理解でよろしいでしょうか。 尚、その場合、どのくらいの面積が必要なのかご教示ください。	前段：ご理解のとおりです。 後段：全体で300m3のスペースを確保するようにしてください。また、P23.表2-15をご参照ください。
475	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(※)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「脱水ケーキ量は年間400t(含水率70%)程度」とありますが、これは乾燥重量ベースではなく含水率70%の湿重量ベースとの理解でよろしいでしょうか。 また「脱水ケーキの性状は既設男川浄水場とほぼ同様」のため、含水率は70%より若干低いとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：男川浄水場の実績とほぼ同様と想定しています。
476	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(※)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木浄水場から搬出された脱水ケーキの受け入れを検討すること」とありますが、受け入れの是非は、事業者の判断によるものであり、評価の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか?	評価対象となります。
477	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(※)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ計画(日当たりケーキ量、年間受け入れ頻度など)をご教示願います。	1回当たりの搬出量は3.5t。搬出必要時、平日1回を基本です。
478	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(※)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	受け入れる仁木浄水場の脱水ケーキが、事業者が任意で提案する有効利用にそぐわないものであった場合のリスクは、貴市にあるものとの理解でよろしいでしょうか。	仁木浄水場の脱水ケーキが現状の男川浄水場の脱水ケーキと明らかに違いがなければ提案後のリスクは、事業者にあるものとします。
479	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(※)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	仁木浄水場から受け入れる脱水ケーキの荷下ろし業務およびそれに使用する機材は、貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。また、荷下ろし場所の指定について、事業者と協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりですが、4tダンプで搬入できる施設としてください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
480	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(†)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	「仁木浄水場(処理能力51,180m ³ /日)から搬出された脱水ケーキの受け入れを検討すること。」とありますが、現状浄水場における過去3カ年の発生固形物量等のデータについて、具体的にご教示願います。	1回当たりの搬出量は3.5t。搬出必要時、平日1回を基本です。
481	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	サ	(†)	仁木浄水場の脱水ケーキの受け入れ	水源が異なる仁木浄水場の脱水ケーキの性状を、既設男川とほぼ同様と判断している根拠と、判断できるデータを提示ください。	水道局工務課で閲覧可能です。
482	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	シ		電気計装設備	既設電気計装設備の図書の閲覧は可能でしょうか(単線結線図、計装フローシート、システム構成図、機器配置図、配線図等)	水道局工務課にて閲覧可能です。
483	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	シ	b	規模	浄水場としての機能が維持できる電力(容量)を具体的にご教示下さい。	要求水準書添付資料5をご参照ください。
484	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	シ		低圧電気室、電子計算機室の大きさ(管理等)	低圧電気室、電子計算機室の大きさが定められておりますが、この寸法以下としてもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
485	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	シ		低圧電気室、電子計算機室の大きさ(管理等)	低圧電気室、電子計算機室の大きさが定められておりますが、この寸法を大幅に超えてもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
486	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	シ		低圧電気室、電子計算機室の大きさ(管理等)	電子計算機室に設置する機器として、将来設備である上水運用センターの計装機器は設置しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487	要求水準書(案)	24	2	(2) -2	シ		低圧電気室、電子計算機室の大きさ(管理等)	低圧電気室に変電設備(動力変圧器、照明変圧器等)を設置してもよろしいでしょうか。	ご提案ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
488	要求水準書(案)	24	2	(2)	-2	シ	低圧電気室、電子計算機室の大きさ(管理等)	各設備毎に変電設備を設置する場合、同一電気室に変電設備、低圧動力設備を配置してもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
489	要求水準書(案)	24	2	(2)	-2	シ	受変電設備	使用電圧について、「原則として高圧6kV」とあるのに対して、添付資料5の送水ポンプと導水ポンプは3.3kVとなっていますが、どちらが正しいでしょうか。	添付資料の送水ポンプ及び導水ポンプの仕様を6.6Vに修正します。
490	要求水準書(案)	24	2	(2)	-2	シ	受変電設備	発注者(市側)が契約するユーティリティ(電気等)の契約先(電力会社等)との協議、交渉結果によって必要となった対策費(励磁突入電流抑制対策費等)は設計変更と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の内容については変更の対象としません。
491	要求水準書(案)	24	2	(2)	-2	シ	受変電設備	低圧400V、200V、100Vとありますが、動力電源電圧をどれかの電圧に統一してもよろしいでしょうか。	浄水場施設として市に有利となるような提案をしてください。
492	要求水準書(案)	24	2	(2)	-2	シ	受変電設備	変圧器2バンク方式とありますが、照明用変圧器、建築付帯用変圧器については1バンク方式にしてもよろしいでしょうか。	照明用変圧器については、ご提案ください。
493	要求水準書(案)	24	2	(2)	-2	シ	受変電設備	排水処理設備の動力変圧器は1バンク方式にしてもよろしいでしょうか。	ご提案ください。
494	要求水準書(案)	25	2	(2)	-2	シ	自家発電設備	駆動機関として、ガスタービンorディーゼルのご指定はございますか。	指定はありませんが、即応性や騒音等を考慮したものとしてください。
495	要求水準書(案)	25	2	(2)	-2	シ	a 自家発電設備	「必要容量は停電時においても浄水、送水などの機能が処理能力の75%以上維持できる」と記載されていますが、68,395m ³ /日×0.75の処理能力を維持するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
496	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	シ		c	自家発電設備	C 自家発電設備の使用燃料は災害時にも確保しやすい燃料とし、とありますがどのようなシステムを想定されていますか？	通常の自家発電機で使用される燃料であり通常のシステムです。
497	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	セ			計装設備設計	現在の場外施設の監視制御状況を教えてください。今回設計では、場外施設の監視制御方針は確定しているのでしょうか。	前段は男川浄水場で確認してください。後段は監視制御方針はご提案ください。
498	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	セ			計装設備設計	既設設備の過去データで新設設備に引き継がなければならぬものがありますでしょうか？ある場合、「表2-18データの保存ファイルの内容」のデータのうち日間ファイル、月間ファイル、年間ファイルが該当すると考えます。宜しいでしょうか？	引継ぎ方法について最適な提案を求めます。
499	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	セ			監視制御設備	監視制御設備においてサービス提供式のシステムで構築してよろしいでしょうか。(クラウドコンピューティング)その際のサービス利用料はユーティリティとして、通信費と同様に岡崎市様負担でよろしいでしょうか。	前段は安全性が確保されていれば可能です。後段は事業者負担とします。
500	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	セ			監視制御設備	監視制御システムの画面構成は、事業者提案により作成しますが、既設監視画面とは異なるものであっても、許容されますか？	ご理解のとおりです。
501	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	セ			計測機器	「既設データの保存」は新監視制御設備との互換性を要求されているとの理解でよろしいでしょうか。	互換性は、要求していません。
502	要求水準書(案)	25	2	(2) -2	セ			計測機器	男川水源，大平水源は本事業で更新対象となり，既設運用状況と異なることが考えられます。したがって，更新後の水位計設置場所は提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
503	要求水準書(案)	26	2	(2)	-2	セ	計測機器	大西水源流量計及び水位計は既設大西取水場に設置するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	要求水準書(案)	26	2	(2)	-2	セ	計測機器	表2-19において、「-1: 既設設備更新とする」とありますが、各水源の更新計測機器毎の数量及び仕様等を具体的にご教示願います。	数量は、各1基です。仕様は提案してください。
505	要求水準書(案)	26	2	(2)	-2	セ	切替手順	既設監視対象の切替によるデータ保存は既存設備、新規設備ともに保存できるようにとありますが、切替前のデータは既存設備にて保存し、切替後のデータは新規設備にて保存することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
506	要求水準書(案)	26	2	(2)	-2	セ	切替手順	旧監視装置での保存データを新監視装置でも活用するという意味でしょうか。その場合、汎用フォーマットのデータ授受が可能でしょうか。	新監視装置での活用は想定していません。
507	要求水準書(案)	26	2	(2)	-2	セ	切替手順	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実に、常時監視が行える方法で」との記述がありますが、新施設内に設置する新監視装置に、現浄水場施設の運転監視機能を持たせることを意味しますか？	現浄水場施設に運転監視機能を持たせることも可能です。
508	要求水準書(案)	26	2	(2)	-2	セ	切替手順	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実に、常時監視が行える方法で」との記述がありますが、新施設内に設置する新監視装置内にデータ保存のために移植するデータの内容・期間はどの程度となりますか？	事業者が提案してください。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
509	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	切替手順	「既設監視対象の切替は、データの保存を確実に、常時監視が行える方法で切り替えるものとする。」と記載がありますが、常時監視が行える状態は新・旧双方の設備で監視が行えると理解しますがよろしいでしょうか。	系統ごと順次切替を行います。切替時は現地等の確認が行える体制とします。
510	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	切替手順	既設監視対象データは無償で提供していただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
511	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	切替手順	「データの保存を確実に…」とありますが、切替中にデータを失わないようにすることの解釈でよろしいでしょうか？	切替前のデータを確実に保存することであり、切替中のデータを保存するという意味ではありません。
512	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設、簡易水道施設の監視を男川浄水場にて行うようになっていますが、添付資料11にある、127箇所全ての監視を現状行っているのでしょうか。又、計装信号以外の信号(機器状態等)の取り込み及び監視は現状おこなっていないのでしょうか。併せて男川浄水場以外の浄水場又は市役所で監視している施設があれば、ご教示下さい。	前段については、現状、添付資料11に記載している127箇所について、計装信号、機器状態等の監視を行っています。後段については、現状、男川浄水場のみで監視を行っています。
513	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設統合を考慮して、場外施設、簡易水道施設の監視が男川浄水場で行えるようにすること」とありますが、2頁の表1-3の事業範囲では場外施設、簡易水道施設は整備業務の対象となっておりません。実施設計業務のみで建設業務には含まれないという解釈でよろしいでしょうか？	表1-3をご参照ください。
514	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設・簡易水道施設の監視は、新たな計装機器を追加するのではなく、既存の計装機器からの信号を取り込むものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。切替時に連続性が担保できるようにしてください。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
515	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設・簡易水道施設からの信号の取り出しのための既設盤改造は不要と考えてよろしいでしょうか？	伝送設備の改造は必要です。
516	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	各監視対象施設ごとの監視点数、操作点数を明示願います。	男川浄水場でご確認ください。
517	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	水道局本庁でも監視状況がわかる設備を設けること、と記載がありますが、浄水場における監視項目と同等の内容でしょうか。	要求水準書をご確認ください。
518	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	トレンドの予測とありますが、トレンドとは、水質データ・流量データ・水位データのいづれを指しますか。ご教示願います。	水質・水量・水位全てです。
519	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設統合を考慮して」とありますが、統合により休止する施設があるという意味でしょうか？	現段階では未定です。
520	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備について、伝送メディアの選択等、仕様は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
521	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の統合を考慮して、…」とありますが、コストを算出するためには、具体的な将来計画と検討方法が必要です。関連資料をご教示願います。	現段階では統合に関する資料はありません。
522	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	今後の統配合計画をご教示下さい。ここが明確でないと、各提案者からの金額にも差が生じると考えます。	現段階では未定です。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
523	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	簡易水道施設の監視が男川浄水場で行えるとありますが、既設の監視機器を、新設する男川浄水場へ移設することは、認められますか。	現状の維持管理に支障がなければ可能です。
524	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「簡易水道施設の統合を考慮して」とありますが、統合の計画についてご教示願います。	現段階では未定です。
525	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設及び簡易水道施設の監視対象とする施設を添付資料11に示されていますが、各監視項目及び点数をご教示願います。遠隔操作は除くものと理解しますがよろしいですか。	前段：男川浄水場でご確認ください。 後段：一部遠隔操作もあります。
526	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	添付資料11の126施設について、既にルメータ等で遠隔監視されている施設もあると思いますが、それらのルメータ装置等も今回更新するものと解釈して宜しいでしょうか。	添付資料11の計装監視対象施設一覧(1)は全て更新対象です。計装監視対象施設一覧(2)は男川浄水場と額田南部浄水場間のみ更新対象です。
527	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	上記に関連し、更新後も既存の監視項目・制御項目については追加や変更は無いと考えて宜しいでしょうか。ある場合は各施設の設備改造が発生します。	変更はありません。
528	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	場外施設等が増減した場合のソフト改良費用は本事業とは別途となりますでしょうか。	更新等の全面的な改良は市の負担です。
529	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「トレンドの予測機能を構築できる・・・」とありますが、具体例としてどのような事を想定されていますでしょうか。予測機能とは？	要求水準書のとおりとします。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
530	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設の統合を考慮して・・・」との記述がありますが、現在の監視状況はどのような状態になっているのでしょうか。添付資料-11の各施設の現状を、入札参加表明期限までに開示いただけるのでしょうか？	男川浄水場でご確認ください。
531	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	セ	場外施設、簡易水道施設の監視の計装設備	「今後の簡易水道施設の統合を考慮して・・・」との記述と「即座に警報等により本市職員への・・・」という記述がありますが、男川浄水場の監視装置の機能と同様と考えてよろしいか？	ご理解のとおりです。
532	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	タ	水質監視装置	ジャーテスター、バイオアッセイなどは水質試験室に設置するのでしょうか。水質試験室内の設備は表2-9によりますと、将来導入予定となっています。水質試験室内の機器も設置するというのでしょうか。それとも、ジャーテスター、バイオアッセイは試験室外で導入するのでしょうか。設置場所と機器の関連づけが曖昧で解釈が難しいため、導入を想定されているオフライン水質分析・評価装置があればご教示ください。	水質試験室内の機器は将来導入予定です。ジャーテスター、バイオアッセイなどは、水質試験室ではなく、中央管理室もしくは中央管理室に隣接した場所への設置を想定しています。オフライン水質分析・評価装置の導入は想定していません。
533	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	タ	水質監視装置	バイオアッセイは毒物検知(P26表2-19記載)と同様と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
534	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	タ	水質監視装置	水質監視装置は表2-9に示される内容とは異なるのでしょうか。また、監視装置の設置場所は、最適と考えられる位置にて提案としてよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
535	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	タ	水質監視装置	水質試験室と水質監視施設の内容の違いについて、具体的に御教示下さい。	水質試験室は水質基準50項目を試験する室です。水質監視施設は表2-19の計測機器等を設置している施設です。
536	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ	男川浄水場外周道路	管理用道路や農業用水・排水施設の、幅員・延長・構造等を示した図面の提示をお願いします。	ご提案ください。
537	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ	男川浄水場外周道路	用地境界、および外周道路の境界が明示されている図面を提示していただけますか。	水道局工務課で閲覧可能です。
538	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ	男川浄水場外周道路	添付資料3に示される外周道路の幅員は、要求水準ですか。 また、道路構成(歩道や側溝の有無)に関する規定はありますか。	前段：要求水準です。 後段：基本的には提案ですが、本市の基準に準拠してください。
539	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ	男川浄水場外周道路	既設浄水場前に幅員8mの外周道路を整備する場合、既設浄水場内に道路がかかります。既設浄水場の運用中に境界のフェンスや投げ込み防止ネットを撤去・移設することは可能でしょうか。	既設浄水場運転に影響がなければ可能です。
540	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ	男川浄水場外周道路	添付資料3に示される堤防上の外周道路の範囲は、更新用地と接するように図示されています。堤防の更新用地側の斜面上を埋め戻す計画と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
541	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ	男川浄水場外周道路	管理用道路の道路舗装・路面排水溝・農業用水溝・排水施設に関して、具体的な要求事項をご提示ください。	舗装、路面排水溝は本市道路維持課の基準によるものです。農業用水溝、排水施設は本市農地整備課による基準です。 基本的には提案ですが、市の基準に準拠してください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
542	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ		男川浄水場外周道路	「農業用水・排水施設を行うこと。」とありますが、具体的要求はあるのでしょうか。	男川浄水場周囲の水田用の用水路と排水路です。側溝で対応可能と考えています。
543	要求水準書(案)	26	2	(2) -2	チ		男川浄水場外周道路	「男川浄水場外の管理用道路の道路舗装、路面排水構造物及び農業用水・排水施設を行うこと。」と記載されていますが、管理用道路の位置・範囲及び既設図面を提示願います。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
544	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ		その他の留意事項	「市内の公共工事で発生する良質な残土の受入れについて前向きに検討すること。」とありますので、盛土工事の進捗に支障がないように、貴市が責任を持って、残土の受入の手配をしていただくと考えてよろしいですか。	残土受入れの手配は、民間事業者が責任を持って行ってください。
545	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ		その他の留意事項	「市の工事の残土の受入れについて前向きに検討すること。」とありますが、判断材料(分析結果等)については貴市より提示頂けると考えてよろしいでしょうか？また、排出事業者は貴市となることを確認させて下さい。	性状確認及び判断は、民間事業者でしてください。残土は公共事業残土であるため公共事業施工者が排出事業者となるものと判断しています。
546	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ		その他の留意事項	生活環境影響調査条例が記載されていますが、生活環境影響調査は、この条例の調査項目の調査を指すのでしょうか？なお、本条例は、区域面積10ヘクタール以上の事業を対象事業としていますが、今回の男川浄水場更新事業は該当するのでしょうか？	前段については生活環境影響調査条例を指すものでなく、産業廃棄物処理施設設置許可取得のための調査を指します。後段については該当しません。
547	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ		その他の留意事項	乙川に隣接した用地であることから、河川法の規定に準じた対応が必要と考えます。河川区域・河川保全区域の位置がわかりましたら御教授願います。また、今回用地を盛土(擁壁)する計画となっていますが、この行為に対しては事前協議が済んでおり、了解済みと考えてよろしいでしょうか。	前段について、設計時には愛知県河川課にご確認ください。後段について提案による設計であるため、計画時に協議を行ってください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
548	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ		b 事業者の控え室設置	「ユーティリティ(水道、電気、ガス(必要な場合)等)は、民間事業者の費用負担で設置したメーター管理により有償とする」とありますが、具体的な精算方法をご教示ください。	事業者にて設置したメーターで管理をし、市発行の請求書に対してお支払い頂きます。
549	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ		b 事業者の控え室設置	「維持管理業務で生じたゴミは民間事業者の責任で適切に処分する」とありますが、このゴミとは民間事業者控え室で発生する生活ゴミ等の一般廃棄物との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
550	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ			その他の留意事項 河川管理者への事前協議は実施されているでしょうか。	提案による設計であるため、計画時に協議を行ってください。
551	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ツ			その他留意事項 「公共工事で発生する良質な残土の受け入れ・・・」とありますが、その情報は、提示していただけるのでしょうか。	現時点ではありませんが、情報があれば提示します。
552	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	テ			環境対策 新エネルギー設備の導入対象は、受電する以外の全てのエネルギーに対してということでしょうか。	配慮を求めているもので、特定のものでもかまいません。
553	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	テ			環境対策 「周辺の景観に配慮すること。」とありますが、基本設計時に周辺住民から具体的要望事項が出ているのでしょうか。	特にありません。
554	要求水準書(案)	27	2	(2) -2	ト			完成確認 現在実施されている完了検査の大まかな内容をご教示下さい。	事業契約書(案)第39条をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
555	要求水準書(案)	27	2	(2)	-3		周辺影響調査、電波障害対策、生活環境影響調査業務	生活環境影響調査とは具体的にどのような調査でしょうか。また、周辺環境調査、電波障害対策とは、どのような関係にあるのでしょうか？また、別記載の、産業廃棄物処理施設設置許可申請に必要な生活環境影響調査とは、どのような関係にあるのでしょうか？	各種法令等に基づき実施してください。
556	要求水準書(案)	27	2	(2)	-3		周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務	生活環境影響調査業務について具体的にご教示ください。	生活環境影響調査の調査項目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令をご確認ください。
557	要求水準書(案)	27	2	(2)	-3	ア	本業務の内容	(2)-3のタイトルには生活環境影響調査業務と示されていますが、ア本業務の内容には、周辺環境調査、電波障害調査としか示されていません。生活環境影響調査は業務内容に含まれるのでしょうか。	含まれますので、要求水準書に追記します。
558	要求水準書(案)	27	2	(2)	-3	ア	本業務の内容	「周辺環境調査を行う」とあります。具体的調査内容は決まっているのでしょうか。	各種法令等に基づき実施してください。
559	要求水準書(案)	27	2	(2)	-3	ア	本業務の内容	の生活環境影響調査が、アに表記されていますが、行うことと解釈してよろしいでしょうか。	含まれますので、要求水準書に追記します。
560	要求水準書(案)	28	2	(2)	-3	イ	b c 騒音・振動、臭気	維持管理期間中において、敷地境界線での各測定(騒音、振動、臭気)は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、住民から苦情等があった場合は確認調査を行ってください。
561	要求水準書(案)	28	2	(2)	-3	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	説明会への出席とありますが、住民説明会のことと理解します。説明会の実施時期についてご教示願います。また、「矢作川沿岸水質保全対策協議会」への説明も含まれますか。	前段：時期は未定ですが協議によって順次決めていきます。 後段：漁協関係も含まれます。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
562	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア		既設管の連絡方法に指定はありますか？(不排水or断水施工)	既設浄水場運転及び切替に支障がない工法としてください。	
563	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア		既設運用管との関連	「b下記の工事については、既設浄水場からの切替を円滑に行うため本工事竣工までに完了しておく必要がある」と記載されていますが、工事内容によっては、竣工では無く、供用開始後に着手しても宜しいでしょうか(例：既設大平取水場の撤去工事等)	全ての工事は施設の引渡前までに完了してください。
564	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア	b	既設運用管との関連	「既設大平取水場の撤去工事及び既設導水管の撤去工事」について、本工事竣工までに完了とありますが、工事竣工から供用開始までの6ヶ月間の大平水源から既設男川浄水場への取水はどのように考えればよろしいでしょうか。	ご提案ください。
565	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア		既設運用管との連絡	既設運用管が腐食など老朽化が著しく、連絡工事が不可能であるような状況の場合、ご協議にに応じていただけますか？	協議します。
566	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア		工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	原則として、要求水準書に記載されているすべての事項について行うこととする。と記載されていますが、最大給水量における試験を行う場合は、どの程度の時間を考慮しておけば宜しいでしょうか。	ご提案ください。
567	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア		工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	試運転時開始時(竣工時)には新設浄水場へ通電が完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	試運転が可能ないようにご提案ください。
568	要求水準書(案)	28	2	(2) -4	ア		工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	各種試運転に必要な電気、水、薬品については、貴市殿と事業者のどちらが負担するのでしょうか。	施設の引き渡し前までは事業者負担となります。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
569	要求水準書(案)	28	2	(2)	-4	ア	工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	既設男川浄水場へ返送する各種試運転の排水、汚泥処分費は、貴市と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
570	要求水準書(案)	28	2	(2)	-4	ア	工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	試運転時に供給いただける試運転用水の最大量を御教示ください。	3水源からの最大取水量分は可能ですが、全量を既設男川浄水場へ返送してください。
571	要求水準書(案)	28	2	(2)	-4	ア	工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	「切替工事の準備業務から切替工事・・・全ての業務を含むこととする。」とありますが、既設施設の運転管理及び維持管理業務は含まないとの理解でよろしいですか？ また、場外施設等で新たに設置する設備については、維持管理期間開始となる平成30年2月(P.5キ事業スケジュール)から、民間事業者が引き継ぐものと理解しますがよろしいですか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：新たに設置した設備は工事竣工から引渡しまでは事業者の建設業務期間なので事業者の責任範囲とします。
572	要求水準書(案)	28	2	(2)	-4	ア	工事竣工から供用開始までの期間における切替工事	「新設対象施設の運転マニュアルを”編集して”提出すること」とありますが、試運転前に提出する試運転実施計画書に運転マニュアルを添付し提出し、供用開始時までに必要に応じて改訂等を行い、供用開始時に提出するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
573	要求水準書(案)	28	2	(2)	-4	ア	本業務の内容	将来使用しない既存施設の撤去は業務範囲外と解釈してよろしいですか。	事業対象地域内の撤去は本事業に含まれます。
574	要求水準書(案)	29	2	(2)	-4	ア	新設浄水場供用開始後の各種業務	パテ詰で考えていますが、特別な処理方法をお考えであれば御教示下さい。	本市が特に指定する方法はございません。
575	要求水準書(案)	29	2	(2)	-4	ア	新設浄水場供用開始後の各種業務	台風等による大雨降雨後に既設浄水場水槽内へ滞留する雨水の処分は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
576	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	配線、配管の処理は埋め殺しによる処置として宜しいでしょうか。	管理棟、警備ITVカメラは切替後も使用するため、使用可能な状態としてください。その他はご理解のとおりです。
577	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア	b	新設浄水場供用開始後の各種業務	立ち入り防止策の設置とは、具体的に何を設置すること想定されていますでしょうか。	立ち入り防止柵のことで。修正します。
578	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア	c	新設浄水場供用開始後の各種業務	池状構造物への落下防止対策は、蓋等をするのではなく、池周囲への侵入禁止措置(バリケードの設置等)を行うと理解して宜しいでしょうか。	ご提案ください。ただし容易に乗越えることが可能な策は落下防止対策とはなりません。
579	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア	d	新設浄水場供用開始後の各種業務	池状構造物の清掃とは、具体的な内容についてご教示願います。	落葉等の堆積物の搬出等を想定しています。
580	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア	d	新設浄水場供用開始後の各種業務	既設浄水場の池状構造物の清掃は、切替後1回だけの実施項目で、維持管理期間中の清掃は民間事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	撤去されるまでの維持管理期間中は必要に応じて実施してください。
581	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	共用開始後既設管理棟に電源等を確保し照明等が使用できるようにとありますが、新たに低圧受電すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
582	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	既設浄水場の取り壊し時期をご教示ください。また、既設浄水場を取り壊すまでの管理棟の管理責任ならびに電気代に代表されるユーティリティの契約行為及び費用負担は貴市にあるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：取り壊し時期は未定です。 後段：ご理解のとおりです。
583	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	本項の業務期間は、取り壊しまでの期間との解釈でよろしいでしょうか。取り壊しまでの期間を提示下さい。	前段：ご理解のとおりです。 後段：取り壊しまでの期間は現段階では未定ですので事業期間内は行うものとしてください。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
584	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	「建設業務」において記載されている「d その他必要と思われる安全対策」は、既設を含めて設計業務段階において配慮する必要がありますか。	設計段階に限らず適宜対応してください。
585	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア		新設浄水場供用開始後の各種業務	切替後の既設浄水場はとりこわしまでの期間はそのまま放置するとありますので、設置されている機器、盤等の設備の撤去業務は本業務範囲に含まれないと理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
586	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	ア	a	新設浄水場供用開始後の各種業務	各施設の水抜きで、抜いた水(排水)の処置、行き先は、どのように考えられているのでしょうか。	ご提案ください。
587	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	イ		工事全般	使用機材は新品に限ると記載がありますが、要求水準書(案)P7記載の設備の使用可能期間を満足すれば、既設男川浄水場内の既設機材を使用しても宜しいでしょうか。	使用機材は新品に限ります。既設機材の使用は認めません。
588	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	イ	e	工事全般	「使用機材については新品に限る」と記載がありますが、以下前提を満たせば既設設備(装置)を流用することでも問題ないでしょうか。民間事業者の責任において規定されている使用期間(16年、20年)を保全する。	使用機材は新品に限ります。既設機材の使用は認めません。
589	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	イ		男川浄水場設備台帳システムの構築	設備台帳システムの仕様について、具体的に要求水準が示されるのでしょうか？	詳細は協議により決定します。
590	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	イ		完成図書及び各種申請図書の提出	設備台帳とありますが、データベース化したものをCD等にて提出するのでしょうか。	詳細は協議により決定します。
591	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	イ	b	工事期間中の対応	建設工事に必要な水道について、設備、引込工事及び水道使用料金を事業者が負担するものとして、既設浄水場内から供給していただくことは可能でしょうか。	可能です。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
592	要求水準書(案)	29	2	(2) -4	1		工事期間中の対応	試運転時に発生する脱水ケーキの処分は、民間事業者にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	既設施設に搬入してください。処分は本市が行います。
593	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1		工事監理総括者	建設業務期間中の工事管理総括者の交代は認められるでしょうか。	理由により認められます。
594	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1		工事監理総括者	工事監理総括者に求められる資格要件をご教示願います。	特にありません。
595	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1	a	工事監理総括者	工事監理総括者の保有すべき資格については、入札説明書のP.12(7)に示す会社に所属するものであれば、保有すべき資格要件は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
596	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1	d	工事監理総括者	工事監理総括者は複数名配置して、そのうち1名を常駐するとの理解で宜しいでしょうか。または1名の専任者がある時期(事業者が必要と考える時期)について駐在するとの理解で宜しいでしょうか。	工事監理総括者は1名以上としてください。うち1名は常駐してください。
597	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1	a	工事監理者	工事監理者は、工種(土木、建築、機械、電気、水道施設)毎に配置する必要があるということでしょうか。	各工事ごとに配置する必要があります。
598	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1		工事監理者	各工事の工事管理者の位置づけについてご質問します。工事管理者は常駐義務はないと理解しますがよろしいでしょうか。工事管理者は非専任でもよろしいでしょうか。電気工事の工事管理者の資格要件はありますでしょうか。	については、ご理解のとおりです。 については、ご理解のとおりです。 については、特にありません。
599	要求水準書(案)	30	2	(2) -5	1		工事監理者	工事監理者に求められる資格要件をご教示願います。	建築工事以外は特にありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
600	要求水準書(案)	31	2	(2) -6	ア		備品の設置	「関連業務」とありますが、当該業務は実施方針14頁記載の「建設業務」に含まれると理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
601	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	薬品及び燃料の受入れに関わる作業は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
602	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	取水や沈砂池設備において発生する土砂や汚泥の処分は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	排砂作業等は事業者が実施してください。産業廃棄物の運搬処分は市が行います。
603	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	引き渡し後の1-ティリイ-において、薬品費及び発電機の燃料費の負担は貴市と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
604	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	薬品の受入れ作業は貴市にて実施されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
605	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	取水や沈砂池設備において発生する砂や汚泥の処分は、貴市にて実施されると理解して宜しいでしょうか。	排砂作業等は事業者が実施してください。産業廃棄物の運搬処分は市が行います。
606	要求水準書(案)	31	2	(3)			男川浄水場維持管理業務	施設に対する運転等は、事業者側が行う説明に対し貴市が受講していただくと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
607	要求水準書(案)	31	2	(3) -1 (3) -2			保守点検業務 修繕業務	(3)-1、(3)-2の記載を読むと、取水・導水施設から場外施設等の施設の保守点検と修繕は、1社が包括的に行うこと(SPCの直轄か、SPCから1社に包括委託するかは民間の提案事項ですが...)を前提にしている、との理解でよろしいですか?	複数社でも問題ありません。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
608	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	表3-2に保守点検頻度が記載されていますが、要求水準の回数を満たしていれば、詳細な頻度については事業者の計画に基づいた内容でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
609	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	表3-2に水槽内状況確認とありますが、水抜き後の内部点検ではなく、躯体等の目視点検程度の内容でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
610	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	表3-2の法定点検について、電気事業法に伴う各種点検は貴市が行うことになっていますが、その他消防法に基づく法定点検等は事業者が行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
611	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	表3-2により、浄水場の「日常点検」に、毎日点検(1回/日以上)はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
612	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	場外施設計装機器の保守点検業務範囲として、子局テレメータ装置も含むこととし、簡易水道施設計装機器の保守点検業務範囲には子局テレメータ装置は含まないと考えてよろしいでしょうか。	簡易水道施設計装機器の保守点検業務には南部浄水場の子局テレメータも含むものとします。
613	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	維持管理期間中に生物処理施設が建設された場合は、生物処理施設に係る保守点検業務は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	生物処理施設についての内容は未定です。
614	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	計装設備等において「場外子局」とありますが、具体的な設備をご教示願います。	伝送装置の子局のことです。
615	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	ア		本業務の内容	保守点検業務に受変電設備、発電設備、監視設備の電気点検も含まれるっていると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
616	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	ア		本業務の内容	表3-2の 4に費用は貴市が負担とありますが、水質分析費用のことでしょうか。	ご理解のとおり水質分析費用は本市が負担しません。採水及び運搬は民間事業者の業務です。要求水準書を修正します。
617	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	ア		本業務の内容	定期点検の「定期採水・分析」について、貴市が「主たる負担者、実行者」で欄外に「費用は本市が負担する」とありますので、民間事業者の業務や負担は全くないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり水質分析費用は本市が負担しません。採水及び運搬は民間事業者の業務です。要求水準書を修正します。
618	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	ア		本業務の内容	「-5：電気事業法に伴う各種点検は本市が行う」とありますが、電気主任技術者は貴市が選任するとの理解でよろしいでしょうか。また、維持管理業務全般においても民間事業者が電気主任技術者を選任する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ご理解のとおりです。
619	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	ア		本業務の内容	-2で処理状況の確認とありますが、民間事業者は保守点検の際に行い、通常時は運転管理側で行われるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
620	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	受託水道技術管理者の設置がありませんが、今回の契約において、事業者は契約上の責任は負うが、水道法上の法的責任は負わないことを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
621	要求水準書(案)	31	2	(3) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	自家用車等を男川浄水場内に駐車する場合は使用料を徴収するとありますが、1台あたりの月額使用料についてご教示願います。さらに、貴市職員の自家用車の使用料の考え方についてご教示願います。	前段については、本市職員と同額になる予定ですが、金額は未定です。後段については、未定です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
622	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本事業の内容	修繕業務に関する役割分担がありますが、ある不具合に対して緊急的な修繕とするか予定される計画修繕で対応するかの判断は岡崎市様、民間事業者どちらがするのでしょうか	民間事業者の判断です。
623	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本事業の内容	水槽内状況確認とは、水抜き作業を行わないで行う点検(水槽躯体の目視点検)と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
624	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本事業の内容	表3-4に記載の「水槽内清掃」において清掃時期及び作業スケジュールは、岡崎市様と事業者の協議により決定されると考えてよろしいでしょうか。	民間事業者がスケジュールを作成し、市の承認を受け実施してください。
625	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本事業の内容	表3-4に記載の「水槽内清掃」において清掃の際の運転停止操作は岡崎市様、水抜作業は事業者範囲と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
626	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本事業の内容	表3-4に記載の「水槽内清掃」において清掃終了後の運転再開操作は岡崎市様と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
627	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「現場業務を総括する現場業務責任者」と記載されており、ここで示す「現場業務責任者」とは、実施方針P.8想定スキーム図に示される維持管理会社等が実施する男川浄水場保守点検業務、排水処理施設運転管理業務及び、場外施設等維持管理業務の各業務を総括する者(維持管理業務の現場総括責任者)との理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
628	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「水道浄水施設管理技士2級以上の者を1名専任で配置」とありますが、当該人員は、現場に常駐する必要がありますでしょうか?	常駐の必要はありません。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
629	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「現場業務を総括する現場業務責任者」とありますが、当該責任者は、(4)の場外施設及び簡易水道施設の保守管理業務の業務責任者を兼務してもよろしいでしょうか?	兼務可能です。
630	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	男川浄水場保守点検業務の現場業務責任者は、排水処理業務責任者、場外施設保守点検業務責任者、簡易水道施設保守点検業務責任者の資格条件を満足することで、全ての業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
631	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「水道浄水施設管理技士2級以上の者を1名専任で配置すること」とありますが、専任とは本業務を実施するための事務所に常駐するという意味でしょうか?	浄水場内で作業者と兼務は可能です。
632	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	保守点検マニュアルを作成しなければならない時期は、いつでしょうか	保守点検開始前です。
633	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	駐車場使用料の徴収対象となる車両は、通勤車両と考えてよろしいでしょうか。また、使用料について(月極料金等)ご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現時点では未定です。
634	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「市有財産の有効活用に関する基本方針」に基づく、通勤のための私用車にかかる駐車使用料を規定していることより、巡回車両等、業務に使用する車両は適用外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
635	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	本業務の作業を実施する者の駐車場について、市が使用料を徴収されますが、現施設の使用料をご教示いただけませんか?	現時点では金額は未定です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
636	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	駐車場使用料金の収納方法につきご教示願います。	現時点では未定です。
637	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「本業務の作業を実施する者の駐車場については、自家用車等を男川浄水場内に駐車する場合において、『私有財産の有効活用に関する基本方針』に基づき、使用量を徴収するものとする。」とありますが、駐車料金をご教示願います。	現時点では金額は未定です。
638	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	作業に必要な駐車場の管理で使用料を徴収する事とは、具体的に事業者が作業員が使用した駐車場の使用料を市殿に納入するとの理解で宜しいでしょうか。駐車料金をお示しください。	前段については、自家用車の駐車料金についてはご理解のとおりです。 後段については、現時点では金額は未定です。
639	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	男川浄水場維持管理業務や場外施設等維持管理業務を実施する上で、民間事業者用の事務所として、管理棟内の一部を借用するすることは可能でしょうか？その場合は駐車場と同様に使用料を貴市に支払うことになるのでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
640	要求水準書(案)	32	2	(3) -1	1		本業務の実施に当たっての留意事項	保守点検や修繕業務にフィードバックするため、貴市で行われる運転管理業務の報告(定期的なミーティング及び日報、月報等の報告書類の受領)を受けられると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
641	要求水準書(案)	32	2	(3) -2	7		本業務の内容	修繕業務を実施する際の発注者はSPCであり、SPCから修繕業務を請け負う元請会社が建設業法上の許可を有している必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
642	要求水準書(案)	32	2	(3) -2	ア		本業務の内容	大規模修繕：市運転員の誤操作等により故障が発生した場合の修繕は、市の負担により実施することよろしいか。	ご理解のとおりです。
643	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	修繕業務に受変電設備、発電設備、監視設備の電気点検も含まれると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
644	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-3 修繕業務対象施設および設備に「システム改良」が記載されていますが、修繕と改良は異なると思いますが、どのような内容を想定されていますか？	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。
645	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	場外施設等の設備名に「システム改良」とございますが、具体的な内容についてご教示ください。例えば既設の場外監視装置(現場側)の改良等と考えてよろしいでしょうか。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。
646	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	項目に「計装システムの改良」とございますが、具体的な内容についてご教示ください。例えば計装機器の位置変更等ハードウェア的なものと、計装制御ループの変更等ソフトウェア的なものの改良、と考えてよろしいでしょうか。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。
647	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	水槽内清掃について、既設の男川浄水場の各池(沈砂池、着水井、生物処理設備、粉末活性炭接触池、混和池、フロック形成池、沈殿地、塩素混和地、急速ろ過池、浄水池)の現状の清掃頻度をご教示頂けないでしょうか？	沈砂池は年1回、フロック形成地・沈殿池は年2回、取水口はその他に関しては不定期です。
648	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	既設の男川浄水場における、薬品注入設備と水質計器類のメーカー点検(オーバーホール、校正等を含む)の頻度をご教示頂けないでしょうか？	3～5年に1回です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
649	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-3 場外施設等の計測機器のカッコ内、場外子局とは具体的にどのような設備を指すのでしょうか。また、設置数をご教示ください。	前段について、伝送装置の子局のことで。後段について、設置数は男川浄水場で確認可能です。
650	要求水準書	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	休日、夜間に施設のトラブル等が発生した場合において、緊急時の対応は、貴市ご担当者からの指示による現地初動対応と考えてよろしいでしょうか。また、管理対象施設の緊急発生頻度をご教示ください。(過去3年程度の突発的に発生した回数 簡易施設も含めて)	前段：ご理解のとおりです。後段：過去3年間に於いて緊急な修繕業務は発生しておりません。
651	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-4 計装システムの改良について主たる負担、実行は貴市の役割となっていますが、現在使用しているシステムに改良の必要な点があるとの理解でよろしいでしょうか。	新しく導入されるシステムの改良であり、システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。
652	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-4の計装システムの改良において、民間事業者が となっていますが、具体的にどのような内容、費用の負担を想定されているでしょうか。	従たる負担の内容は、軽微なソフトの見直し等です。
653	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-3及び表3-4におけるシステムの改良とは、本事業範囲外でシステムの改良(中央監視設備の項目追加における機能増設等)が発生した場合には、主たる負担者である市側にて機能増設内容をまとめ、別途本事業者へ発注するという考えでよろしいでしょうか。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。発注については未定です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
654	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-4における「 : 主たる負担者、実行者」及び「 : 従たる負担者、実行者」の具体的な定義を御教示願います。(例: 主たる負担者が負担する内容等)	従たる負担の内容は、軽微なソフトの見直し等です。
655	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-4に「水槽内清掃」とありますが、清掃業務は(3)-5項にて定義されているため、修繕業務の項目から除外していただけないでしょうか。	除外するよう要求水準書(案)を修正します。
656	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	表3-4に「計装システムの改良」とありますが、修繕業務に含まれる「システムの改良」の業務内容と役割分担の主従関係について、具体的にお示しいただけないでしょうか。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。軽微な変更は、事業者の負担です。
657	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	ア		本業務の内容	維持管理期間中に生物処理施設が建設された場合は、生物処理施設に係る修繕業務は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
658	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	定期修繕計画は策定し、本市に報告となっておりますが、この計画に基づいて定期修繕を民間事業者が実施(部品調達・修繕作業)するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
659	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	定期修繕計画は、当該機器等の状態を民間事業者により判断し、適宜見直しできるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
660	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	予防保全を実施することにより、定期修繕計画の見直しを行った際は、民間事業者のリスクまたはインセンティブとするものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
661	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「定期修繕計画を策定し、本市に報告すること」とありますが、提案時に事業期間にわたる定期修繕計画を策定して、費用を算出して応札するものとの理解でよろしいでしょうか？その場合、費用は物価変動部分を除き、事業終了まで固定されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
662	要求水準書(案)	33	2	(3) -2	1		本業務の実施に当たっての留意事項	夜間等、民間事業者が不在時に警報装置が作動した際の連絡方法についてどの様にお考えか、具体的にお示しいただけないでしょうか。また、貴市と共に応急措置等の対応を行う時の指揮命令系統及びそのリスク所掌についても同様に、具体的にお示しいただけないでしょうか。	前段については本市から民間事業者に対し電話連絡を主として考えています。後段については故障状況により異なります。
663	要求水準書(案)	34	2	(3) -2	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「緊急時に留意した運転方法を立案し、実施すること」とありますが、浄水施設の運転管理業務は貴市の業務範囲のため、本留意事項の対応方法を具体的にお示しいただけないでしょうか。	事業者が考える運転方式に基づきマニュアルを作成してください。
664	要求水準書(案)	34	2	(3) -2	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「計装システムの(ソフト)の改良」とありますが、具体的な内容をご教示願います。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。
665	要求水準書(案)	34	2	(3) -2	1		本業務の実施に当たっての留意事項	実施に当たっての留意事項として「計装システム(ソフト)の改良」とありますが、修繕業務に当たり、具体的に何を留意すればよいでしょうか？	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。
666	要求水準書(案)	34	2	(3) -2	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「計装システム(ソフト)の改良」とありますが、具体的な留意事項についてご教示ください。例えば、計装システムを改良する際、関連設備機器(中央監視設備など)の対応を行うこと、と考えてよろしいでしょうか。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
667	要求水準書(案)	34	2	(3) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	留意事項に計装システム(ソフト)の改良とありますが、本事業範囲外でシステムの改良(中央監視設備の項目追加における機能増設等)が発生した場合には、主たる負担者である市側にて機能増設内容をまとめ、別途本事業者へ発注するという考えでよろしいでしょうか。	システム改良とは、監視対象、監視点数の増減に伴うシステムの見直し等を想定しています。発注については未定です。
668	要求水準書(案)	34	2	(3) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	本項は施設で発生する様々な状況に対応して監視制御のソフトウェアを、必要に応じて適正に修正・改良するという趣旨だと想像しますが、事業者側の帰責事由に起因しないものに対しては別途有償となりますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ご理解のとおりですが、軽微な変更には事業者負担とします。
669	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア		本業務の内容	危機管理マニュアルの作成対象は、対象とする施設に対するものですか？それとも岡崎市水道局様で活用する全体版をイメージされていますか？	新設男川浄水場についてのものです。
670	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア		本業務の内容	非常時の給水を可能とする体制とは維持管理対象の施設に限定したものですか？それとも給水車配備や緊急配管修理などもイメージされていますか？	維持管理対象施設です。
671	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア		本業務の内容	非常時の最小給水量を御教示ください。	管理マニュアル作成時に協議します。
672	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア		本業務の内容	災害対応時の水運用計画の策定は貴市にて実施されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
673	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア		本業務の内容	災害協定の内容について御教示ください。	ご提案ください。ご提案内容に基づいて詳細については協議して決定します。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
674	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	災害時に実施する対策業務は、男川浄水場内の復旧作業及び給水作業と理解して宜しいでしょうか。	ご提案ください。ご提案内容に基づいて詳細については協議して決定します。
675	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	危機管理マニュアルについては、例えばBCPの概念を盛り込む形となれば、民間事業者だけの作成は困難と考えます。そのため、市と民間事業者が協力して、全体的な「危機管理マニュアル」を作成する考えはあるでしょうか。	ご理解のとおりです。
676	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	突発的に発生する災害および事故対応に係る費用については、その発生の都度、別途協議の上定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
677	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	市と災害協定を結ぶこととありますが、災害協定の詳細な内容(対応内容・金額等)についてご教示願います。	ご提案ください。ご提案内容に基づいて詳細については協議して決定します。
678	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	貴市の危機管理マニュアルは閲覧可能でしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
679	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	非常時の給水とは、どの程度を想定されていますか。	危機管理マニュアルの内容は作成時に協議します。
680	要求水準書(案)	34	2	(3)	-3	ア	本業務の内容	「また、本市と災害協定を結ぶこと。」とありますが、具体的にどのような災害協定内容を想定されているかご教示願います。	ご提案ください。ご提案内容に基づいて詳細については協議して決定します。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
681	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア	本業務の内容	費用は協議により別途定めとなっておりますが、入札金額には含まないのでしょうか?その場合、契約変更等となるのでしょうか?	入札金額には含みません。なお、契約形態については本市と協議により別途定めることとなります。
682	要求水準書(案)	34	2	(3) -3	ア	本業務の内容	貴市と結ぶ“災害協定”で要求される事項について、ご教示下さい。	ご提案ください。ご提案内容に基づいて詳細については協議して決定します。
683	要求水準書(案)	34	2	(3) -4	ア	本業務の内容	植栽管理業務について、既設の男川浄水場は業務対象外との解釈でよろしいでしょうか。	含みます。
684	要求水準書(案)	34	2	(3) -4	ア	本業務の内容	一部業務を再委託することは可能でしょうか。	可能です。
685	要求水準書(案)	34	2	(3) -4	ア	本業務の内容	日常の清掃やワックス等の定期的清掃は、貴市事務室や監視室内も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
686	要求水準書(案)	34	2	(3) -5	ア	本業務の内容	一部業務を再委託することは可能でしょうか。	可能です。
687	要求水準書(案)	34	2	(3) -5	ア	本業務の内容	男川浄水場から排出されたゴミの内容・量・費用等について、過去の実績をご教示願います。	男川浄水場から排出された一般ゴミについては50Lのビニール袋に年間50袋程度です。費用については数千円程度です。
688	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場の沈澱池等は定期的に清掃を行うこと。」とあり、添付資料10によれば、沈澱池清掃 6池×年2回とあります。参考としてそれ以外の設備の清掃頻度をご教示願います。	沈砂池は年1回、フロック形成池・沈澱池は年2回、取水口その他は必要に応じてです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
689	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	1		本業務の実施に当たっての留意事項	清掃対象の沈殿池等とは、すべての水槽構造物をイメージされていますか？また清掃頻度などの制約条件はございますか？	沈砂池は年1回、フロック形成池・沈澱池は年2回、取水口その他は必要に応じてです。
690	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	1		本業務の実施に当たっての留意事項	本清掃業務で発生する廃棄物は産業廃棄物に該当し、運搬・処分についても廃棄物処理法に則った運搬・処分が必要との理解でよろしいでしょうか。	一般ゴミとご理解ください。
691	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	1		本業務の実施に当たっての留意事項	廃棄物には、廃棄時に個人情報保護法を考慮した廃棄方法を講ずる必要のある、市管理のパソコン、プリンター等情報機器は含まず、またこれら情報機器の管理・処分は当該業務に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
692	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	1		本業務の実施に当たっての留意事項	廃棄物の保管及び処分を行うこと」とありますが、廃棄物処理はSPC及び当該業務受託企業が行うのではなく、市が排出事業者として廃棄物処理業者に処理を委託されると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時の入札説明書等をご参照ください。
693	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	1		本業務の実施に当たっての留意事項	廃棄物の処理費用は岡崎市負担と考えてよろしいでしょうか？	入札公告時の入札説明書等をご参照ください。
694	要求水準書(案)	35	2	(3) -5	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「廃棄物の保管及び処分を行うこと。」とありますが、処分費の負担及びマニフェストの発行は貴市と理解してよろしいでしょうか。	ここでは、廃棄物処理法に関わる用のものではなく一般ゴミを想定しており、費用は事業者負担です。
695	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	7		本業務の内容	放射性物質検出に関するリスク分担についてご教示願います。	実施方針P20リスクと責任分担表の維持管理段階、脱水ケーキの有効利用の不可抗力等のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
696	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	イ	一般事項	処理水の返送について、浄水処理運転管理者の指示に従うとありますが、指示連絡の齟齬が生じないよう、文書でご指示頂けるとい認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
697	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ	本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	水道、電気、ガスの基本料金の取扱と料金についてお示ください	基本料金は徴収しません。
698	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ	本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	添付資料14ユーティリティー分担表より、水質点検業務の水質計器とは、残留塩素等を測定する水質測定器との認識でよろしいでしょうか。また、水質測定器である場合、測定時に使用する試薬の調達は、貴市負担の薬品費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の負担です。
699	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ	本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	「業務で生じたゴミは民間事業者の責任で適切に処分する」とありますが、このゴミとは排水処理施設運転管理室で発生する生活ゴミ等の一般廃棄物との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、清掃等で発生する一般廃棄物の処分は事業者負担です。
700	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ	本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	「機械運転で使用する水道・電気については、メーター管理を行うが、無償とする」とありますが、機械設備の薬品を含めたユーティリティーの使用量やコストは、提案書に記載しなければならぬとの理解でよろしいでしょうか。尚、そうでない場合は、ユーティリティー低減による省エネルギー等の優位性評価における公平性の確保についてご教示ください。	ユーティリティーの使用量については、様式集のエネルギー使用計算書に記載してください。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
701	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	「機械運転で使用する水道・電気については、メーター管理を行うが、無償とする。(中略)なお、下水使用量は、水道メーターで管理された使用量と同等し、費用を民間事業者が負担するものとする。」とありますが、水道のうち、機械運転用水は下水費用負担不要と判断し、衛生用水に設置した水道メーター分のみ下水費用負担との理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
702	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	排水処理施設内の火災報知機等の消防設備法定点検は、事業者によって実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
703	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	「沈殿池スラッジ」に関する「把握」や「設定」の記載がありますが、沈殿池スラッジの排出操作を排水処理施設側から行うということでしょうか。	沈殿池スラッジの排出操作は本市職員(浄水処理運転管理者)が行います。上水処理の運転に影響がでないよう排水処理の運転側にあわせてください。
704	要求水準書(案)	35	2	(3) -6	ウ	a	本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	「沈殿池のスラッジ掻き寄せ機の稼働状況及び排泥頻度など適切に設定」とありますが、浄水施設(凝集沈殿池)の運転管理は貴市の責任範囲ではないでしょうか。	民間事業者の提案に基づいて運転管理は市で行いますが、施設の維持管理は事業者の責任範囲です。
705	要求水準書(案)	36	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	「廃掃法等の関連法令に基づき、…。また、脱水処理施設等に脱水ケーキが滞ることがないように適正に管理すること。」とありますが、定量的な基準をご教示願います。	廃掃法等の関連法令上、問題が無いように管理してください。
706	要求水準書(案)	36	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	排水処理施設の運転管理等に関する実務経験とありますが、ここでの排水処理設備とは具体的にどんな設備でしょうか？	濃縮槽、脱水施設の運転です。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
707	要求水準書(案)	36	2	(3) -6	ウ		「業務責任者」の記載がありますが、これは維持管理業務全体の責任者と兼務することができますか。 また、従事者の資格基準として、「機械、電気等業務に必要な学科を...、またはこれと同等以上の能力を有するものと認められる者。」とありますが、同等以上の能力を有するものと認める基準は、何でしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については実績等により評価します。	
708	要求水準書(案)	36	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	排水処理業務責任者は、現場業務責任者と兼務することは可能でしょうか。	可能です。
709	要求水準書(案)	36	2	(3) -6	ウ		本業務の実施に当たっての留意事項留意事項	排水処理業務責任者は、場外施設保守点検業務責任者、簡易水道施設保守点検業務責任者の資格条件を満足することで、これらの業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
710	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア		本業務の内容	有価物の定義をご教示願います。(仮に運搬コスト等が販売価格を上回った場合でも有価物となるのか)	運搬コストも含めた販売価格としてください。
711	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア		本業務の内容	仁木浄水場から搬出された脱水ケーキの有効利用を考慮するのは、将来更新した後ですか、あるいは現状の脱水ケーキの有効利用も考慮するということですか。	将来の更新後です。
712	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア		本業務の内容	仁木浄水場からの汚泥については有効利用を検討とされていますが、男川浄水場同様に有価利用と提案してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
713	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア		本業務の内容	「本業務は、脱水ケーキ処理及び有効利用を実施する」と記載されてますが、脱水ケーキ処理とは、非有価利用を示すと理解すればよろしいでしょうか。	脱水ケーキ処理とは、有価非有価にかかわらず脱水ケーキを作成することです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項					
714	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア	本業務の内容	維持管理期間中において、脱水ケーキに放射能汚染物質の検出が判明し、有価利用ができなくなる場合は、脱水ケーキ仮置・処分、除染、分析等に係る費用負担は事業契約書(案)別紙5「不可抗力による費用分担」で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア	本業務の内容	仁木浄水場搬出脱水ケーキの性状が、通常の浄水場脱水ケーキとして予見できる範囲を逸脱した放射能、重金属等の混入により有価利用できなくなった場合、事業者提案において「男川浄水場に起因する脱水ケーキのみを有効利用する」とした場合、事業者の責任とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
716	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア	本業務の内容	「民間事業者が全量を製品の原材料等の有用物として有効利用(有価利用)するもの」とありますが、有価利用は任意事項であり、一部が逆有償や無償物であっても全量を有効利用していればよいとの理解でよろしいでしょうか。	有効利用が任意ではなく提案そのものが任意なので全量有価による有効利用を行ってください。なお有効利用の提案ができない場合、本市が有効利用を行います。
717	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア	本業務の内容	仁木浄水場から受け入れる脱水ケーキを有効利用する際、その脱水ケーキも貴市より有償譲渡されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
718	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア	本業務の内容	「民間事業者は、有価利用料を提案すること」とありますが、提案できる価格はひとつだけで、維持管理期間中は固定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
719	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	ア	本業務の内容	脱水ケーキ有効利用の「提案がない場合は、本市が有効利用を行う」とありますが、市が予定される有効利用の仕方について、具体的にご教示いただけませんか?	既設の男川浄水場で行っている有効利用を継続するものです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
720	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	現施設における「脱水ケーキ有効利用」の現況について、具体的にご教示いただけませんか？	園芸用の土として有価利用しています。
721	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	脱水ケーキの有価利用提案を民間事業者が行った場合、評価の対象となるのでしょうか？	評価します。
722	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	民間事業者が脱水ケーキの有価利用を提案した場合、有価利用料は民間事業者が自由に決定できると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
723	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	男川浄水場及び仁木浄水場から搬出される脱水ケーキの量をご教示ください。	要求水準書をご参照ください。
724	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	任意の脱水ケーキの有効利用は男川浄水場及び仁木浄水場の2浄水場から排出される脱水ケーキのみが対象と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
725	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	「なお、脱水ケーキの有効利用の提案がない場合は、本市が有効利用を行うものとする」とありますが、本来、市から民間事業者に有償で譲渡する(実施方針1(7)ウ(ウ)に記述)べきものの行為自体がなくなり、市が自ら有効利用を行うという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
726	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	「脱水ケーキを販売」は事業として独立採算でなくてもよろしいでしょうか？	脱水ケーキの有効利用は全て事業者の責任としてください。
727	要求水準書(案)	36	2	(3)	-7	ア	本業務の内容	「民間事業者は、有価利用料を提案すること」とありますが、民間事業者が貴市から脱水ケーキを購入する際の料金という意味でしょうか？	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
728	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	放射性物質検出に関するリスク分担についてご教示願います。	実施方針P20リスクと責任分担表の維持管理段階、脱水ケーキの有効利用の不可抗力等のとおりです。
729	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「民間事業者は汚泥の有効利用に努めること」と記載されていますが、事業者が提案した有効利用量の範囲内で有効利用を努めるものと理解してよろしいでしょうか。	全量を有価利用してください。
730	要求水準書(案)	36	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	脱水ケーキの全量有価利用が出来なかった場合、ペナルティー条項はありますか。また、産廃処理が必要となる場合、民間は排出事業者になることができませんが、そのあたりの対策は十分でしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
731	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「民間事業者は脱水ケーキの売却相手方より「有価利用状況を証明するに足る書類(買取証明書)の発行を受けること」とありますが、脱水ケーキ有効利用の提案時には、売却予定相手方より「受入表明書」を入手して提案書に添付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	「受入表明書」等を添付してください。
732	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	ア本文2行目に「民間事業者が全量を・・・有用物として有効利用(有価利用)するものとし、・・・」とある一方で、イには「非有価利用分については、・・・」とあります。この点、確認ですが、脱水ケーキを有効利用する過程で、その一部が非有価利用されること(販売せずに廃棄物処理されること)も許容されているという理解でよろしいでしょうか。	これは不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合を想定しています。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
733	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	の非有価利用分とは、民間事業者からの有効利用の提案がない場合に貴市が行う有効利用のことを指すものでしょうか、あるいは有効利用されずに廃棄物として処理される脱水ケーキを指すものでしょうか。	これは不可抗力等により脱水ケーキの有効利用が困難となった場合を想定しています。
734	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	に岡崎市が排出民間事業者としてマニフェストを発行する、とありますが、排出事業者の間違いではないでしょうか。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
735	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	マニフェストが回収できたことを確認するモニタリングは、民間事業者の義務ということによるのでしょうか。	本市と本市が発注した処理業者間で行います。
736	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	本業務において、事業者が中間処理業の許可を取得する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
737	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	貴市がマニフェスト管理を行う際の排出量の管理について、どのような管理方法を想定されておりますか。	本市が発行したマニフェストを回収する方法です。
738	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	に「岡崎市が排出民間事業者としてマニフェストを発行」とありますが、SPC及び当該業務受託企業は、廃棄物処理の許可を有していなくても構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
739	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「本市が排出者としてマニフェストを発行」とありますが、廃掃法に従い、市が排出事業者として廃棄物処理業者と契約を結び当該業者に処理を委託すると理解してよろしいでしょうか。(SPCに廃棄物処理業の免許は必要ないと理解してよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
740	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	非有価利用分については「本市が排出者としてマニフェストを発行」とありますが、ア本業務の内容に「全量を・・・有効利用(有価利用)するもの」とあります。事業者が排出車両に積み込む前に、有価利用できないと判断された脱水ケーキについては、廃掃法に従い、産業廃棄物として市が排出されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、費用負担は有価利用できない事由により判断いたします。
741	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「所有権移転は、搬出車両に積み込んだ時点」とありますが、搬出の頻度について、多い少ないを含めて提案の許容範囲をご教示ください。	搬出頻度の条件はありません。
742	要求水準書(案)	37	2	(3) -7	1		本業務の実施に当たっての留意事項	仁木浄水場から搬入した脱水ケーキについても、貴市から民間事業者への所有権移転は、搬出車両に積み込んだ時点との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
743	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	ア		本業務の内容	侵入者対策として警備会社に委託することは可能でしょうか。	可能です。
744	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	ア		本業務の内容	「警備業務」とは、警備業法に係らない保安業務と解釈してよろしいでしょうか。	警備業法上の警備に該当します。
745	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	ア		本業務の内容	旧男川浄水場における警備業務について、業務期間(旧男川浄水場の撤去予定)をご教示下さい。	未定です。
746	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	ア		本業務の内容	テロ等の妨害行為は業務に含まないと考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
747	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	ア		本業務の内容	現施設ではどのような警備がされているのか、ご教示いただけませんか?	警備会社へ委託した赤外線センサーによる浸入監視及びITVカメラによる直営の監視です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
748	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	保安管理計画を立案し、民間事業者管理範囲の安全を確保する、民間事業者管理範囲を具体的に明示ください。また、その範囲の保安計画を立案し、実施する警備業務は、警備業法の1号業務に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	第1号警備該当します。
749	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	ITVカメラを設置することになっていますが、男川浄水場の中央管理室のみから監視できるようにすればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
750	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「24時間監視」とありますが、民間事業者は24時間常駐することが想定されないため、これは市の運転管理員が行うのでしょうか。それとも、両方で時間帯を分担するのでしょうか。また、旧男川浄水場の監視業務は、平成44年9月まで継続するのでしょうか。	前段については、機械警備による24時間監視とします。 後段については、未定です。
751	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「・・・侵入監視設備を設置し、24時間監視を可能とすること」と記載がありますが、24時間監視できる設備を整備し、貴市が侵入監視設備にて24時間監視を行うと理解してよろしいでしょうか。	機械警備による24時間監視です。
752	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	男川浄水場及び既設男川浄水場構内のITV等による監視は、貴市職員様が男川浄水場中央管理室にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
753	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	旧男川浄水場のITVカメラ、赤外線センサーの継続利用是非検討及びご提案する場合の修繕費見積のため、旧男川浄水場のITVカメラ、赤外線センサーについて、メーカー、品番・規格・仕様、導入時期、当初価格等のデータをご教示いただけませんか。	ITVカメラ、赤外線センサーの詳細は、男川浄水場で直接ご確認ください。なお、赤外線センサーは市ではなく警備会社の所有です。
754	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	旧男川浄水場のITVカメラ、赤外線センサーの継続利用をご提案する場合、事業終了時の当該機器の性能は、継続利用開始時と同等のレベルであればよいと理解してよろしいでしょうか。	可能ですが、維持管理期間中の修繕、更新は事業者の責任で行ってください。
755	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	既設男川浄水場構内のITVカメラ、赤外線センサー等の設備は運用可能な状態で引き継いで頂けると理解してよろしいですか。	可能ですが、維持管理期間中の修繕、更新は事業者の責任で行ってください。
756	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	「民間事業者管理範囲の安全を確保すること」とありますが、出入口の施設は、事業者の運転管理範囲となる排水処理施設の出入口のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
757	要求水準書(案)	37	2	(3) -8	1		本業務の実施に当たっての留意事項	警備業務は機械警備が主体であり、現地に警備員を常駐させる必要はないと理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
758	要求水準書(案)	37	2	(3) -9			施設見学対応協力業務	パンフレット等配布資料の作成部数はどの程度を想定しているのでしょうか?	原稿の作成とします。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
759	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9		施設見学対応協力業務	パンフレット等の作成費用はイニシャルコストとして維持管理業務開始時に別途出来高認定され支払われるのでしょうか？それともランニングコストとして維持管理業務の中で均一に支払われるのでしょうか？	イニシャルコストとして考えています。
760	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9	ア	本業務の内容	施設見学対応協力業務について、場外施設等は本業務から対象外と認識しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
761	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9	ア	本業務の内容	見学者の人数として「約100人程度」との記載がありますが、年間の実施回数及び来訪者の総計実績についてご教示下さい。	小学校(50校)、水道週間(1週間)、おいでん施設巡り(20回)、その他(30回)、来訪者の総計人数は2,000人を想定しています。
762	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9	ア	本業務の内容	現在、現施設で実施されている見学について、実施時期及び頻度、参加人数、見学時間、内容をご教示願います。	5~7月に週6日程度その他不定期 2,000人 1時間半 場内説明、案内、質疑応答
763	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9	ア	本業務の内容	民間事業者が見学者の安全対策を行う旨が定められていますが、見学者の事故リスクは全て民間事業者が負うということでしょうか？	安全施設は民間事業者が築造するものでありこれに建設と維持管理の不備による欠陥等がなければ市がリスクを負うものです。
764	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9	ア	本業務の内容	見学対応協力はどの程度の回数を想定すればよいかが教示願います。	小学校(50校)、水道週間(1週間)、おいでん施設巡り(20回)、その他(30回)、来訪者の総計人数は2,000人を想定しています。
765	要求水準書	37	2	(3)	-9	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	沈澱池、ろ過池見学におけるバリアフリーを考慮したスロープ等の設置が必要かと思いますが、設置場所に指定はあるのでしょうか。	配置計画に関わるため指定はありません。
766	要求水準書(案)	37	2	(3)	-9	イ	本業務の実施に当たっての留意事項	年間のおおよその見学者数をご教示願います。	小学校(50校)、水道週間(1週間)、おいでん施設巡り(20回)、その他(30回)、来訪者の総計人数は2,000人を想定しています。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
767	要求水準書(案)	38	2	(3) -10	ア		本業務の内容	「事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態」となっていますが、毎年実施する消耗部品の交換である、オーバーホールは除外されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
768	要求水準書(案)	38	2	(3) -10	ア		本業務の内容	「・・・修繕を要することの無い状態」を具体的にご教示ください。	1年間の保証という意味です。
769	要求水準書(案)	38	2	(3) -10	ア		本業務の内容	「事業終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することのない状態」とありますが、薬品注入設備のオーバーホール等も必要のない状態という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
770	要求水準書(案)	38	2	(3) -10	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	維持管理マニュアルとありますが、本マニュアルは運転管理・保守管理・危機管理マニュアルを総合したものでしょうか。	引渡し後の維持管理に必要なマニュアルの作成をお願いします。
771	要求水準書(案)	38	2	(4)			場外施設等維持管理業務	本事業の目的である効率的・効果的な運営の観点より、現状以上の合理化を図りたいと考えています。従いまして、現在委託管理している場外施設等維持管理業務の実施体制(配置人数・勤務ロケーションなど)をご提示願います。	水道局工務課で閲覧可能です。
772	要求水準書(案)	38	2	(4) -1	ア		本業務の内容	施設の統廃合、新設が行われても同様に業務を行うとありますが、業務負荷量が増大した場合、維持管理費の見直しをして頂けるのでしょうか。	事業契約書(案)別紙11をご参照ください。
773	要求水準書(案)	38	2	(4) -1	ア		本業務の内容	施設の統廃合、新設の記載がありますが、今後予定されている計画がありましたらご教示願います。	現段階では統合または新設に関する具体的な計画はありません。
774	要求水準書(案)	38	2	(4) -1	ア		場外施設保守点検業務 本業務の内容	施設の新設が行われても同様に業務を行うとありますが、対象施設が増えた場合には費用増額は認められるのでしょうか。	事業契約書(案)別紙11をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
775	要求水準書(案)	38	2	(4)	-1		場外施設保守点検業務	男川浄水場の保守点検業務には「関係法令により必要な法定点検」として、消防設備点検等が含まれると理解しておりますが、場外施設における消防設備点検等の法定点検や緊急遮断弁のメーカ点検等は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。尚、そうでない場合は、具体的な業務内容についてご教示ください。	場外施設における消防設備点検等の法定点検は本事業の範囲内です。内容は水道局工務課で閲覧可能です。緊急遮断弁のメーカ点検は本事業の範囲外です。
776	要求水準書(案)	38	2	(4)	-1	ア	本業務の内容	「施設の統廃合、新設が行われても同様の業務を行う。」と記載がありますが、現時点では統廃合及び新設の時期と具体的な業務内容が判断できません。入札説明書、要求水準書の公表以降の施設の統廃合、新設については、別契約となるものと理解してよろしいですか。	事業契約書(案)別紙11をご参照ください。
777	要求水準書(案)	38	2	(4)	-1	ア	各種設備の保守点検業務	保守点検対象となる施設の住所をご教示願います。	水道局工務課で閲覧できます。
778	要求水準書(案)	39	2	(4)	-1	ア	(イ) 機械電気点検	業務対象となる機械設備及び電気設備の数量、仕様等が不明ですので、ご提示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
779	要求水準書(案)	39	2	(4)	-1	ア	(イ)-e 機械電気点検	「・・・(容易なもの)」とは、具体的にどの程度を想定されているかご教示願います。	分解等をしないで容易に潤滑油の補充が可能なものを想定しています。
780	要求水準書(案)	39	2	(4)	-1	ア	(イ)-g 機械電気点検	「・・・(容易なもの)」とは、具体的にどの程度を想定されているかご教示願います。	簡易な取り替えを想定しています。
781	要求水準書(案)	39	2	(4)	-1	ア	(イ) 機械電気点検	補修業務ではありませんが、地上ポンプ設備の潤滑油の補充や計装盤のランプ取替え等、一部の保守点検業務でも必要な消耗品等は貴市から支給されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
782	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(イ) 機械電気点検	「e 地上ポンプ設備の潤滑油の補充」とありますが、潤滑油は貴市からの支給と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
783	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ウ) 水源点検	水源点検頻度の平日1回とは、毎週月曜日から金曜日に1度実施するとの解釈でよいでしょうか？	平日は全て行うという意味です。
784	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ウ) 水源点検	男川水源スクリーンの清掃・浚渫、大平取水口の清掃・浚渫は、本事業に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	水道局工務課にて閲覧可能です。
785	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ウ) 水源点検	水源点検を「平日1回」行うこととされていますが、「平日」に入らない「休日」の定義をご教示願います。	土日、祝日、年末年始です。
786	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		各施設の水質点検	水道法に記載がある定期検査は貴市が行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
787	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		各施設の水質点検	各管末、給水栓等から採水を行い、水質測定を行うこととありますが、各測定地点(住所)をご教示願います。なお、本業務は、水道法第20条第1項に規定される毎日検査に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。また、測定頻度は添付資料10に示される内容でよろしいでしょうか。	前段：水道局工務課で閲覧出来ます。 中段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
788	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		各施設の水質点検	水質検査について、厚労省登録機関による計量証明書が必要となるでしょうか。	必要ありません。
789	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(フ) 水質点検	管末給水栓の検査箇所数をご教示下さい。	添付資料10をご参照ください。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
790	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ア) 水質点検	業務対象となる水質計器類、薬品注入機の数量、仕様等が不明ですので、ご提示願います。	水道局工務課で閲覧出来ます。
791	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ア) 水質点検	各管末における水質試験は、水道法で定める毎日検査ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
792	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ア) 水質点検	回収・運搬する滅菌剤注入停止時のタンク内残薬品は、産業廃棄物には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、タンク内清掃した時の廃液も同様に産業廃棄物には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	原則産業廃棄物と認識しております。 現在は、他ポンプ場等に利用できるように工夫しています。(委託者)
793	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(ア) 水質点検	水質点検に必要な機器類は、貴市より貸与していただけるのでしょうか。貸与ならば、故意では無い故障に関しては貴市で負担していただくと判断をしてよろしいでしょうか。	民間事業者で用意してください。
794	要求水準書(案)	39	2	(4) -1	ア		(イ) 配水池採水	「配水池から採取した試料を貴市へ提出する」と記載がありますが、貴市から水質検査機関への提出等のために、特別に配慮すべき事項はありますか。 (量、頻度、採取方法、容器等)	配水池内目視点検とPH, 残留塩素測定し記録する。(様式は指定していません) 異常が見つかれば、採水し水道局指定検査機関に持込で測定(検査料金水道局負担)。
795	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		警備業務	警報装置の仕様に制約条件はありますか?	制約条件はありません。
796	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		警備業務	北野配水場等に関内警報装置を設置し、施設の警備を行うこととありますが、既設で設置されているものがありましたら、装置の概要をご教示願います。	水道局工務課で閲覧出来ます。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
797	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		警備業務	警報装置作動時に貴市へ発報させる必要はあるでしょうか。	必要です。
798	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		警備業務	機械警備が設置されていない施設について、本事業開始前に貴市にて設置される計画はありますか。	未定です。
799	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		警備業務	場内警報装置を設置する北野配水場等5施設において、警備会社に委託されている場合は、委託先をご教示ください。	水道局工務課で閲覧出来ます。
800	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		災害及び事故対策業務	「また、本市と災害協定を結ぶこと。」とありますが、具体的にどのような災害協定内容を想定されているかご教示願います。	ご提案ください。
801	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア	c	植栽管理業務	「・・・(簡易なもの)」とは、具体的にどの程度を想定されているかご教示願います。	特殊な機器や技能を必要としないものと想定しています。
802	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		清掃業務	清掃対象に水槽は入っていませんが、対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
803	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア	(ア)	清掃作業	「b 廃棄物の運搬・処分」とありますが、処分費の負担及びマニフェストの発行は貴市と理解してよろしいですか。	一般ごみについては民間事業者が負担して、産業廃棄物は市が負担します。
804	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア	(ア)	清掃作業	本清掃業務で発生する廃棄物は産業廃棄物に該当し、運搬・処分についても廃棄物処理法に則った運搬・処分が必要との理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物との理解です。
805	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア	e	補修業務	「・・・(簡易なもの)」とは、具体的にどの程度を想定されているかご教示願います。	通常市の職員が出来るような消耗部品の交換等を想定しています。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
806	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		補修業務	必要な消耗品・材料は民間事業者から要望後速やかに支給いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、支給に1、2ヶ月要することもありますので、お早めにご要望ください。
807	要求水準書(案)	40	2	(4) -1	ア		事業終了時の引継ぎ業務	「本事業の終了後に本市が ~略~ 民間事業者が本市に対し適切な内容の引き継ぎを行うこと。」とありますが、同様に、事業開始前に貴市から事業者を引き継ぎ説明を行って頂けますか。	必要事項の引継ぎを行います。
808	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		場外施設保守点検業務の内容	場外施設点数が極めて多くありますが、水質点検等は週1回で実施することあり、多人数での対応が必要かと想定されます。現在の巡視体制を参考に ご教示頂ければ幸いです。	水道局工務課にて閲覧可能です。
809	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 巡視体制とは、1週間の内、土曜日及び日曜日その他休日（国民の祝日、振替休日、国民の休日）を除いた日であり、祝日は国民の祝日、休日とは、日曜日、振替休日および国民の休日との理解でよろしいでしょうか。（以下、平日等記載箇所同様）を上記とする場合、土曜日のみ巡回点検は不要となります。	土曜日は休日です。
810	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 配水場(機械設備あり) 1 3箇所 配水場(機械設備なし) 2 3箇所 それぞれの箇所、全ての施設名称をご教示下さい。	水道局工務課で閲覧できます。
811	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 休止施設 2 1箇所(4回/年)現状の点検内容についてご教示下さい。	要求水準書(案)P42 のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
812	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1にて、主な業務の点検頻度が記載されていますが、実際の頻度については添付資料10によるものと理解してよろしいですか。	表4-2を修正します。
813	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 給水栓(管未含む)の水質点検が1回/週となっていますが、毎日検査の項目とは別に行うものでしょうか。	ご理解のとおりです。
814	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1に示される点検頻度と添付資料10(場外施設等の点検頻度と点検内容)の点検頻度において、もし齟齬が生じる場合は添付資料10を優先させる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
815	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 水源施設数「9」など施設数の記載がありますが、その内訳が「添付資料10」のどの設備に該当するのか、よく分かりませんので、「表4-1」及び「表4-2」について、「添付資料10」との対比をご提示いただけないでしょうか。	資料4-1、4-2は、添付資料10をまとめたものです。添付資料10をご参照ください。
816	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 点検頻度に示された、「平」、「祝」、「休」の定義をご教示願います。	平日は祝日でない月曜から金曜までの日、祝日は国民の祝日と指定されている日、休日は、土曜及び日曜日です。
817	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	ア		本業務の内容	表4-1 対象施設数一覧 種類ごとに施設数が示されていますが、添付資料10との整合性が分かりにくいいため、施設数には具体的にどの施設が含まれるのか、ご教示願います。	要求水準書(案)に記載のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
818	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場の保守点検と同等の技術者」とありますが、(3)-1イ 項に記載の「業務に必要な能力、資質及び経験を有する人員」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
819	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場の保守点検と同等の技術者を配置」とありますが、男川浄水場の技術者が兼務してもよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
820	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「男川浄水場」と「同等の技術者を配置する」とありますが、現在の技術者の能力、資質、経験をご教示ください。	P41. をご参照ください。
821	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	修繕は貴市で対応すると記載がありますが、場外設備における子局テレメータ装置のみ本事業における修繕業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
822	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	異常発生とは、どの様な事象を想定されていますでしょうか。また、民間事業者は異常発生をどの様に認識すればよろしいのでしょうか。	異常発生とは通常の運転管理状態ではない状態です。なお、異常発生時は本市から連絡します。
823	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	異常発生時における貴市と事業者民間事業者の役割を、もう少し明確にご教示願います。	異常発生時は、本市から連絡をとり、民間事業者が適切に対応をしてください。
824	要求水準書(案)	41	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	異常発生時および点検中に異常を発見した場合における修繕について、貴市が対応されることになっていますが、この場合の修繕とは、ア 補修業務に定められたもの以外を指すとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
825	要求水準書(案)	42	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	水源点検の頻度は、2 (4)-1 ア (ウ) 項に記載されている様に「平日1回」と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
826	要求水準書(案)	42	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	業務責任者は、2 (3)-1 イ 項で記載する現場業務責任者と兼務してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
827	要求水準書(案)	42	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	場外施設保守点検業務責任者は、簡易水道施設保守点検業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
828	要求水準書(案)	42	2	(4) -1	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「業務責任者」の記載がありますが、これは維持管理業務全体の責任者と兼務することができますか。	可能です。
829	要求水準書(案)	42	2	(4) -2			簡易水道施設保守点検業務	本事業の目的である効率的・効果的な運営の観点より、現状以上の合理化を図りたいと考えています。従いまして、現在委託管理している場外施設等維持管理業務の実施体制（配置人数・勤務ロケーションなど）をご提示願います。	水道局工務課で閲覧可能です。
830	要求水準書(案)	42	2	(4) -2			簡易水道施設保守点検業務	簡易水道施設における消防設備点検等の法定点検やメーカー点検等は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。尚、そうでない場合は、具体的な業務内容についてご教示ください。	消防設備点検等の法定点検（電気事業法に伴うものは除く）は民間事業者の業務範囲内です。メーカー点検については業務範囲外です。
831	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		本業務の内容	点検者が各浄水場内において、休憩（昼食）等で使用することは可能でしょうか。	可能です。
832	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		本業務の内容	「点検項目及び頻度は、本市が示したものを下回らないこと。」とありますが、その項目及び頻度は、添付資料10によるものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
833	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		各種設備の保守点検業務	保守点検対象となる施設の住所をご教示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項							
834	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		(イ)	機械電気点検	業務対象となる機械設備及び電気設備の数量、仕様等が不明ですので、ご提示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
835	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		(イ)	機械電気点検	「c 地上ポンプ設備の潤滑油の補充」とありますが、潤滑油は貴市からの支給と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
836	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		(イ) -c	機械電気点検	「・・・(容易なもの)」とは、具体的にどの程度を想定されているかご教示願います。	市職員が容易に出来るようなものを想定しています。
837	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		(イ) -e	機械電気点検	「・・・(容易なもの)」とは、具体的にどの程度を想定されているかご教示願います。	市職員が容易に出来るようなものを想定しています。
838	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア			各施設の水質点検	各管末における水質試験は、水道法で定める毎日検査ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
839	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア			各施設の水質点検	各管末、給水栓等から採水を行い、水質測定を行うこととありますが、各測定地点(住所)をご教示願います。なお、本業務は、水道法第20条第1項に規定される毎日検査に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。また、測定頻度は添付資料10に示される内容でよろしいでしょうか。	前段：水道局工務課で閲覧出来ます。 中段：ご理解のとおりです。 後段：ご理解のとおりです。
840	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア			各施設の水質点検	水質点検では薬品の補充が含まれていますが、薬品の希釈作業などが発生する浄水場等はあるのでしょうか。	浄水場での薬品希釈はありませんが、数箇所のポンプ場等で次亜塩素を希釈して追塩をしています。
841	要求水準書(案)	42	2	(4) -2	ア		(フ)	水質点検	業務対象となる水質計器類、薬品注入機の数量、仕様等が不明ですので、ご提示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
842	要求水準書(案)	43	2	(4) -2	ア		災害及び事故対策業務	「また、本市と災害協定を結ぶこと。」とありますが、具体的にどのような災害協定内容を想定されているかご教示願います。	内容は未定です。
843	要求水準書(案)	43	2	(4) -2	ア		清掃業務	清掃対象に水槽は入っていませんが、対象外と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
844	要求水準書(案)	43	2	(4) -2	ア	(ア)	清掃業務	本清掃業務で発生する廃棄物は産業廃棄物に該当し、運搬・処分についても廃棄物処理法に則った運搬・処分が必要との理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物です。
845	要求水準書(案)	43	2	(4) -2	ア	(ア)	清掃作業	「施設内及び外構、フィルター類の清掃を行うこと。」とありますが、具体的には計器室・ポンプ室・薬品注入室等の室内清掃のみと考えてよろしいですか。また廃棄物は発生しないと理解してよろしいですか。	前段については、要求水準書(案)に記載のとおりです。 後段については、一般廃棄物は発生します。
846	要求水準書(案)	43	2	(4) -2	ア		補修業務	修繕は貴市で対応すると記載がありますが、簡易水道施設における子局テレメータ装置は本事業における修繕業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	南部浄水場の子局テレメーターを除いて、ご理解のとおりです。
847	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	簡易水道施設保守管理業務の業務責任者は、場外施設保守管理業務の業務責任者が兼務してもよろしいでしょうか？	可能です。
848	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	ア		本業務の内容	表4-2に示される点検頻度と添付資料10(場外施設等の点検頻度と点検内容)の点検頻度で差異が生じる場合は、添付資料10を優先させる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

	資料名	該当箇所				タイトル	要求水準書(案)の質問	回答	
		頁	項						
849	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	ア		本業務の内容	表4-2と添付資料10を比較しますと、給水栓(管未含む)の点検頻度等に相違がありますが、添付資料10が「正」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
850	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	ア		本業務の内容	表4-2種類ごとに施設数が示されていますが、添付資料10との整合性が分かりにくいので、施設数には具体的にどの施設が含まれるのか、ご教示願います。	要求水準書(案)を修正します。
851	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	保守点検マニュアルを作成しなければならない時期は、いつでしょうか	維持管理期間に入る前です。
852	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	異常発生とは、どのような事象を想定されていますでしょうか。また、民間事業者は異常発生をどの様に認識すればよろしいのでしょうか。	異常発生とは通常の運転管理状態ではない状態です。なお、異常発生時は本市から連絡します。
853	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	異常発生時における貴市と事業者民間事業者の役割を、もう少し明確にご教示願います。	異常発生時は、本市から連絡をとり、民間事業者が適切に対応をしてください。
854	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	ろ過池の削り取り・補砂について、過去5年間の作業実績をご教示願います。	水道局工務課にて閲覧可能です。
855	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「ろ過池の状況に応じて削り取り・補砂は適切な頻度を設定して実施」とありますが、「ア 本業務の内容」の ~ のうち、補修業務の一部との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
856	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	「業務責任者」の記載がありますが、これは維持管理業務全体の責任者と兼務することができますか。	可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
857	要求水準書(案)	44	2	(4) -2	イ		本業務の実施に当たっての留意事項	業務責任者は、2(3)-1イ項で記載する現場業務責任者と兼務してもよろしいでしょうか。	可能です。
858	要求水準書(案)	71					計装盤監視対象施設一覧(1)	現在テレメータでつながっている設備とつながっていない設備の分けとその理由について教えてください。	男川浄水場で確認してください。
859	要求水準書(案)	添付資料1						工事中用搬入道路(案)の整備については、河川管理者との協議等が必要となるため、貴市が主体となり、事業者が資料等の作成に協力するという考え方でよろしいでしょうか。	事業者が主体となり作業を行い、申請者は本市です。
860	要求水準書(案)	添付資料1						未買収地が3箇所ありますが、事業開始までに買収は終了するものと理解してよろしいでしょうか。	工事着手までには買収する予定です。
861	要求水準書(案)	添付資料1					添付資料1 男川浄水場更新用地位置図	工事中用搬入道路について、技術提案時の検討には管理者、隣地者等との協議が必要となります。仕様、数量をご提示願います。	事業者の提案項目です。
862	要求水準書(案)	添付資料2					施設フロー図	六供浄水場と日名水源ですが、六供浄水場は六供配水場に、日名水源は仁木浄水場への導水にそれぞれ変更されるのではないのでしょうか。	前段については、添付資料2は平成23年4月1日のものです。
863	要求水準書(案)	添付資料2					施設フロー図	細川高区配水場系統の上奥殿ポンプ場と宮石配水場について、添付資料10の場外施設等に含まれていませんが、その理由をご教示ください。	本事業開始までに整備される予定です。添付資料10に追記します。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
864	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	将来更新用地が必要な施設は、添付資料3から、下記のみと理解してよろしいですか。 ・急速ろ過池 ・生物処理施設 ・排水池	浄水場施設全てです。
865	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	浄水池の将来更新用地は、急速ろ過池の撤去跡地になっており、このことから、別施設の跡地を更新用地とすることも可能と考えて宜しいですか。	ご提案ください。
866	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	更新用地外の造成(畑の嵩上げ)により影響する隣接工場への対応は、貴市範囲と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
867	要求水準書(案)	添付資料3					配置平面図案及び水位高低	p.7「水位高低図」の右下に「本事業で設定したアンモニア態窒素の低減が可能な全ての方式が追加設置可能な水位高低を確保すること」とありますが、「全ての方式が追加設置可能な水位高低」を検討する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 尚、その場合は、方式一覧表と各方式の資料をご提示いただけないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段についてはご提案ください。
868	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	沈砂池においてLWLが設定されておりますが、LWLの場合、水道施設設計指針に示されている滞留時間、平均流速の確保が不可能と考えられます。これは、参考図と考え、設計指針の内容に準拠するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
869	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	生物処理施設、急速ろ過施設、排水池には更新用地が示されています。これは、これら全ての施設に関して更新用地を確保するとの理解でよろしいでしょうか。 または、本図は参考図と考え更新用地を確保する施設は、事業者提案によると考えても宜しいのでしょうか。	浄水場施設全てです。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
870	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	「生物処理施設について～全ての方式が追加設置可能な～」とありますが、事業者が想定する方式と理解して宜しいでしょうか。	想定できる最大水位高低差のものとしてください。
871	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	「市内へ配水」と示されておりますが、これは、配水池への送水と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
872	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	施設の更新用地として、生物施設、急速ろ過池、排水池、浄水池を記載されていますが、本施設だけの更新用地を考慮すれば宜しいでしょうか。上記以外に更新用地を必要と考える施設がある場合はご教示願います。	浄水場施設全てです。
873	要求水準書(案)	添付資料3					添付資料3	急速ろ過池に併せて浄水池の更新スペースを計画されているように見受けました。更新用地については、既存の施設の更新後に別施設の更新を行なうものとして考えて宜しいでしょうか。また上記考えが正しい場合、更新施設の順番についてご教示願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については順番についてはご提案ください。
874	要求水準書(案)	添付資料7	添付資料	7			テレメータ盤	3F平面図にテレメータ盤がありますが、その役割(監視のみもしくは制御機能含むのいずれか)をご教示下さい。	配置は参考とご理解ください。
875	要求水準書(案)	添付資料8					添付資料8	必要諸室の仕様及び備品に記載されています各室の面積は参考であり、提示された面積を変更してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
876	要求水準書(案)	添付資料8					添付資料8 必要諸室の仕様及び備品	添付資料8に記載の各室面積は基準と思われますが、各室面積の上限及び下限はありますでしょうか?	提案により変更は可能です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
877	要求水準書(案)	添付資料8					各室の面積	明記されている室面積は必ず確保しなければならないのでしょうか。スペースの有効活用及び機器の有効スペースにより室面積が減少してもよいのでしょうか。	提案により変更は可能です。
878	要求水準書(案)	添付資料8					必要諸室の仕様及び備品	「更衣室」は、男子用・女子用の区分が必要ですが、想定配置人数の男女別内訳はありますか。	実施設計時に協議します。
879	要求水準書(案)	添付資料9					過去5年間の水質データ(原水)	本データについては、エクセルなどの生データでご提供いただくことは可能でしょうか。	提供はしておりません。
880	要求水準書(案)	添付資料10						添付資料2上水道施設フロー図に示された施設が、添付資料10の点検頻度と点検内容に示されていないものがあります(宮石配水場等)。添付資料10に示されていない施設に関する点検仕様をご教示願います。	添付資料10を修正致します。
881	要求水準書(案)	添付資料10						室内内浄水場、木下第2配水池、木下加圧ポンプ場、木下浄水場は、添付資料2では”休止”となっています。これらについても毎日点検や水質点検の必要があるのでしょうか。	必要ありませんので、添付資料10を修正します。
882	要求水準書(案)	添付資料10						明見配水池は休止となっていますが、排泥回数が見られています。排泥作業が必要なのでしょうか。	必要です。
883	要求水準書(案)	添付資料10						千万町水源(草刈を除く)、外山詰所(水質点)など、点検頻度も点検内容も記載されていない施設につきましては、業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	業務対象です。

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
884	要求水準書(案)	添付資料11	11	(2)			計装監視対象施設	簡易水道に関する施設一覧(2)において、各浄水場に関連する配水池やポンプ場、等の信号が集まっているのでしょうか？ あるいは、個別に施設ごとに信号を伝送する必要があるのでしょうか？	簡易水道の信号については額田南部浄水場に集約されて、男川浄水場に一括伝送されてから、男川浄水場で監視をしています。
885	要求水準書(案)	添付資料12					男川浄水場廻り既設污水配管ルート図(1)	男川浄水場外市道埋設公共下水道管の起点(図面中央ロイヤルパークゴルフ前)上流男川浄水場正門側延伸工事については、下水道管理者が行う工事との理解でよろしいでしょうか。	別途本市が行います。
886	要求水準書(案)	添付資料14					添付資料14 ユーティリティー分担表	ユーティリティー分担表において、業務名「場外施設等維持管理業務」「保守点検業務(補修)」の項目「テレメーターの消耗品、修繕用部品」にて事業者にとありますが、テレメーターの数量及び仕様等を具体的にご教示願います。	既設については男川浄水場にて確認してください。
887	要求水準書(案)	添付資料14						ユーティリティー分担表の中で、使用料金以外に基本料金が発生するものは、貴市と事業者でどのような分担をお考えでしょうか。	基本料金は徴収いたしません。
888	要求水準書(案)	添付資料14					添付資料14	新設男川浄水場供用開始後、既設男川浄水場において、要求水準書(案)P29記載の新設浄水場供用開始後の各種業務、照明及び浸入監視設備等に必要ユーティリティーの負担は貴市と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

資料名	該当箇所						タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
	頁	項							
889 要求水準書(案)								<p>1) (図A) この用水路は、字川田と字森下のロイヤルゴルフ北側の水路に大平川から受水をし田に。 残り水は御用橋南にあるワンワン動物園西の乙川へ放出されております。</p> <p>2) 平成23年に2度にわたり水害が発生した時にこの排水路の(図A)が農業用の板によって閉じられ、(図C)鉄の水門によって完全に閉鎖されており、「ある給水が原因」とされた溢水を字中天より字藪下へと排出、排水してゆくことができず、この地域一帯が水害にみまわれました。</p> <p>3) 今回計画の男川浄水場事業により(図A)、(図B)、(図C)の排水のうち、</p> <p>1. (図A)は従来の受水排水経路の変更を行いますか。</p> <p>2. (図B)今後、現在より数倍大きくし、乙川への放水経路としますか。</p> <p>3. 大平地域の用排水の放出先受水先の変更を行いますか。</p>	<p>1については、添付資料1に示す本事業の事業対象地域外であることから、従来の受水排水経路の変更は行えません。</p> <p>2については、添付資料1に示す本事業の事業対象地域外であることから、変更は行えません。ただし、本更新用地内の雨水排水については、全量を浄水処理へ組み込むクローズドシステムを採用することにより、場外へ排出されることは想定しておりません。</p> <p>3については、添付資料1に示す本事業の事業対象地域外であることから、大平地域の用排水の放出受水先の変更は行えません。ただし、本更新用地内の雨水排水については、全量を浄水処理へ組み込むクローズドシステムを採用することにより、場外へ排出されることは想定しておりません。</p>
890 要求水準書(案)								<p>(2)-2実施設計業務のク(ア)共通事項g環境計画について「排水は自然流下とすること」とのみ記載があります。周辺及び下流地域の排水を考慮した「環境計画」が示されておられません。</p> <p>1.更新用地は、豪雨時に現況約20,000㎡の雨水を溜めております。更新用地内だけに降る雨量を想定し、「自然流下をする」と計画されておりますが、盛土することにより周辺地域及び下流地域への流雨水量が増え、下流地域においては、大量の流雨水が溜まること予測されます。即ち、現況計画地域56,000㎡に流入し、溜めている雨量は極めて高いと考えられます。住宅地・商業地の多い周辺地域及び下流地域も含めた排水計画と水害への配慮計画を示さないまま、事業をすすめるのは大きな問題であると考えております。</p>	<p>本更新用地内の雨水排水については、全量を浄水処理へ組み込むクローズドシステムを採用することにより、場外へ排出されることは想定しておりません。よって、本事業を行うことによる周辺地域及び下流地域への影響は想定しておりません。</p>

	資料名	該当箇所					タイトル	要求水準書(案)の質問	回答
		頁	項						
891	要求水準書(案)							2.大西町字宮前の宮ノ入公園対岸にある乙川への放流口は、既に住宅地になっている「大平町字市木から字西大森」地区の放水先であります。現況の放水経路が(ロイヤルパークゴルフ場北よりわんわん動物園へ向かう)滞ることがないようにしていただきたいと考えております。また、現在及び更新事業後は1秒間に何トンの放出量で計算をされているのかお示してください。	本更新用地内の雨水排水については、全量を浄水処理へ組み込むクロードシステムを採用することにより、場外へ排出されることは想定しておりません。
892	要求水準書(案)							3.大平町地域が抱える「流入雨水による冠水被害問題」が解決されていない状況であります。既に冠水被害のでている大平川用水下流地域への「対策」も要求水準書に盛り込むべきと考えております。	大平川用水下流地域に関わる対策については添付資料1に示す本事業の事業対象地域外であることから、要求水準書に追記することは想定しておりません。
893	要求水準書(案)							4.下流部で50,000㎡以上の田を宅地にする開発がH20年にありましたが、大平水源からの大平川用水の取水量は旧来以上の取水をしてみえます。今回の56,000㎡の浄水場更新予定地の開発後も、大平水源からの大平川用水取水量の変更がないまま行われるのであれば問題があると考えております。	大平水源からの取水は水道に必要な水量のみ取水しております。農業用水の取水については本事業の対象外となります。
894	要求水準書(案)							5.別添図面1の(ア)(イ)の「田」について、取水経路は今までと変わらないと思われませんが、排水先と排水経路はどのようになるのか、しめしておくべきと考えております。	排水先については要求水準書添付資料1に示すとおり、現在と同じ男川浄水場北側の水路です。排水経路にはについては事業者の提案によります。